

令和 2 年

第 5 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 2 年 6 月 9 日
至 令和 2 年 6 月 16 日

飯 舘 村 議 会

令和2年第5回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6. 9	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 10	水	休 会		議案調査
第3日	6. 11	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	6. 12	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番） 3. 議案審議
第5日	6. 13	土	休 日		
第6日	6. 14	日	休 日		
第7日	6. 15	月	休 会		議案調査
第8日	6. 16	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和2年6月9日

令和2年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和2年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年6月9日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和2年6月9日 午前10時00分				
	閉議	令和2年6月9日 午前11時11分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員 会長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月9日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 5 回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件 3 件、条例案件 12 件、その他案件 1 件、計 16 件であります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元の配付文書の表のとおりであります。会議規則第 92 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会へ付託されました。

次に、議会運営委員会が 6 月 4 日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、本定例会の一般質問の通告は 6 名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、5 番 高橋和幸君、6 番 渡邊計君、7 番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第 2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 6 月 16 日までの 8 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 6 月 16 日までの 8 日間に決定しました。

◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第 3、村長提出の議案第 59 号から議案第 74 号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和 2 年第 5 回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げ

ます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例議会以降の村の主な動きをご報告させていただきます。

まず、長泥地区の復興再生拠点地区外に対する整備についてでございます。本件については、去る2月26日付で復興大臣、経済産業大臣、環境大臣、さらに自由民主党東日本大震災復興加速化本部長、公明党の東日本大震災復興加速化本部長宛てに、復興公園の整備について要望を行ったところでございます。この要望は、ふるさと長泥とのつながりのシンボルとなる復興公園を拠点区域外に整備をし、拠点区域外の住民がふるさとを折に触れて訪れることができるようにし、整備と同時に避難指示も解除をするよう求めたものでございます。その後、村としては復興庁、内閣府、環境省などと協議を重ねた結果、去る5月29日、国としては村からの要望に沿った方向で整備をする方針が決定されたところでございます。整備する内容としては、復興拠点地区外の建物の解体と、解体後の宅地周辺等の放射線量の低減対策を講ずることになっております。また、公園整備に関する具体的な内容については、今後、国と村が協議し決定することになっておりますが、村としてはできるだけ後年度に負担がかからないような整備を進めていきたいと考えております。なお、今後のスケジュールですが、今年と次年度の8月頃までに建物の解体と宅地周辺等の放射線量の低減を行い、公園の整備は令和3年度中に完了する予定で、令和5年度には避難指示が解除される見込みで現在進めているところでございます。

次に、第6次総合振興計画の中間検討状況についてお話をさせていただきます。まず、基本理念であるキャッチフレーズは「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」、さらにサブフレーズとしては「ちょっと住む 時々住む ずっと住む みんないいかも いいたて村」といたしました。これは第5次総のキャッチフレーズである「までライフ」の精神を土台にし、物の豊かさだけでなく、お互いさまの優しい気持ちで地域や家族の在り方を大切にという考え方から、「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」という基本理念に決定をしたところでございます。現在の進捗状況ですが、4つの専門部会で、目指すべき姿、主な重要事業等を検討しております。また、村民向けの中間報告会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催は行わず、現在まで検討をしてきた4つの部会の基本方針や重点事業などをまとめ、今月中旬をめどに全世帯に送付をし、意見を求めるということにしたところでございます。なお、議会の皆様には6月定例議会中に全員協議会で中間的にまとめた内容について報告をさせていただきますし、今後のスケジュールですが、7月から8月にかけて最終的なまとめを行い、振興計画審議会で承認を得た後、9月定例議会に提出をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお話をさせていただきます。村では、去る2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、これまでに13回にわたる本部会議を開催し、感染症の対策あるいは経済対策の両面にわたって協議、検討をしてきたところでございます。主な活動内容としては、まず感染症対策ですが、小学校の休業や再開、公共施設の一時休業や休止、村民への感染症予防対策のチラシの配布、役場窓口へのアクリル板の設置や学校等公共施設のアルコール消毒の徹底、村民1人当たり10

枚のマスクの配付などでございます。今後、フェースシールドや非接触式体温計などの交付を予定しております。一方、経済対策としては、新型コロナウイルス感染に伴う企業、事業所などの減収、これは前年度の同じ月で30%減というのを対象にしているところがありますが、固定資産税納付額に応じて最大500万円の補助金交付の予算化をやっているところでもあります。これは5月27日の臨時議会で皆さん方に認めていただいたところでございます。また、国による支援としては、村民1人当たり10万円の特別定額給付金の交付、持続化交付金、雇用調整助成金、無担保・無保証・無利子の緊急経済対策資金の貸付けなどです。なお、国による各種支援制度については、現在、村と国と県と村の商工会が連携して、商工会事務所においてワンストップで申請等の相談受付を行っていくようにしております。いずれにいたしましても現在まで村内の感染者はおりませんので、引き続き予防対策を徹底し、村からの感染ゼロを目指してまいりたいと思っております。

次に、大火山地区風力発電建設に伴う川俣町からの景観上の指摘についてお話をさせていただきます。現在、大火山地区には、風力発電3.2メガワット2基を建設中で、1基は既に完成し、2基目についても工程的には5月末には完成する運びとなっていたところでしたが、1基目の風力発電建設が完了後、川俣町役場から風力発電の設備が役場からはっきりと見えるとの電話をいただいたところでもあります。2年前に川俣町に風力発電建設計画の事前説明をした際、川俣町役場からは見えないと言ってきましたので、全く反対の結果となってしまったところでもあります。この原因は、東光電気工事から頼まれた環境アセスメントの会社、コンサルタント業でありますけれども、名前はイー・アンド・イーソリューションズという会社であります。調査の結果、川俣町役場からは見えないと結論をつけたためでございます。その後、環境アセスメントの経過について分析、精査したところ、コンサル業者が調査目的の趣旨を十分理解せず進めてしまい、調査方法あるいは撮影地点の選定などを決定する際に幾重もの判断ミスを起こしたということが原因でございます。村としては、風力発電の株主でもありますので、川俣町役場に対し、5月に3回の説明と謝罪を申し上げました。また、5月29日には、川俣町議会の全員協議会より説明を求められましたので、川俣町役場に説明した内容と同様の説明と謝罪をしてきたところでございます。今回の説明と謝罪によって川俣町役場及び川俣町議会から了承を得たわけではございませんが、今後、引き続き協議をし、何とか早い機会に妥協点を見いだして工事を進めてまいりたいと考えております。なお、風力発電の2基目の建設については、川俣町との協議が終了するまで、現在工事を中断しているところでございます。

それでは、各課の報告に入らせていただきます。

まず、総務課関係であります。4月10日に、いつものとおり第1回の行政区長・副区長会議を開催しまして、令和2年度の事業の説明をしたところでございます。なお、今年度は役員改選年度となっております。新たに5人の新しい区長さんに委嘱状を交付させていただきました。会議では、各課の主要事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところでもあります。

また、4月26日に予定しておりました村消防団の春季検閲式は、コロナの観点から開催を見送らせていただいたところでもあります。

村づくり推進課であります。先ほど話しましたように、第6次総合振興計画の策定を急いでいるところでありまして、4つの専門部会などなど、協議、検討を進めてまいりまして、現在計画は素案のまとめの段階に入っております。今回の計画は5年間という短期間であることを踏まえ、各部会から出された重点事業ほか、施策案をより実効性の高いものにするため、役場の各課においても事業内容の点検などを行っているところでありまして、引き続き9月完成に向け協議、検討をしてまいりたいと思っております。

次に、住民課関係であります。税であります。本年度から帰還困難区域を除き、固定資産税の償却資産、軽自動車税がそれぞれ通常課税となります。固定資産税の課税件数は2,035件、軽自動車税の課税件数は3,835件ということになります。

次に、村民の帰還の状況であります。6月1日現在で帰還していただいている方は、630世帯の1,238人でございます。約23.1%。これに転入者176人といたてホームの入居者等を合わせますと、747世帯で1,459人ということになります。

次に、避難を継続している方の避難先であります。県外が218人、県内のほうは福島市に2,432人、南相馬市に331人、伊達市に290人、川俣町に289人で、相馬市に148人、合わせて3,679人ということになります。

次に、平成29年度から3年間、帰村者の引っ越し費用としてやってきましたおかえりなさい補助金ですが、令和元年度、これが最終年度ということで、193件が最後の年にありました。3年間の実績は612件、金額にして1億2,240万円補助額をおかえりなさい補助金ということで出させていただいたところであります。

次に、帰村している村民を対象に、本年度からは村社会福祉協議会で業務委託をしまして、村内の公共医療機関だけではなくて、川俣町方面へ買物にも利用できるワゴン車やバスを運行しているところでございます。事前予約制であります。今のところ1日平均9名ぐらいの方に利用をいただいているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として1人当たり10万円を支給する特別定額給付金であります。5月12日に5,360人分、1,829世帯へ申請書を送付いたしました。原則、給付金の受給権者は世帯主ということになりますが、村では場合によっては世帯主の同意があれば世帯主と別の口座へ振り込む個別の対応も取ってきたところでございます。現在、6月4日までに3回の支給をしております。1,606世帯、88%、金額にして4億8,040万円の支給を終えております。なお、4回目は11日支給を予定しておりますが、これによって1,711世帯、93%ぐらいになる予定でございます。金額は5億円を超えることとなります。

次に、健康福祉課関係です。

まず、新型コロナウイルス感染症については、今後も引き続き最新の情報を広報し、ホームページなどで知らせてまいりたい、このように思っております。

総合健診ですが、本来は5月7日から5月13日に予定しておりましたが、ご覧のようなことで、7月1日から7月7日までやりたいということで今計画をしているところであります。今年度も7月から9月まで医療機関で実施する施設健診を予定しており、電話や家庭訪問などにより年1回の受診を勧奨し、一層の受診率向上に努めるとともに、村民の健

健康管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、いいたてクリニックでございますが、4月より院内処方をスタートしたところでございます。昨年と同様、火曜日と木曜日の週2回、午前中の診療を行っていますが、この新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者は1日当たり15.1人程度となっております。診療日数については、今後とも利用者の状況を見ながら随時対応してまいりたいと思っております。

帰村された皆様を対象にサポートセンター事業、いいたてクリニック施設の一部を利用して開設しておるところであります。多くの皆さんに利用していただいております。今年度も引き続きやっていきたいと思っております。

震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金、国の制度でございますけれども、令和2年5月末現在765件の申請となっております。

次に、産業振興課関係であります。

農政をまずお話しさせていただきますと、5月5日から田植が行われておりまして、昨年は11地区25名ぐらいで44.7ヘクタールぐらいだったわけですが、今年度は同じ11地区で36経営体になりまして138ヘクタール、いわゆる3倍ぐらいの水稻が拡大したところあります。田植の方法は、直播が主であります。一部苗の移植も増えてきているところあります。品種は、里山のつぶ、天のつぶ、あるいはコシヒカリ、ひとめぼれ、ヒメノモチ、あるいは飼料用米のふくひびき、ホールクroppサイレージのキヨニシキ、それから酒米用の夢の香と多品種にわたっているところあります。

次に、原子力被災12市町村の農業者支援事業、いわゆるなりわい農業であります。いきが農業者からなりわい農業ということで、なりわい農業に対しては国からの4分の3の補助事業ということで、令和元年度までに94件が事業採択され、今年度も11件の申請があるところがございます。

次に、被災地域農業復興総合支援事業ですが、昨年度末から深谷地区でライスセンター及びブラック式倉庫の建築工事を進めており、去る4月30日に安全祈願祭を行いました。また、昨年度末から伊丹沢地区の2か所で、それぞれ繁殖和牛の50頭規模のパイプハウス型牛舎などの整備を現在進めているところあります。さらに、福島県営農再開支援事業のメニューを活用した良質の堆肥の導入や、イノシシ、猿被害防止用の電気牧柵の導入については、村内で「農」に携わっている方を増やすべく、随時申込みを受け付けているところあります。

また、有害鳥獣対策であります。4月2日に編成会議をやりまして、村内のハンター21名に委嘱状の交付をしたところあります。有害鳥獣駆除活動を開始したところあります。令和元年度、去年1年間のイノシシの捕獲頭数は736頭に上っております。

次に、農地の保全管理でございます。今年度は避難指示解除後4年目ということで、福島県営農再開支援事業による除染後の農地の保全管理、いわゆる10アール当たり3万5,000円をもらうということですが、これが今年度から1万2,000円の中での保全管理ということをやっていかなければなりません。減額になった分は、各行政区の協力をいただきまして、中山間地域等直接支払交付金あるいは多面的機能支払交付金なども活用し

ながら、営農再開に向けた圃場整備をこれからも図っていかうとしているところであります。

次に、平成30年4月20日に設定されました飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく長泥行政区の計画的区域内における除染は、今年度中の完了を見込んでいるところでございます。

また、長泥の環境再生事業であります。昨年度から環境省が研究室内でのポット栽培、現地でのハウス栽培によってソルガムなどの実証をしてきたわけですが、ようやく今年度からは住民の要望によって野菜などの一部の露地栽培も実験を実施してみるところになっております。露地栽培は2アール程度の小規模なものになることが予想されておりますが、栽培エリアを造成するために、除染土壌の放射線濃度等の分別による再生資材の製造、再生資材による露地栽培用盛土の整形、非除染土壌である遮断土による盛土の表面50センチメートルの被覆などを実施することとなっているところであります。

次に、商工観光関係でございますが、宿泊体験館きこりでございますが、4月までに2万6,127人の利用があり、村民の憩いであり交流の場となってきたところであります。平成29年5月8日に素泊まりの宿泊業務を再開しておりまして、これも今年の4月末までに7,340人に泊まっています。ところが、新型コロナウイルス感染の影響で、利用者数の減、また、県における協力要請に基づいて4月25日から5月10日までの間が臨時休業となったところでございます。

次に、中小・小規模事業者への事業再建支援の原子力被災事業者事業再開等支援事業、いわゆる4分の3の補助事業であります。先ほどは農業のほうの4分の3ということですが、今回は商工業のほうの4分の3事業であります。令和元年度の実績は14件で、本年度は県に対し5月までに4件の申請があるということで、これも精いっぱい住民の対応をしていきたいと、このように思っているところであります。

去年に引き続きましてプレミアム付商品券、これでありまして、プレミアム率が50%と大変お得な商品券で、1冊1万円で1万5,000円の買物ができるというものでありまして、6月1日から発売を始めておりまして、事業の集客効果を高めるイベントとして、8月9日に商工会主催のいいたて夏祭りをその事業の中で実施する予定でありますし、ある意味ではやっぱりこのコロナ対策の経済対策としてできるだけ、去年は70%の利用率ということですが、ぜひ今年度は80%、90%の利用率に上げていきたいと思っているところであります。

次に、建設課関係であります。住宅関係で昨年度建設しました大師堂団地、これを4月7日に竣工式を行ったわけですが、これで村がこれまで計画していました村営住宅の整備は全て完了ということでございます。ほとんどは古い建物を建て直したということでありまして、新しいのは深谷とこの大師堂ということでありました。入居可能戸数としては111戸ということになり、現在95戸に151人が入っていただいております。65歳以上の割合は33%、3分の1ということでありまして。

次に、今年度3年目となります生活環境整備事業の村道機能回復工事、つまり舗装工事ですが、現在15路線、約26.9キロメートル、契約金額で14億9,000万円の工事を発注して

いるところであります。この機会にできるだけ村道のいわゆる再整備をしていったほうが後で村の財政が非常に楽になるということで、今のうちにできるだけ国の予算を使わせていただくということでもあります。

農林関係ですが、再生加速化交付金の営農再開支援水利施設等保全事業で行う水路などの草刈り・土砂上げ、昨年度まで14行政区、今年度3行政区で実施を計画して、2行政区については発注済みということになっております。

農業基盤整備事業の農地の暗渠排水、客土、用排水路の整備、これも6行政区で昨年度から継続して実施をしております、今年度はさらに6行政区で工事着手の予定です。

昨年度より実施しておりますため池放射線対策工事については、3か所の発注計画となっており、年度末完成を目指して実施をしております。また、ため池の放射線対策調査設計は、24か所の現地調査を計画しているところであります、今年度のその総予算額は、これらのところまで約20億7,000万円ということで、非常に多くの事業をできるだけこれから整備をしていくということでございます。できるだけ村民の対策、村民のためにということでございます。

次に、教育課関係でございますが、3月29日に中学校の体育館で4校合同での閉校式を開催いたしました。コロナということで規模を大幅に縮小いたしまして、4校の校歌を記した歌碑の除幕式を行ったり、147年ということではありますが、そういう母校の歴史を刻んだことに対する感謝の気持ちを表したところであります。

また、4月5日に、今度はいいたて希望の里学園の開校式を行い、これも一部縮小しながら、菅野村議会議長、それから亀岡文部科学副大臣、それから鈴木福島県教育長などにご祝辞を頂戴いたすとともに、校歌を作詞した黛まどかさんには子供たちと一緒に校歌を披露していただいたところであります。開校式も新型コロナウイルスの影響で規模を縮小したということであります。

次に、村では、2月28日に、第2回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、こども園と学校のほうを3月4日から令和2年度の新学期前までを臨時休業ということを決めたところであります。そして、令和2年度になってからは、4月6日に学校の入学式を開催し、4月7日にはこども園の入園式を開催しながら、園、学校とも1学期を進めたところでありますが、県及び県教育委員会からの通知を受けまして、4月20日に開催をいたしました第9回のコロナ対策本部会議において、村の場合には園も学校も4月22日から5月6日までの期間、臨時休業ということを決め、その後、5月1日開催の第11回の対策会議で5月8日までの臨時休業の延長を決めたところであります。なお、5月4日に政府から緊急事態宣言の延長方針が出されましたので、これらのことを踏まえ村としては、県内では一番早く、5月8日に、第12回の新型コロナウイルス対策会議で、いわゆる飯舘村は1クラス3名から多くて13名で、3密を避けられるということでございますし、また学習の遅れあるいは子供たちの心身の健康面での不安の解消も図ることも大切だと。また、通学手段がスクールバスのみであり、3密を避けるための段階的な措置としての分散登校などは本村の実態に合わないということから、園、学校、スクールバス通学における感染症防止対策を徹底しながら、5月11日から再開をさせていただいたところであります。

す。

子供たちの学習遅れ対策としては、中学年をはじめ、高学年より順次タブレット活用を図り、家庭での課題学習や自主学習の取組を始めたところであり、また、この間、授業時数を確保できなかった部分については、夏季休業期間中に数日の授業日を設けるなどして補填をしてみたいということでございます。

生涯学習課であります。ご存じのように、新型コロナウイルス感染防止対策として、交流センターは4月27日から5月10日まで、スポーツ公園は4月8日から5月17日まで施設の使用を休止しておったところでもあります。再開後は、いわゆる3密状態にならないように利用をしていただく努力をしているところでもあります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、3月に予定しておりました自主文化事業の中止や、5月に開催を予定しているコンサートやスポーツ教室などなどの延期を行っているところでもあります。一部中止ということもあろうかなと思っています。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第59号は、令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に8億1,109万5,000円を増額いたしまして、総額を139億7,504万9,000円としたところでございます。

歳出の主な内容であります。総務費の総務管理費に2,548万6,000円、商工費の商工費に1,118万7,000円、消防費の消防費に7億6,859万6,000円などを計上したところであります。

歳入には、地方交付税、国県の支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を充てているところでございます。

議案第60号は、令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算総額に3億3,520万9,000円を増額いたしまして、総額を12億3,736万4,000円としたところでございます。

議案第61号は、令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、この補正は、保険税減免のための財源更正を行うということでございます。

議案第62号は、いいたて美しい村づくり推進条例でございます。この条例は、村の景観に配慮した美しい村づくりを推進するために制定するものであります。

議案第63号は、ふかや風の子広場設置条例でございます。この条例は、6月末日竣工予定の深谷地区多目的交流広場の整備に伴い、設置条例を制定するものでございます。

議案第64号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。これは、先ほどの議案第62号でありましたいいたて美しい村づくり推進条例の制定に伴いまして、審議会委員の報酬を定めるものでございます。

議案第65号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例であります。これは、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のため、個人村民税等に関わる税額控除や徴収猶予の規定を定めるものでございます。

議案第66号は、飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、これは、新型コロナウイルスに感染した方が働けなくなった場合に傷病手当金を支給できる規定

を新たに定めるものでございます。

議案第67号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、令和2年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を定めるものでございます。

議案第68号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被害者に対する令和2年度の国民健康保険税について、引き続き減免をすることを定めるものでございます。

議案第69号は、飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例でございます。これは、被保険者が新型コロナウイルスに感染し死亡した場合などに、保険料の減免規定などを定めるものでございます。

議案第70号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和2年度の保険料も対象とすることを定めるものであります。

議案第71号は、飯館村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、村の将来を担う人材育成等の観点から、社会教育委員の定数を10人から15人に定めるものであります。

議案第72号は、飯館村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、パークゴルフ場の竣工に伴い、同施設を社会体育施設に追加するものでございます。

同じく議案第73号も、飯館村使用料条例の一部を改正する条例ですが、これもパークゴルフ場の竣工に伴って同施設の使用料を定めるものでございます。

最後の議案第74号であります。これは相馬地方広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてでございます。これは、相馬地方広域市町村圏組合でこれまで運営をしてきました鹿島にある旧相馬地方食肉センター施設等が経年劣化などで管理が容易でないことなどから、南相馬市に無償譲渡してよいか構成市町村で議決を求めるものでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上が、提出いたしました今議会の議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時45分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時11分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。
ご苦労さまです。

（午前11時11分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月9日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

令和2年6月11日

令和2年第5回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和2年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和2年6月11日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年6月11日 午前10時00分				
	閉議	令和2年6月11日 午後 3時28分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 佐藤健太		2番 長正利一	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 高橋萌育	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員 会長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月11日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月9日産業厚生常任委員会が請願第1号及び陳情第1号審査のため、同じく総務文教常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番相良 弘君、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。令和2年6月定例会において、議席番号6番渡邊 計、一般質問をさせていただきます。

3月定例議会以降は、新型コロナの感染拡大により、マスクや消毒液等はおろか、デマによるトイレットペーパー及び小麦粉関係の食料品が大分不足しており、いまだに小麦粉関係の食料品というのは不足している状況であります。セブンイレブンしかないこの飯館村におきましては、村民にとっては入手するのが非常に困難だったと思われま。そこで、村から1人10枚のマスクを送っていただいたということは、村民皆さん大変喜んでおります。いまだにアベノマスクが届かない状態の中で、村からこういういいマスクが届いたことに関しては、皆喜んで感謝しているのではないかと思います。

また、全国的に自粛制限が発令され生活環境が一変し、非常に暮らしにくくなっております。6月10日、昨日現在で1万7,078人、これ全国的に発症し、935人が亡くなっております。幸いなことに、当村は人口1人当たりの密度が土地面積からしますと大分広いので、密になるということはなく、1人も発症することがなく済みました。この新型コロナに關しましては、薬ができるまでもうあと1年近くかかるのではないかと、かなりの長期戦になってくると、そのような中で第2波、第3波、これに対して個人個人が用心していくべきではなからうかと。

あと、コロナが発症したために、健康福祉課長に伺ったんですが、インフルエンザが出

なくなると。相双地区、今年2月以降インフルエンザが1人も出ていないと。よかったのか、悪かったのかということもありますけれども。今後、皆さんもマスク、手指消毒等やっていただき、飯舘村で一番最初の患者にならないように、特に行政、議会がならないようにしていきたいなと思っております。

また、この3月から6月の間におきまして、5月初めから川俣町のほうから風力発電の風車の視認ができるできない等でかなりの問題が現在発生しているところであります。これも、コロナと風車問題も一般質問の中に入れて込んで質問しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、質問に入りたいと思ひます。

まず、12月定例会でも質問しましたが、趣旨に沿わない答弁でしたので、さらに昨今、村民の関心の的が秋の次期村長選挙ですので、いろいろな人に会いますと次の村長選どうなるんだと、村長は出るのかと、新人候補はいるのかというそういう声がずっと聞かれ続けておりますので、ここで改めてお伺ひします。本年10月は村長選挙でありますけれども、現村長の出馬の意思を伺うものであります。

次に、当村は高齢者が非常に多く、帰村者においてはなおさら高齢化率が高い状況にあります。最近ではニュースなどでも騒がれなくなりましたが、老人による誤発進等で大分去年あたりは事故等騒がれましたが、最近騒がれません。しかしながら、国でもこの3月からサポカー補助金なるものも出てきました中で、高齢者の多いこの飯舘村において安全運転装置のついた車の購入、あるいは取付けした場合の費用の助成金制度、こういうものを村独自のものをつくるべきではないかと思ひますが、行政の意向を伺うところであります。

次に、3点目としまして、新型コロナウイルス感染症についてであります。今回、マスク、消毒液、そしてハンドジェル等、非常に手に入りにくくなりました。私も保原で毎日ドラッグストアを巡って、1週間に1回うまく当たりつけばいいかなと。そして値段も3倍から5倍くらい、このコロナウイルスの前の3倍から5倍ほどの値段になっていると。でも、ここに来まして大分物はまだ高い状態ですけれどもそろってはきております。そこで、今回手に入りにくくなったマスク、消毒液、ハンドジェル等の備蓄をどう考えていらっしゃるのかお伺ひするところであります。

2番目としまして、第2波、第3波、これは必ず来ると思われます。飯舘村の中から出なければ問題ないんですが、やっぱり外部から入ってきますと、特に関東などから入ってきますと、そういう病原菌を持って、自分が罹っているのが分からないという形の人たちが入ってこられますと、いつの間にか病原菌が蔓延する可能性もありますので、今後第2波、第3波に対する対応について伺うものであります。

続きまして、次に川俣町と現在問題が起きております風力発電についてお伺ひいたします。まず、これまでの計画から進捗状況、現状はどうなっているのかということについてお伺ひいたします。

2点目には、川俣町から苦情が上がったわけですが、その苦情内容、それらに対してどう対応したのかをお伺ひするところであります。

3点目に、今後の対応、対策についてお伺いいたします。

以上、4項目、7点について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 6番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点、村長選挙についての出馬の意思についてというご質問がありました。

平成8年10月に村長に就任以来、振り返りますと多くのいろいろなことがあったなと思っております。大きなところでは平成の大合併で、合併はせず自立の道を、というのもありましたし、また東日本大震災に伴う原発事故への対応などなどがあったわけでありまして、その中でいろいろな復興事業を進めてきたところでもあります。今のようなことは、大きなことであって多くのことがあります、いずれにいたしましても私は行政運営の基本の考え方としては、常に村民の暮らしと福祉の向上を念頭に置き、特に公正無私、いわゆる私利私欲を一切捨ててというその気持ちを持って、村民に対し開かれた村政をしなければならぬという思いで取り組んできたところでもあります。これらの事業を進めるに当たっては、これまで大変つらい決断をせざるを得ない場面も数多くありましたが、幸いに議会の皆様方のご理解をいただいたり、あるいは村民の温かいご支援をいただいて、何とかここまで村を前進させていくことができたなと思っております。これも、その他多くの関係者の皆様のおかげであり、改めて感謝と御礼を申し上げるものであります。

さて、ご質問の10月に予定されております村長選挙であります、意思についてであります、今まで長年私を熱心に支えていただいた後援会組織をはじめ、多くの支持者、関係者の皆様のご意見などを拝聴しながら、村の現在関わっている課題など十二分に考えながら、今後の身の振り方についてそう遠くない時期に判断をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

それから、ご質問にありました川俣町との風力発電関係をお答えさせていただきます。

まず、計画からこれまでの進み具合、あるいは現状であります、村は平成25年2月に東光電気工事株式会社との共同出資により、現在のいたてまでいな再エネ発電株式会社というのをつくりまして、大火山において以前は太陽光発電、さらに今回風力発電事業に取り組んでいこうということで進めてきたところでもあります。風力発電は、太陽光発電とのクロス発電ということで、電力会社に売電できる10メガワットの範囲までより効率的に発電することを目的に実施するものでありまして、予定では今年の秋に完成、竣工を目指しておったんですが、川俣町から景観についてのご指摘があり、現在工事を中断しているところでもあります。

次に、2点目の川俣町から指摘があった内容でございますが、事前に村及び会社から町及び近隣の住民に説明した風車の見え方でございますが、調査報告書の結果から見えない、または見えるかもしれないがほとんど気にならないという説明をしていたものが、実際は大部分が見えるというのはいかがなものかというご指摘があったわけでもあります。その経過については、通常風力発電事業開始に当たっては環境影響調査、いわゆるアセスメント調査を行わなければなりません。今回の発電規模は、法的には調査を行わなければならない基準の10メガワット以下であったため、法的にはアセスをする必要がなかったわけであり、この事業は村も関わっている事業ということもあって、慎重に慎重を期して対

応していったほうがいいのではないかとということで、自主的にアセスメント調査を行った。その結果、報道などで事業計画を知った川俣町さんからの依頼で、町への事業内容の説明の中で、今申しましたような景観についての配慮をいただきたい旨のお話を伺ったので、調査項目の中に景観に関する項目を追加して調査をした。その結果なんですが、景観に関する点については、調査会社が風車の見える見えないというのはなかなか困難であるが、景観的にはほとんど気にならない大きさであると考えられる。あるいは見えないというようなことを書いて、川俣町に説明をしてきたということであります。川俣町からの指摘を受けた後の対応でありますが、まず村でも実際に風車が見えることを確認いたしまして、一方で調査報告書と実際の相違の理由について東光電気工事株式会社に確認を依頼しました。そして、去る5月12日に村と東光電気工事株式会社で川俣町役場に出向きまして、謝罪及び状況説明を行ったところであります。また、その後の精査で、調査内容報告書の記載内容などに誤りがあるというのが分かりましたので、再度5月26日に今度は調査会社も同行させて、町に対し説明を行い、そして謝りを入れてきたところであります。さらに、川俣町議会からも説明の依頼がありましたので、これは5月29日ですが、町の全員協議会の場で村、東光電気工事株式会社、調査会社が陳謝、説明を行ったところであります。

3点目の、今後の対応ということでありますが、このたびの問題については村も出資している会社でもあり村の責任も重大でありますので、今後も解決に向け主体的に関わっていく考えでございます。

なお、対策につきましては、今後問題解決に向けて川俣町、川俣町の議会、そして川俣町民の皆様に対し、東光電気工事株式会社、調査会社とともに真摯に向き合い協議する中で、何とか早い機会に解決策を見つけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

他は、それぞれ担当課長からお答えをさせていただきます。

住民課長（山田敬行君） ご質問の2点目、高齢運転者の安全・安心についてお答えさせていただきます。

村では、運転免許証を自主的に返納された方に対して、バスやタクシーの利用券、電動アシスト機能付の自転車車両の購入に係る費用を補助する制度を今年度から創設しました。この制度は、運転免許書を自主返納された方が対象でありますので、ご質問にあります運転免許証を保有したまま安全運転支援装置の車両購入や、取付費用に対する支援ではありません。一方で、経済産業省所管によります満65歳以上の方を対象に安全運転支援装置の車両購入や取付費用に対する補助制度が本年3月から始まりました。この補助制度には、2つの区分があります。1つは、歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載する車両購入に対する補助、いわゆるサポカー購入補助であります。新車は最高10万円、中古車であれば6万円までの補助があります。2つは、ご自分の車両に後づけでペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入に対する補助であり、4万円または2万円を補助します。この補助制度のホームページによれば、補助制度の総予算額は約1,127億円であり、予算額を超過した場合は募集を終了することとなっております。見通して

は来年2月頃までに申請いただいたものが対象と想定しています。

村としましては、高齢者で運転に不安がある方は可能な限りこの補助制度を利用していただくよう、お知らせ版、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。なお、この国の補助制度が終了になれば、運転に不安のある高齢運転者に対しての支援がなくなることから、村単独での補助制度を創設するという事も検討していかなければならないとも考えております。

以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、3番、新型コロナウイルス感染症について、3の1、今回手に入りにくくなったマスク、消毒液、ハンドジェル等の備蓄はどう考えているのか伺う、3の2、第2波、第3の波に対する対応、対策について伺う、この2点合わせて関連がありますのでお答えいたします。

まず、マスク、消毒液等の備蓄の件であります。新型コロナウイルス感染症対策として5月に村民全員を対象に1人10枚のマスクを配付いたしました。今後も、マスクが必要になる事態を想定し、現在3万2,000枚ほどのマスクを備蓄しているところであります。村では今後も備蓄を進め、12万枚のマスクを備蓄する予定であります。また、手指消毒に使用するアルコール消毒液につきましては、現在も入手困難な状況が続いております。村でも発注を進めておりますが、現在は18リットルの備蓄にとどまっております。こちらに関しましても、今後備蓄を進め、最終的には174リットルの備蓄をする予定であります。このほか、村ではフェースシールド1,000枚、非接触型体温計120本を備えております。このうち、110本の非接触型体温計は、既に学校等への配付を行っております。今後は、フェースシールド200枚、非接触型体温計10本、飲料水3トン、非常食200食、毛布100枚、ストーブ20台を追加で備蓄する予定であります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波への対応、対策についてお答えいたします。村では、さきに申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の流行第2波、第3波に備えマスクや手指消毒用のアルコール等、感染予防物品の備蓄を進めております。また、今回のウイルス流行により変化した新しい生活様式を引き続き広報し、感染防止のための注意喚起をしてまいります。また、県内での新型コロナウイルス感染症発生状況を注視し、県や保健所などと連携し、感染予防、発生時対応等を行ってまいります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） まず、村長選に関してであります。答弁の中で後援会をはじめ多くの支援者、関係者の皆様のご意見等を拝聴しながらということですが、うわさに聞きますとこの後援会や支持者関係からは出馬すべきといううわさというかお話を伺っているわけですが、村長自身の個人としての意思はどのようになっておりますでしょうか。

村長（菅野典雄君） 最終的には自分の判断ということにはなるんだと思うんですが、少なくとも後援会の皆さん方は今まで自分たちの選択が村の進みに物すごい影響を与えた、あるいは間違いではなかったという自負を持っておられる方が大変多いなと私は感じております。合併のときも、少なくとも判断で自立をということで、自立があったから今、原発

災害の対応もまさにできたということでありまして、また避難解除に当たってもまだまだ避難解除すべきではないというの、やっぱり平成29年3月にすべきだということで、それがあつたからこそ今がやっぱり、村の進み具合があると。間違いなく自分たちの判断は、村はやっぱり進めたということでありまして、そういう人たちの心をまず大切にしながら、これから考えさせていただくということでありまして、もうしばらく猶予をいただきたいということでありまして。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 私、聞いているのは、これまでの後援会の支持やそういうことでこれまでの歴史を聞いているのではなく、今現在村長個人の意思でどういう意思なんですかと。恐らく後援会とか支持者たちは出るとおっしゃると思います。ただ、結論的にはまだもう少し先になるのか分かりませんが、現在の村長個人の意思としては出る気があるのかないのかを伺っているところであります。

村長（菅野典雄君） 全く現在のところ、今進めているいろいろな課題に真摯に向き合って、少しでも間違いがないような判断をしていくというのが今の心境でありますので、それ以上のものでも以下のものでも今の段階ではありません。

6番（渡邊 計君） いつまでたっても水かけ論になりますので。答弁の中で、今後の身の振り方についてはそう遠くない時期に判断をしたいということですが、その時期というのはいつ頃になるのか。ほかの他自治体の市町村長の選挙に関しては最近も新聞に出ておりますが、2月、3月頃出ていましたが、大抵は3か月くらい前には発表しているんですが、その遠くない時期というのはいつ頃ですか。

村長（菅野典雄君） 全くこれも予測はつきませんけれども、今おっしゃったように3か月前というのであれば3か月前くらいかもしれませんし、場合によってはまさに間近にという人もいないわけではございませんので。ただ、少なくともこうやってご質問をいただいていますから、できるだけ早い機会にはしたいなと思っておりますが、今のところまだはつきりとは言えない状況でございます。

6番（渡邊 計君） 今、間近にという言葉もありましたが、何か明日、村長が新聞記者発表されるといいうわさを伺ったんですが、明日やるということ、あり得るということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私の進退についての話では全くありません。これは、皆さん方と相談しているいろいろな事業についてということでございますので、明日というのはちょっと私、今初めて聞いた話ですけども、全然そんなつもりはありません。将来は、いわゆる、皆さん方との事業の中のことで説明をした上で、いろいろな話をするこも、村としての話をするこもあろうと思っておりますが、そんなところでございます。

6番（渡邊 計君） では、次の質問に行きます。

高齢者運転の安全・安心についてということでありましてけれども、これ、私も今62歳、今年の年末で63歳になりますが、最近車の運転にちょっと自信がなくなってきた、この前もコンビニに行って買物終わって出ようとするときに、バックにギアを入れたつもりだったんですけども前進に入っていたと。それで、アクセル踏んだんですけども動かない

と。たまたま今回新しく買ったホンダセンシングという補助装置がついていましたのでよかったです。これ、今私が乗っているやつだについていないので。やっぱり、60歳過ぎてきますとちょっと間の抜けたところが出てきて、そういう装置がついていないと事故の引き金になるのかなと思いましたので。

それで、南相馬市で今年2月からサポカー補助は始まったわけでありましてけれども、南相馬市に住む飯館村民から南相馬市で始まったんだと、飯館村は何か補助制度つくることはないのかということで質問させていただいたんですが、国のサポカー補助制度、これあるわけですがけれども、先ほど説明あったように登録車新車で歩行者発見して抑制になるやつだと10万円と、単なるペダル踏み間違いだと6万円。これ、軽自動車は7万円、3万円。それで中古車にも適用になるんですね。ただ、後づけでもなるわけですがけれども、説明あったとおりこれ1,127億円の予算で約1年間の期間だけということですがけれども。現在、コロナで自動車の生産も遅れているので、もう少し間延びするのかなと。私も、来年3月に買い換えたいと思うので間延びしていただくとありがたいんですが。これ、面白い制度でありまして、例えば60歳以下の人が車を買って、所有者は60歳以下だと。ただし、使用者は65歳以上だということで登録しますと対象になるんですね。だから、うまく法の間を切り抜けるといろいろできるのかなということがあるわけですがけれども。ただ、南相馬市でも、国のサポカー補助金を受けると、南相馬市でつくった補助制度は重複しては受けられないということになっているわけなんです。そして、南相馬市は75歳以上の人が適用されるということになっています。

そこで、私、12月も村長に申し上げたかと思っておりますけれども、村を発展させるにはほかの自治体になような制度をつくっていくべきだと。それで、このサポカー補助金、国の方針、それと南相馬市あたりはどこを財源としているか分かりませんが、一般交付税を財源とすれば確かに二重的に受けられないと。しかしながら、飯館村の場合は、陽はまた昇る基金とかそういうので結構な積立金がある中で、やっぱりこれ、別に上乗せできないかなと。そういう形を私は考えておるわけですが、この上乗せするに当たって何らかの障害というのは、要は金の趣旨ですね、出どころ的な問題で何かあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 渡邊議員から高齢者の問題、ずっといただいています。ということで、ご提案のあったいわゆる免許返納に対して、今お話がありましたように飯館村独自のということでもありますから、今回出させていただいて、間もなく各家庭にお配りをする予定になっているところでもあります。今回のこの件は、ご存じのように確かに大変いい制度だなと思っておりますが、幸いにか国が制度を出させていただいたところでもありますので、それにまた上積みというよりはじっくりと国の制度を使わせていただいた上で、我々のほうでまたそれが切れた段階でどういう飯館村独自の制度ができるのかというのをご提案いただきながらまた考えていきたいと思っております。

以上であります。

6番（渡邊 計君） これ、新車で10万円ということになりますが、この10万円のほうは歩行者発見とペダル踏み間違いとかあるわけですが、こういう装置、ホンダでいいますと、私ホンダの車に乗っていますが、ホンダセンシングというのがそういう補助ブレーキや人を

見つけたときの軽減ブレーキが利くとなっているわけですが、こういう装置がつかますと20万円くらい高くなるわけですよ。そうすると、この10万円の補助ですと半分しか出ないと。そこで、もう10万円出せとは言いません、私は。せめて足りない部分の半分の5万円くらい出してもらえると、村民としてありがたいんじゃないかなと。そして、今後高齢者が増える中で、新しく車を買うというのは以前ですと大変ですけども、今は実際結構皆さん賠償金とか蓄えはあるみたいで、ですけどもその辺はやっぱり行政としてどれだけ村民を支持してやれるのか、そういうことをどんどんどんどん明確化していくことが村民の期待に対して行政が応えるべきことではないのかなと。そして、今、村長から答弁ありましたけれども、現状1年ということが国でなっているわけですけども、少なくともこの現状1年以上、1年後、国のサポカー補助金が終わった時点からはぜひとも村で補助をしていただきたいなど。そのときは、上乗せ分を残して今の10万円という形になり得るかもしれませんが、ぜひそういうことで前向きな検討をしていただきたいと思いますが、もう一度答弁、お願いいたします。

村長（菅野典雄君） 今、村としてはできるだけ皆さんに寄り添うという、そういうのも一方で大切ですけども、一方ではいかに自立をするかというところの考え方、あるいは自分も負担するという考え方をつくっていかないと、行政は、後ほどのいろいろな人たちの質問もありますように、やっぱりこれからの経営を考えていく、その厳しい中で住民にサービスをするということを考えますと、あれもこれもやはり住民に支援しますよ、支援しますよだけではなくて、支援しながらいかに自分たちもやっぱり負担をしながら、あるいは仕事として村のためにできるかというところをどういうふうにつくっていくかというのが物すごく大切だと思っていますので、今回制度としては十二分に理解していますので、その折には、国の制度がなくなった折には、また村の考え方で皆さん方とつくっていきたくて、つくっていただけるのではないかと考えています。

6番（渡邊 計君） この制度、私もパソコンでいろいろ見たんですけども、非常に理解しづらいという中で、よくあるご質問とかという形での質問と回答が出ているわけですけども、これ、かなりよく調べないと利用しづらいと。あるいは、うまく利用すれば、本当にいいものだということですので、この内容かなり面倒くさいですので、今後長い時間かけて検討していただき、少なくとも来年以降、国の補助制度がなくなった場合にはぜひ行っていただきたいなと思っています。恐らく、村長は前向きに検討していただけるものと期待して、次の質問に入ります。

次、新型コロナウイルス感染症についての答弁でありますけれども、現在マスク3万2,000枚、これを12万枚まで持っていくということですが、12万枚、大体村の人口現在5,400人くらいで計算しますと1人20枚。あとの1万2,000枚近くの残りは公共事業とかそういうところで使うのかなと思うわけですが、その辺はどういう考えで12万枚という数字を出してきたんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 渡邊議員おっしゃったとおりの考えでございます。

6番（渡邊 計君） では、次に手指消毒に対するアルコール消毒液ということですが、これは単にエタノールなのか、エタノールI Pといひまして75%から80%に割ってあるものが

あって、これアルコール消毒液、エタノールとかアルコールというのは100%だから効くかと思ったら違うらしいですね。あまり強いと乾燥が早くて効かないと。手につけて約15秒間は湿っていないと殺菌能力がないということでありまして、単なるアルコール消毒液ですと揮発が早いということになりますと、やっぱりどうしてもハンドジェルになるのかなと。そして、アルコール消毒液エタノールだけですと非常に手が荒れると。ハンドジェルの場合は中に肌を守るものやグリセリン等いろいろ入っておりまして、湿気を長引かせるあるいは肌を荒らさないようにするものが入っているわけですけれども、この174リットルというのはあくまでエタノール及びアルコールだけということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） このアルコール、現在村で持っておりますのがいわゆる市販の手指消毒用のものが18リットル。あとは、酒造会社等で代替用で造っていただいたものが6リットルほど持っております。なお、議員おっしゃる今後の備蓄の174リットルの内訳については、今後市販の一般的なアルコール消毒とかジェルについてとか、その辺は市場価格も見ながら整備をしていきたいと考えているところであります。

6番（渡邊 計君） ハンドジェルなんですけれども、一時2,000円超えたんですよ、500ミリリットル入っているのが。ただ、その4日後に1,300円くらいで出てきたと。そうしたら、その3日後には1,000円を切ったと。非常に値段が大分下がってきている中で、今後第2波の前は大分値段が下がってくるのではないかなと。それで、私も最初はアルコール使っていたんですけれども、どうしても手が非常に荒れると。やっぱり、ハンドジェルのなものではないと15秒間の長持ちがしないし、手を荒れないようにするものも入っていないと。ただ、アルコールでも販売している中には、このアルコールの中に手が荒れない成分、これを500ミリリットルに対して5ミリリットルか何か入れると大丈夫ですと書いてあるのもありまして、その辺、もしアルコールだけ、あるいはエタノールだけという場合にはそういうものも入れて使えるようにしていただければ手荒れも少ないのかなと。ただ、私思うのは、これ備蓄の中で、住民が非常に手に入りにくかったと。ここ2週間くらいですかね、手に入るようになったのは。その前は本当に手に入らなかった、マスクも、ハンドジェルも。特に、飯舘村の場合は店がない。セブンイレブン1つでは入ってこない。そういう中で、174リットル、これ、大きい缶かどうか分かりませんが、せめて500ミリリットルのハンドジェル等を何本か用意して、村民が欲しい場合に販売できるような態勢をとっていかないと、村民いつまでたっても、また第2波が来ると手に入らない状況になりますので、その辺でそういう、村民が買いたい、それは村に行けば適宜の値段、今2倍くらいまで落ちてきましたかね、値段、一時3倍、4倍上がっていたんですが。そういうものを村で用意して、村民に販売できるような態勢をとってはいかがかと思うんですが、そういうことは考えていらっしゃるでしょうか。

総務課長（高橋正文君） このアルコールについては、174リットルというのは手指の消毒用のアルコールに換算して174リットルということでありまして。議員から今いろいろお話を伺いましたので、そのジェルのほうの調達についても今後考えていきたいと思っております。今、村民への配布ということではありますが、マスクについては12万枚ということで村民1人に20枚配布できるものを備蓄したいと考えております。ただ、アルコー

ルについては、174リットルと量も少ないということもございますので、今のところは村民に配布、販売等については考えていないところであります。

6番（渡邊 計君） 私も、このアルコールハンドジェル等は配布しろとは言いません。ただ、村民が非常に手に入れにくい状況の中で、これ私も福島市、保原町、ぐるぐるぐるぐる薬局歩いた中で、本当にハンドジェルは手に入らなかった。ただ、時々アルコール、酒屋さんで造ったアルコールが代替品として出てきてはありましたけれども。それも値段もかなり高かったと。1リットル当たり1,500円から2,000円くらいしていたと。しかし、今になってハンドジェルそのものが1,000円を切ってきたと。そこで、非常に村内で手に入りやすいものでもありますので、やっぱり何本か用意しまして、配布じゃなくて役場に行くと買えますよと。ただし、1家族で1本と。限定しないと一偏に何本も買っていかれますと足りなくなるので。そういう形のものをつくっていただければ、一生懸命薬局を何件も歩く必要もないのかなと。500ミリリットル1本ありますと、私のところは2人家族ですので、なかなか減らない。一生懸命消毒してもなかなか、そんなに目に見えて減らない状況ですので、やっぱり少なくともマスクは配布していただければ、こっちのハンドジェルに関しては何とか販売していただけるようお願いできればなと思っておりますが、もう一度回答を。

総務課長（高橋正文君） この174リットルというと、500ミリリットルに換算すると大体350本程度の量でしかございませんので、今後国の交付金等の予算も考えられますので、非常時に村民に販売できるかどうかということも内部で検討させていただきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） 今後、第2波、第3波、現在第1波では発症者はそんなにはいなかったということですが、第2波、第3波発症した場合に、村内には病院というものがなく診療所、これも週2日という形ではありますが、発症した場合、病院がない。そうなった場合に、患者によれば南相馬市に行く人もいるし、川俣町、あるいは福島市のほうに向かう人もいるということになるかと思われるんですが、村としてそういう発症した場合、病院とかそういうものの、どこに連れて行くか、そういう態勢は決まっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） なかなか飯館村は中間で、さあどうしたらいいかなという話があったことも事実でございます。ただ、相馬市町村圏の中で今のところ飯館村の場合には南相馬市の市立病院なり、あるいは今までのお付き合いの中であづま脳神経外科も場合によっては引き受けますと、そういうようなことがありますので、できるだけそういう道をしっかりとつくっていかなくちゃならないなと思っていますが、全然今、飯館村はどこにも行けないということではなくしてるところでございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） 万が一、発症者が出た場合は速やかな対応と、村民に対する周知を行っていただきたいと思います。

次に、4番目の風力発電についてお伺いいたします。

答弁の中では、アセスを行ったということですが、この自主的アセスメントを行ったという時期はいつだったんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問のアセスを行った時期はということですが、

報告書が上がってきておりますのが平成29年8月ということでありますので、この時期前からアセスメント調査を行っております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 答弁によりますと、調査内容報告書の記載内容等に誤りが発見されたということですが、この記載内容の誤りというのは内容はどのようなものでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 記載内容の誤りということでのご質問でありますけれども、少し詳しくお話をいたしますと、今回の調査、4地点ほど場所を選びましてそこから風車が見える見えない、あるいは気になる気にならないといったようなところで、景観的には調査を行ったというものであります。この調査を行うに当たりましては、それぞれ定められておりますガイドライン、こういったものに沿って調査をいたしました。出てきましたその予測ですね、まずはそのガイドラインに沿った予測の中でこうなるのではないかとというような予測があったわけでありますが、例えば川俣町の役場でありまして、風車からの距離が約6キロメートルほどございます。ガイドラインによりますと、6キロメートル離れていれば、距離が離れているために風車の視認は困難であるか、視認可能な地点からでも景観的にはほとんど気にならないというような予測を立てていたわけでありましてけれども、実際の視認状況の結果といいますか、調査のときの結果のときの記載において、距離が離れているため風車は視認されないというような形で断定的な形でこれを書いてしまったと。これは、ほかの地点で物陰に隠れてしまって見えないといったような場所があったものですから、そこに対しての評価であるべきだったと調査会社からは確認をしておりますが、それが今回別な場所に誤って誤記されてしまったという事実が発見されております。

以上です。

6番（渡邊 計君） これ、平成30年から平成31年3月の工事過程ということで全協に出た書類があるわけですがけれども、これの4番目、許認可関係の現況の中に環境アセスメント、自主環境アセスメントを実施し、騒音、超低周波音、動物、植物、景観を調査し、影響のないことを確認済みということで全協に書類が出てきたわけですがけれども、このときは、これらここに書かっていること全て調査し、そういう報告書は上がっているということでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） この段階で、調査報告書を確認をしていたかと思っております。なお、今回のこの調査に当たって報告書の内容がここに記載されているわけでありましてけれども、なお報告書のページ数といいますか、かなり七十数ページに及ぶものであったため、議会に対しては資料のとおりその結果のみ今報告したということになっております。

以上です。

6番（渡邊 計君） この問題、川俣町に関する問題というと、超低周波の影響がどうなるか、あるいは景観、そして川俣町の飯坂まで1.6キロメートルくらいでしたか、一番近いのが、上飯樋地区と同じくらいの距離かと思うんですが、その中で騒音、これ回してみないとどれくらいの音が出るか分からないという中で、今回大火山に建ったものは日本で最大級、

150メートルの高さで、プロペラ50メートル、これ本当に日本で今までずっと建ってる中でも最大級の風力発電である中で、アセスに関してちょっと甘かったのかなど。そして、川俣町に、副村長はじめ謝罪に行つたと、5月29日。そのとき私、ぶら下がり取材までずっと聞いていたわけですがけれども、アセス会社に言わせると環境省の指針ののつとって15度の角度で見えなければ大丈夫だと。しかし、この15度というが問題がありまして、秋田の防衛庁のレーダーですか、あれと同じで、足元で15度なのか、人間の目の高さから15度なのか、これで全然変わってくるわけですよ。ただ、そういう資料というのが、我々飯館村議会にも上がってきていないわけでありましてけれども、かなりの枚数があるので問題ありかと思うんですが、そういうところ抜粋して上げてもらえればよかったですけれども、そういうものが上がってきていないということと、そのときのアセスの社長の答弁によりますと、A地点、B地点、C地点、D地点まで、今回4地点調べた中で、A地点、B地点は見えるかも分からない。しかしC、D地点は見えないと。その文章をそっくり見えるA地点、B地点に持ってきて文章をつくってしまったということなんですが、これに関して村として誰がチェックしたのか。その辺はどうなっているのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 村として誰がチェックしたのかということではありますが、この報告書が上がってきた段階で、村といたしましても一通り目を通したということとはございましたが、いかんせん今回の調査は専門家によります専門的な調査というものがございました。なお、その調査の結果を村の前に今回の調査の依頼者であります東光電気工事株式会社のほうでも一度確認をしたと。その確認の結果をもって村に報告がされたということがありましたので、その段階ではなかなか村の持つ知見ではそれ以上の確認が難しかったということは事実としてあるかと思っております。ただ、一方で、そこで結果が見えないということで、村が心配したことに対しては、どちらかという安心できるような内容であったということもありまして、そこで少し確認が甘かったかなというところは反省しているところでございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） 川俣町議会の人たちとも電話でやり取りしているわけでありましてけれども、結局は川俣町の飯坂地区に関しては見えるかもしれないという説明をして、川俣町役場に行つては見えないという説明をしたと。その見えないという説明をした文書が残っているということで、川俣町としては見えないと言ったのになぜ見えるんだと。私としましても、見えたからどうかなという問題もあるわけですがけれども、ただこういう大型のもの、あるいは近隣自治体にもいろいろなことで環境問題が出てくるものであれば、これは近隣の自治体には説明しなければいけないことでもありますし、その中での調査間違いというか、調査は間違いなかったんでしょうけれども文書をつくる時点での間違いだったのかなということですがけれども、今後、今は景観の問題で川俣町が騒いでいるわけですがけれども、要は今後あのプロペラが回った場合に騒音、それから超低周波に対する人体への影響、これらに関してはアセスではどのようになっているのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 今回の調査におけるそのほかの低周波または騒音のことについてお答えをいたします。

まず騒音についてです。アセスの予測としましては距離1キロメートルで大体30デシベルくらいということになっておりまして、現況で峠地区といいますか、一番風車に近い場所で昼41デシベル、夜42デシベル。村のほうですけれども、二枚橋も同じくらいの距離なんですけど、ここで昼46デシベル、夜42デシベルといったような形であります。そのうち、例えばこの数字というのがどのくらいの音になるのかということではありますけど、例えば、20デシベルくらいの大きさですと、山の奥で車が走っていない時期などにその大きさの音とかまでもあまり聞こえないというレベルであります。そういったような静かなところで部屋の中で黙っていた状態の音で30から40デシベルくらいになるというようなことが出ております。あと、低周波につきましては、距離の計算の中で、定量的に減衰といいますか、そういうような計算ができるようでありまして、先ほどありましたように距離的に一番近いところで1.5キロメートル、その次の場所で4.2キロメートルということですので、ここは計算上は問題ないレベルというようなことで確認をされております。ただ、なお、これ実際に動かしてみないと分からないという部分も確かにございますので、今後運転がもし再開するというようになったときには、継続的にその値は計測をして、問題がある場合には対応なり公表するべきと考えております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 50メートルもあるプロペラが稼働式で風のほうに首を振るということになると、騒音の出方も正面あるいは側面、それによって大分音も違ってくるのかなと。低周波に関しましても、今のところ大丈夫ということですけども、これいざ動いてきたときにどういう問題が起こるのかなと。そういう問題がありますが、そういうところで、今後のこういうアセスに関して、村単独じゃなくて川俣町と合同の協議会をつくって話合いを持てる場をつくるのが、今回の問題の落としどころかなと私は思っているわけですが、川俣町もそんな発電に対して一部よこせとかそういうことじゃないので、今後の対応についてお互いに話し合える場が欲しいということも言っておりますので、そういうものをどんどん話合いをしてつくっていくべきかなと思っております。

そこで、この風力発電について、現在村が45%の出資ということで副村長が取締副社長の座にあるわけでありまして、この副村長が副社長の座にあるということは単なる充て職なのか、あるいは副社長としての役員手当等の収入とかそういうものはあるのか。そして、充て職だったとしても今回の問題の責任をどう考えているのか伺います。

副村長（門馬伸市君） 役職は一応充て職です。報酬等は一切ありません。先ほどのちょっと補足をさせていただきますが、実は5月29日に川俣町の議会の全員協議会に要請があつて、出席をして説明等と謝罪をしてまいりました。そのときに、風力を撤去しろあるいは移動しろという強い強固な意見もありました。私はそのときに20億円の工事費をかけてほぼ完成間近の中で撤去したり移動したりすることは不可能、できませんと率直にお話をさせていただきました。議会からは、分からないわけではないが謝罪をしたからそれで議会が了承したと思うなよと、こういう話もいただきましたが、私は現実的な話をすれば、あそこは撤去して移動したり、それはできないというのは、私らもそうですが川俣町のほうでもそれは理解していただけるんじゃないのかなと。今、ご指摘の景観の件は何とも仕方がな

い、致し方のないところですが、今後の低周波と騒音とかそういうものについては、今後やっぱり今お話あったように川俣町と村と業者で見守って、きちっと対応していかなくちゃならないなとは思っています。ですので、それがどういう形の組織がいいのか、これは今後詰めなければならないと思いますが、あるいは一つの方法として何か協定みたいなものを結んで、騒音とかあるいは低周波の問題で大きな影響がないとは一応アセスの結果はありますが、もしそういうふうなことになった場合はどういう形で対応するのかという、そういう取決めとか、そんな内容のものも双方で協議をしながら決めていくことが、今回、私らが幾重ものミスを犯したわけですから、やっぱり丁寧に今後対応していかなければならないなと思っております。

6番（渡邊 計君） 充て職の中で報酬もない中で、出資をしているからという形での充て職の中で、本当に副村長大変なご苦勞をしていると思います。川俣町、飯坂の住民には見えるかもしれない、川俣町役場には見えないと、環境アセスの説明をしてきて、川俣町議会から呼び出されて説明に行ったのが副村長、そして東光電気の社長さん、それからイー・アンド・イーソリューションズという環境アセスメントの会社の社長さんでしたか、3人ほど行って説明をし、謝罪をしてきたわけですがけれども、我々飯館村議会に関しては副村長からの説明しかなかったと。全協でこういう書類の中に上がってきているわけですがけれども、これだけの問題でありますとやっぱり東光電気及びイー・アンド・イーソリューションズの社長が我が議会に来て説明すべきものかなと私は考えるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 実は明日、一般質問終了後にこの件についてアセスのページ厚いものを提示しながら、説明をさせていただくことになっています。今、要請があった業者とコンサルについては、一応出てくるようにと私のほうではまだ言っていないんですが、もしこれから東光電気工事とアセスメントのイー・アンド・イーソリューションズ、来てもらって同席をしながら説明するのは、これから日程調整になりますますがしてみます。

6番（渡邊 計君） 相手方に行っているんですから、問題はこっちで起こっているわけですので、こちらにぜひとも来て説明すべきものと思われませんが。この飯坂町あるいは川俣町に見えるかもしれない、あるいは見えないという説明を報告に行くときに、飯館村議会には何らか連絡はあったんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 特別はしませんでした。川俣町の議会に説明した内容というのは、川俣町に説明した内容と全く同じ説明でしたし、前段に村の議会のほうにもこういうことだという話はしたつもりですが詳細はまだしていませんので、明日、一般質問終了後に案件として議長に申入れをさせていただいておりますので、その件については詳しくご説明をしたいと思っております。

6番（渡邊 計君） この問題が起きてからではなくて、問題が起きる前に飯坂町及び川俣町にこの環境アセスが報告に行ったときに、村のほうにも説明があったのかなかったのかということと、こうなってくるともし隠してもやったということになると、そこまで隠してやる必要があったのかという疑問も湧いてきますので、まず最初の飯坂町、川俣町に報告に行くことに関しては行政ではどの辺まで分かっていたのかと。

副村長（門馬伸市君） 平成29年のこの計画の段階では、川俣の町のほうには私と総務課長も含めて、業者も含めて、副町長に説明に行っていました。その後、住民にも説明してくださいよということで、そのときには村の担当と業者、飯坂のほうの説明会に行ってお話をしております。

6番（渡邊 計君） これもし万が一、川俣町から訴訟を起こされた場合、法的に争った場合どうなるか、どういう見解を持っているのかお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 例えのお話だと思いますが、それは相手方のこともありますから、もし訴えられたとすれば真摯に対応していくしかないのかなと。もちろん、顧問弁護士に相談をしながらどういう対応をしていけばいいのかなということだと思います。

6番（渡邊 計君） これ法的に争った場合、要は勝者になるか敗者になるか二つに一つだと思うんですが、全協の中で村長は訴えられても負けないとおっしゃいましたが、その根拠はどういうところから来て、法的に訴えられても負けないとおっしゃったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一つは、環境アセスという面がありますが、ここまで進めてきていますので、それは先ほど言いましたように最低限のことはやってきていますので、ただ間違いなく見えるものを見えないと言ったわけでありまして、その点ではいろいろな場合が可能性としてあるのではないかと。ただ、少なくとも、避難のときからありとあらゆるところで世話になっている町と裁判などできるわけでは全くございませんので、全くこちらの非は十二分にあるわけでありまして、その話を何度も話をしながら、ある程度説明をし、そして謝罪をした上でスタートさせていただくと、こういうことになるのかなと思っております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 質問の趣旨と答えの趣旨が違ってきています。村長が、全協の中で訴えられたときどうするんだと聞いたら、訴えられても負けないと村長はおっしゃったんです。その根拠、負けないという根拠を今聞いているんです。

村長（菅野典雄君） あくまでも仮定の話でありまして、あちらがいわゆるこちらに対して、うそをついたという話についての、もし仮にあったとすれば裁判の話になると思いますから、それは確かにうそですけども、うそというか間違っただけで環境アセスをやったわけでありまして、それは間違いなく、それによって勝つ負けるという話ではないとは思いますが、少なくとも続けていかなければならないというところではあります。ちょっと誤解を呼びますと、裁判やっても負けないよという話がやっぱり川俣町に聞こえますと「ああ、そういうことなのか」という話になって、やっぱり歪曲になります。裁判をやる気は村のほうではございません。何せ、非はあったわけでありまして、それをしっかりと向こうにお伝えをして、十二分に謝罪をし、十二分に理解をもらう段取りだけはした上でスタートをさせていただくということになるのではないかなと思っております。

6番（渡邊 計君） 向こうに訴えられても負けないということが知られると困るというお話ですが、もう向こうは知っているんですよ。そこで、要は、村長が訴えられても負けない

と、それに関しては私も疑問を抱いているんです。その根拠は何だったんだろうと。今、村長の言うように間違いだったことは非を認めていかなきゃいけないということですが、法的に、ここまで進行してもう間もなく落成という形のところまで来ている中で、川俣町議会の人たちもあれを動かせとか解体しろとかそういうことは無理だというのは分かっているはずなんです。ただ、その中で村長が訴えられても負けないんだということが向こうに聞こえていますし、そういうことになりますと問題的に大きくなる。ですから、私は村長に対してその負けないと言ったその根拠、それが分からないと我々も対応しようがないので。もう一度伺います。その負けないと言った根拠をお示してください。

村長（菅野典雄君） 今、工事をストップしているのは、飯舘村の判断でストップしているということであります。川俣町からストップしなさいと言われてストップしているわけではありませんので、そういう意味で、今飯舘村が工事をストップしているわけでありまして、あちらからさせられたというわけではないので、裁判になるということもないとは思いますが、何せいろいろ騒いでいる方がいますから、あるいは心配している方がいますから、そういうことにもしなればという話でありまして、仮定の話であります。広がるのはそれで仕方ありませんけれども、何度も言いますように、川俣町と裁判をやる気は全くありません。

6 番（渡邊 計君） 私も、裁判とかなんとかってそういう問題ではないと思っているわけですが、ただ、この負けないと言われたその根拠、今の答弁に対しても質問に対する趣旨に沿っていないんです。その根拠、負けないと言った根拠を知りたいんです。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、川俣町がストップしろという話になると裁判という話になる可能性はあります。ただ、少なくとも私たちが自主的に今の段階では工事をストップしているということでありまして、その中で判断ということになると、私あまり裁判の法律のことは分かりませんが、少なくともこちらが自主的に今止めているというだけでありまして、そういう形ではそう大騒ぎになることではないのではないかと考えていますので、そういう話をしたままであります。

6 番（渡邊 計君） 今の答弁まとめますと、川俣町からの工事ストップではなく自主的判断で工事をストップしているの、負けないということにつながると。今の村長の答弁そのものをまとめますとですよ、それでよろしいということですね。

村長（菅野典雄君） もう一度、弁護士にも聞いて精査はしておきますが、少なくとも裁判なんていうことを村でやるつもりはありませんけれども、何せ、いつまでもストップしているというわけにはいきませんので、どこかではそういうことも勉強しながらやっぱりやっつけていかなきゃならないなと思っています。

議長（菅野新一君） 渡邊 計君、同じ質問を変えてください。繰り返しになります。

6 番（渡邊 計君） 繰り返したっていいじゃない、一般質問。

議長（菅野新一君） 同じ答弁しかないですから、そんなにしつこく聞かないでください。

6 番（渡邊 計君） 趣旨に沿ってないから私は聞いているだけであって。

議長（菅野新一君） そこを、議員として理解してください。話を大きくしないで。

6 番（渡邊 計君） 趣旨に沿った答弁があれば私はこれ以上聞きませんが、通告にあった質

問をしているんです、私は。通告にあった質問をしているだけであって、通告にない質問をしているわけではありません。何のために議会があるか、我々議員は行政の監視役である中で、村民の代弁者である中であれば徹底的に聞くのが当たり前であります。それを議長が止めるということは、これはあっちゃいけないことです。

議長（菅野新一君） 何回も同じ質問を繰り返し答弁、質問になりますから、それでご理解をお願いします。

6番（渡邊 計君） それは、答弁する側がこちらの質問の趣旨に沿った答えを出していないからそうなるんであって、そこは議長が私に対してそう注意するのではなく、答えている行政側が問題の趣旨に沿っていない答えがあった場合は、議長が行政側を指導するのが本当なんですよ。違いますか。

議長（菅野新一君） 同じ答弁の繰り返し、質問になりますから、それは理解してください。議員として。それ以上聞けないです。

6番（渡邊 計君） 趣旨に沿った答弁をしていれば私何も言いません。同じ質問は。

それで、花塚山、飯館村の風力発電、ちょっとパソコンで調べますと、飯館村風力発電の前に出てくる文言が必ずあるんです。これが笹峠計画という計画が出てきて、花塚山に、県道12号のちょっと入ったところから山木屋のほうまで17基の風力発電が建つ計画が出ているわけです。これは、日立造船でやる計画であります。そして、それを含めて県内阿武隈山系に全てで37基ほどの風力発電が建つ計画が出ていて、実際今7社かあった中で3社ほど撤退しているそうであります。というのは、設立費用と風力発電の発電電力量、売電金額、これが合わなくなってきたと。ただ、国からの補助がかなり大きくもらえるので、そういう計画が立ったと思うんですが、そういう計画がある中で、一番最初に飯館村のそういうものが建ったということで、結局は川俣町としては一番最初にそういうものが建ったのでここでしっかり話をしないと、この笹峠計画というものに寄り押しされるんじゃないかなということもあって、ここで何とか川俣町としてはしっかりした話合いをしておきたいのではないのかなということを私は思っています。

それで、この川俣町、川俣町住民がなぜ怒っているかと。要は、避難して川俣町の飯坂に学校をつくったときに、このときも相談なしに学校の敷地を取得して学校をつくって、要は水道を引く段階になって初めて何なんだという騒ぎがあったと。そういうことで、川俣町の人としてはまた飯館村かと、そういう思いが強いと思うので、今後この課題につきましても、前にもいろいろ問題がありますので、本当に真摯に対応しきっちりと川俣町と腹を割った話合いをに対応していくべきものであると、私はこのように思っております。それと、私たちが通告した質問に関して、趣旨どおりの答えをいただければ、私たちも2回、3回と同じ質問をしなくても済みますので、今後そういう質問に関して趣旨どおりの答えをしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（菅野新一君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、9番 相良 弘君の発言を許します。相良 弘君。

9番（相良 弘君） おはようございます。令和2年度6月定例会の一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は全国に非常事態宣言を発出しました。その後、福島県の非常事態は解除されましたが、新型コロナウイルスがいつ終息されるかは予測が付きません。経済界が受けたダメージは非常に大きく、回復するには相当の時間がかかるものと思われます。早速質問に入ります。

飯舘村の令和2年度事業計画について質問します。

年度当初、各課より重点事業なり事業計画を示されましたが、自粛要請により中止あるいは延期をせざるを得なかった事業についてお伺いします。

2点目は、飯舘村の観光推進についてであります。飯舘村の組織改編によって村づくり推進課が新設されました。また、商工労政係から商工観光係に変更されました。変更されたことには異論がありますが、それはそれとして、観光の目玉として何を考えているのか。何を観光として推進しようとしているのか伺います。

3番目は、義務教育学校についてであります。教育現場でも休校要請があり、飯舘村でも休校しておりましたが、県内でもいち早く去る5月11日に開校しました。休校中の影響についてお伺いいたします。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 9番 相良 弘議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の第1点ですが、令和2年度重点事業計画において既に中止が決まっている事業についてでございますが、村づくり推進課所管のはやま湖花火大会、ふるさと住民交流事業のバスツアー3回があるんですが、これ。それから、生涯学習課のミュージカル鑑賞事業、子供キャンプが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とさせていただいています。そのほか、各種行事についても、消防の春季検閲式あるいは義務教育学校の運動会なども中止という形にさせていただいているところであります。また、健康福祉課の総合健診が5月からということでありましたが、7月に時期を変更。それから、生涯学習課の自主文化事業が5月から9月以降に変更ということで、中止とせず延期の形を現在取らせていただいているところであります。今後、事業等を実施する際には、いわゆる3密状態にならないような配慮をするほか、マスクの着用や手洗い、あるいは手指の消毒、部屋の換気など、事業参加者にも理解と協力をいただきながら、できるものは実施していきたいと思っています。引き続き、国、県及び関係機関と連絡を取りまして、この難局を乗り越えていくことができるように、これからも努めてまいりたいと思っております。また、新型コロナウイルスにより令和2年度の村の事業や村民生活に極力悪い影響が及ばないように配慮するとともに、村政そのものの運営が停滞しないように努めてまいりたいと考えているところであります。

2つ目の、観光の目玉に何を考えているのかというご質問でございます。

まず、飯舘村は震災前より観光の拠点としては本当に少ないわけではありますが、あいの沢周辺の施設を整備してきました。また、震災後は道の駅までい館で花をテーマなどに交流人口の増加を図ってきたところであります。同時に、きこりをはじめとして民家園とかあいの沢、まごころなどの施設の改修、整備を進めてきたところでもございます。今後においても、これらの施設を中心に据えて、スポーツ公園や、今後完成予定のふかや風の子

広場あるいは飯舘村パークゴルフ場などの利用者も取り込みながら、各施設だけでの利用にとどまることなく相互の連携を図り、人の流れをつくることにより、関係人口、交流人口、両面から村の観光を支えていく仕組みをつくっていくことが大切だと思っているところでもあります。

また、これらの関係人口や交流人口の増加を図るためには、村内での人の流れももとより、近隣の市町村や観光施設との連携を図ることもまた大切と考えております。例えば、今道の駅があるわけですが、それも県内外には多くの道の駅がありますから、そういうところと連携したイベントの開催、協力。あるいは、浜通りの市町村と結ぶ交流イベントや行事の参加。あるいは、観光においても広域化やグローバル化を進めておりますので、村としてもそういうのを積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

現在、村の有志により進められている四季折々の花木に特化したオープンガーデンや、あいの沢周辺に今植栽をしておりますアジサイなどの美しい村づくりを推進し、村のイメージアップを図ること、さらには小学校の廃校舎を利用した中でいろいろな文化的な事業など、芸術などを展示したコーナーなども整備をして、村全体として芸術や文化の香りのする村づくりなども一つの観光スポットとして取り組んでいけるのではないかと考えているところでもあります。

震災からの復興への道のりを踏まえ、地域の住民と村を応援してくださる皆様との交流を大切にしながら、訪ねてみたい、もう一度行ってみたいというような気持ちを持っていただけるよう、情報発信、交流の機会をつくって、村の観光を盛り上げていきたいと思っております。

ご存じのように、原発事故の全村避難によって、さらにこのコロナの状況によって、一方では新しい生活の仕方というのによく言われることでありますが、村のいろいろな環境が変わる中で、どう村を立て直して新しい出発をするかという考え方に立ったとき、ご指摘のありました組織の再編により、商工労政係から商工観光係に名称を変えさせていただいたわけではありますが、商工観光係になったとしても労政分野についてもしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願うものでございます。

あとは、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上であります。

教育長（遠藤 哲君） 新型コロナウイルスの影響についての3点目、学校休業中の影響についてお答えします。

本村では、子供たちの居住地の感染状況や、学校の衛生関係備品の備蓄状況、さらには村の学校やこども園ではどの学級も3名から13名と少人数であり、密閉・密集・密接のいわゆる3密というのは十分に避けられ感染のおそれは極めて少ないと判断をして、5月11日から段階的な学校再開を決めてまいりました。休業中の影響としましては、授業の遅れ、それから運動会、中体連の中止や修学旅行の延期、生活リズムの乱れ、またストレスの蓄積、体力の低下、そして保護者負担の増加などが挙げられます。運動会や中体連の中止については、やむを得ないものと考えておりますが、修学旅行は現段階では9月末に延期して実施する予定でありますし、生活の乱れやストレスの蓄積、体力の低下につきましては

再開後の学校生活の中において焦ることなく少しずつ改善してきているところであり、保護者や子供たちが一番心配していると思われる授業の遅れについてであります。教育委員会としては授業時数の確保対策といたしまして、夏季休業を初めの2日間と終わりの3日間短縮して5日間の授業日を確保することにより、今までの遅れを取り戻すこととしており、6月3日に保護者にお知らせしたところでもあります。本村においては、他の市町村に先駆け5月11日からの再開といたしましたが、近隣の市町村を見ますと5月下旬からの再開がほとんどであり、授業時数の確保のために夏季休業期間を大幅に短縮せざるを得ない状況にあります。また、学習の遅れを取り戻させなければならないという大人たちの焦りが、詰め込み型の授業であったり子供たちの新たなストレスにつながったりと、学習不適應や不登校につながるおそれが増えてくるのではないかと全国的にも心配されているところですが、本村においてはそういった心配や、学習、生活への影響は極めて少ないものと思っており、夏休み明けの2学期からはスムーズに通常の学校生活に戻ることができると考えております。

以上です。

9番（相良 弘君） 最初、1番目のですけれども、いろいろ中止あるいは延期された事業もあると思うんですけれども、これはどうしてもできない事業については次年度に繰り越すということもあり得るのかどうか、ちょっとお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 今年できなかった事業でございますが、主にソフト事業が影響を受けているということでございます。村民生活に直結する事業については滞りなく執行していく所存でございます。また、来年度できるかということでございますが、この延期、中止した事業の内容をちょっと精査しまして、来年度できるものは来年度実施していきたいと思っております。

9番（相良 弘君） 昨年度の重点事業、移住・定住・交流事業なんですけれども、いろいろな課題があって大きな成果は得られなかったということだと思っております。私はこの事業は大変重要な事業であると、飯舘村にとっては大変重要な事業であるので、単年度で終わらずに今年度から引き続き実施すべきと思うんですがいかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 昨年度から始めました移住定住の関係の事業でございます。先ほどの答弁にありましたように、その中の事業の一つでありますいわゆるふるさと住民票、飯舘村に住所がなくても、ほかのところにお住まいの方でも、それを持っていただければ村民と同じとまではいきませんが特典があったりということで行っている、そういった方を対象としたバスツアー、これは中止という形で今年は残念ながらなくなってしまったわけでありまして、今ありましたように、実は昨年100件を超える移住者の方が、村の中には移住定住していただいております。したがって、この村における位置づけといえますのは重要なものであるという認識は我々も同じであります。今年度はそういったわけで、バスツアーに関していえばコロナウイルスの影響で中止ということになりましたが、引き続きこの事業については来年度以降も実施したいと考えておりますし、また移住定住本体の事業につきましてもいろいろ移住先、定住先の住宅の数が希望者に対してやや不足しているとか、補助金の見直しをどうしようとか課題はございますが、先ほど申し上げ

たような見地に立ちまして、引き続き進めてまいりたいと考えているところであります。
以上です。

9番（相良 弘君） 今年度も引き続き実施するというので安心しましたけれども、コロナウイルスの影響はないのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 移住・定住・交流事業に関してのコロナウイルスの影響ですが、やはりご心配のとおり、移住定住を希望される方が県外あるいは関東、東京、そういったところの方が多いということもありまして、これまで折を見てこちらにお越しいただいて、ご相談などということを実施していたんですが、今はこちらにお越しいただくのを自粛いただいて、それで電話あるいは電子メール等でのやり取りでそれぞれ相談をしているという状況になっております。

以上であります。

9番（相良 弘君） 観光事業のことなんですけれども、観光はいわゆる村内だけじゃなくて村内外からいろいろな交流なりイベントなりがあると思うんですが、いわゆる3密といいますか、それを避けるよう要請されている現在ですけれども、この辺はどのように対応するということなんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 議員もおただしのとおり、村としては先ほどの答弁にもありましたようにあいの沢や道の駅、そういったところが拠点とは考えておりますが、それだけではやはり観光資源としては不足する、あるいは魅力に欠けるというところがあるかと思えます。おただしのように広域的に連携するなり、それから広域的なイベント、行事、そういったものを中心にしなから、村の観光に取り組むというのは重要と考えております。

コロナの影響はということなんですけど、確かに今年度ですと代表的な野馬追については神事のみでイベント等は中止ということになりました。また、広域的に予想されておりました自転車のイベント、そういったことも中止ということで、なかなか難しい状況にはなっているのかなと思います。ただ、おただしのように今後も近隣の市町村と連携をして、イベント、共通の行事を組むなり、イベントを有効に活用するなりということは今後も必要と思いますので、近隣の市町村と連携を深めてまいりたいと考えております。

9番（相良 弘君） 前にも一度質問したことがあるんですけども、野馬追についてお伺いします。相馬野馬追は国の無形文化財の一つです。飯舘村も参加する要件はそろっております。参加人数は少数でも、私は村長を郷大将として出場しないのかお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 総大将は、相馬の藩主といいますか、決まっていると思っておりますので、そういう意味からすると総大将という話にはならないと思います。ただ、やっぱり相馬地方のすばらしい伝統あることでございますので、それぞれ個人的には参加していただいたり、あるいは村としてはやはりそれぞれの経費に関して応分の予算枠のことが来ますので、当然我々も相馬の一員としてそれに参加をさせていただいたり、あるいは予算化をさせていただいて、これからも一緒にやっていると。こういう考え方に変わりはありませんので、ご理解いただければと思います。

9番（相良 弘君） 野馬追の総大将は、相馬氏のはずです。ただ、各郷がありますよね、標葉郷とか小高郷とか、飯舘村にも郷があります。郷大将はその中の市町村長が務めている

はずです。ただ、私は心配なのが現在の学生、低学年、高学年含めてですけれども、そういう参加資格があるんだということはほとんど知られておりません。飯舘村の歴史を後世に伝えるという意味からも、やっぱり村長自ら、幾ら少ない人数であっても出場すべきではないかと考えたので質問いたしました。

村長（菅野典雄君） 長い間、そういう要請なりなんなりは何となく感じてはいるんですが、それぞれのところはそれぞれ首長なりの鎧とかそれなりの準備はしているんですが、飯舘村はそれがないからというわけでは全くありませんけれども、なかなか協力はするけれどもそこに積極的に参加という形、首長としての積極的な参加ということはなかなかできなかったわけでありまして。今後、どうなりますか、いろいろ広範囲から検討はしてみたいと思いますが、なかなか難しいことではないのかなという気はします。ただ、子供たちに、やっぱりこの伝統のことというものを、やっぱりどういうふうに伝えていくかというのは非常に重要なことだと思いますので、ちょっといろいろ、教育委員会とも相談しながら考えてみたり、あるいは何かそういうものの催しができないのかどうか、これから検討させていただくつもりでございます。

以上であります。

9番（相良 弘君） 学校教育の中でも、その辺のことを指導していただきたいと思いますと思います。

次にですけれども、観光事業を考えると、私が思うには各界各層から意見を集約するという意味でも、観光協会を設立すべきではないかと私は思うんですけれども、村ではどう考えているんでしょう。

村長（菅野典雄君） あちこちの自治体を見ますと、やっぱり観光協会をつくって商工関係のところをお願いをしている、あるいはそれなりの人を配置をしていると、こういうところがあって、大きいところはちゃんとした、大きい自治体はですね、なっていますが、結構小さい自治体でもそういう考え方を持っていて、私も飯舘村でもそういう発想にはならないのかなと思ったんですが、どちらが飯舘村の場合にはいいのかというのもちょっと一方で考えたところであります。結構、村主導というつもりではございませんが、いろいろな企画をやっていくということになりますと、なかなかそういう観光協会が中心だけで村はそちらに委ねましたよということでもいいのかどうかというのもあるのかなという気がします。ただ、やはり、少なくとも行政だけがやる話というわけではありませぬので、これからも商工会なりあるいは一部のいろいろな住民の団体なり、NPOなりと力を合わせてやっていくという形かなと思っています。今後、そういう形で観光協会が村の中にできるような素地があればまさにいいなとは思っているところでありますので、今後の課題にさせていただければと思っています。

9番（相良 弘君） これから飯舘村の観光を考えていくときに、やはり行政だけが考えるだけじゃなくて、村民一人一人が我々で観光を盛り上げていくんだという意識改革の意味からも、やはり観光協会をつくって、その中にももちろん行政が入ってもいいんですけれども、そんなふうやっていったらいいのかなと私は考えます。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

次に、3番目なんですけれども、大分授業が遅れてきたということで、夏季休暇といいますが、休業の短縮で対応したいということなんです、それだけで大体間に合うということですか。ちょっとお尋ねします。

教育長（遠藤 哲君） 実は9日間、時間にすると約50時間くらい休業の影響が出ているわけですが、ただ残念ながらといいますか運動会、修学旅行等中止になっておりますので、その分をまた授業日としたり、それからもともと余剰時間ということで多めに授業時数を取っておりますので、5日間の夏季休業の振替で十分に対応できると考えております。

以上です。

9番（相良 弘君） 授業のほうはそんなふうに対応するとしまして、修学旅行の話も出ましたが、そのほかに学校行事いろいろありますけれども、その辺はこれからどんな対応をするのでしょうか。また、どんな対応をするにしても保護者の理解は得られているのかなと思います。お伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 実は、昨日、学園の校長が見えまして、その辺少しお話ししたんですが、近々保護者とも十分に話し合った上で決めるということと、それからその際の検討事項ですが、修学旅行ですね。これは東京方面ですので、その辺やはり保護者の意向を十分に聞いて決めたい。昨日の段階では、方面はともかく修学旅行そのものは実施したい。それから、4、5、6年生の宿泊学習というのもありまして、これは県内なんです、そういうことについても検討していくという話をされました。いずれにしても議員おっしゃるとおり十分に保護者の意見をよく聞いて、そして何よりも子供たちの安全を最優先に考えて、検討したいと思っています。

以上です。

9番（相良 弘君） 今現在、9月入学のことがいろいろ話題になっておりますが、飯舘村ではどう考えているのか。考え方についてお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 一応、新聞社だったかどこからかのアンケートがありましたが、飯舘村というか、ある意味では私になるのかどうか分かりませんが、やっぱりそう簡単に9月入学というのができるはずでもないし、物すごいいろいろな関係機関との調整がありますから、今のところではやっぱり4月入学がいいのではないかという答えを出させていただいているところであります。

以上であります。

9番（相良 弘君） 3点ほど質問いたしました、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで相良 弘君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 11時 57分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時 10分）

議長（菅野新一君） 4番 高橋孝雄君の発言を許します。高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 4番 高橋孝雄です。令和2年6月定例議会に質問をさせていただきます。

十年一昔と申しますが、東日本大震災から一昔が過ぎました。飯館村民、一度も経験のない長い避難生活が解除されて3年が過ぎました。そこで質問をさせていただきます。

現在、帰村された村民の人たちは震災前の30%前後、そして他の市や町にお世話になっている村民が70%前後であります。政府は、復興・創生期間を10年延長してくれましたが、現在の状況でいつまで村の行政支援が受けられるのかお伺いします。

2番目です。携帯電話の利用のできない地区について質問いたします。震災前には村内全部の家庭に固定電話がありました。避難中にほとんどの人たちは固定電話を解約されました。避難先では、どこに行っても携帯電話が利用できるわけですが、しかしながら飯館村においては携帯の使えない地区がかなりあります。帰村をしてもどこにも連絡のできないところでは不便なので、帰ることに二の足を踏む村民もかなりいるようです。今年、八木沢地区そして大倉地区は何とか携帯が使えるところですが、現在帰村している須萱地区や飯樋割木地区、そして村内のあちこちにまだ携帯の利用できないところが数々あります。そのようなところに通信基地を造れないものかお伺いをします。

3番目、村内の耕作放棄地についてであります。昨年までは、10アール最高3万5,000円まで農地保全の奨励金がありましたが、今年は約3分の1の1万2,000円になりました。自分の機械がある人は自分の田畑の手入れはできますが、機械のない人たちは荒れても仕方がないと諦めているようです。そのような土地を村として何かに利用、活用できないものかお伺いをします。

4番目に、村の総合計画についてであります。計画書を拝見した中では、将来村の人口は1,500名前後と出ておりました。震災前の4分の1に減るようです。震災前、6,000人の人口でも村の運営は厳しかったわけですが、1,500名に減って村の今後の運営をどのようにするのかお伺いします。

以上、4点質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ありますが、村政運営について私から話をさせていただきます。

まず、現在第6次総合振興計画をつくっているわけですが、この計画の中に人口の数値目標は設定をしておりません。何人何人と設定をしますと、いわゆる村内に今住んでいない人に早く帰れというような印象を受けることではいけないのではないかと。ただし、できるだけ環境をしっかりと整えるかということでございます。今、現在、村の中に住んでいる方は1,450人程度でございます。ということで、今年度予定されております国勢調査では、多分1,500人程度になるのではないかと考えております。地方交付税算定に関わる基礎数値のうち人口については5年に1度行われるこの国勢調査の現住人口、住んでいる人の人口が基礎となるということでございまして、普通交付税の平成28年から平成32年度の基礎数値、平成32年というのはいわゆる令和2年まででございますが、この基礎数値は本来平成27年の国勢調査の現在人口である41人となる場所だったわけでありす

が、被災地域特別措置ということによって平成22年の国勢調査人口6,209人に平成22年9月末から平成27年9月末の住民基本台帳人口の減少率を掛けて算出した5,890人というのが基礎数値になって、令和2年度まで震災前の約95%の交付税が村に交付されてきたところでございます。令和3年度以降においても、引き続き総務省に人口特例措置の継続を現在求めておりますが、今月発行いたしました「令和2年度までいなみんなの予算書」、これからお配りされるわけですが、この中で示しているとおおり、地方交付税は緩やかに減少し、令和7年度には13億6,000万円ほどになると今のところ村では見込んでおります。現在は、15億円ちょっとということですから、かなり下がるということも予想せざるを得ないということでもあります。

今後の村の運営についてであります。税や交付税など歳入が減少するのに合わせて、当然ながら歳出を抑えていく必要があるわけでありまして。今後も、維持管理経費など経常経費の削減に努めていかなければならないと考えております。この村民向け予算書にも書いてありますが、公共施設の維持管理費は1年間当たり2億3,800万円くらいかなと見込んでおまして、震災前に比ばまして微増するものと試算しております。多分前は2億1,000万円くらいであったかなと思っております。村は、他の自治体の財政状況と比較しても、現在のところ良好な状況であると考えておりますし、人口減などで将来的に現在よりも厳しさは増すものと推定される中で、引き続き健全財政運営を維持していけるように、さらに努力をしてみたいと思っております。ただ、国、県その他の事業をうまく使って、少ない自主財源の中で村民にいかにかサービスをしていくかということ、これまで飯舘村の職員はこれまでも考えてきましたし、これからも考えていくはずでありますので、ご理解をいただければと思っております。

他の質問は、副村長以下それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の村民の住所についての中、いつまで避難中の村民が飯舘村民でいられるかというご質問にお答えをいたします。

原発事故の影響によって、全村避難を余儀なくされた村民は、いわゆる原発避難者特例法という法律に基づいて住民票を移動させることなく避難先自治体で福祉や教育などの特例事務に係る行政サービスを受けることができるようになっております。そのための費用として、その避難先にお世話になっている自治体には特別交付税ということで、1人当たり4万2,200円の交付がなされているところであります。村は、帰還困難区域の長泥行政区を除いて避難指示解除となりましたが、国では避難指示解除から3年経過した現時点でも、今申し上げました原発避難者特例法の終期、終わりですね、それは示しておりません。どこまで続くのかというのは今のところ明確になっておりません。一方、住民基本台帳法には、住所の定義を各人の生活の本拠、実際に生活している場所ですね、となっております。住民票は住民の居住関係のあかしでありますので、市町村長は定期的に必要に応じて調査を行うなど、住民票の記載事項の正確性を確保しなければならないと、こんな手続が定められております。つまり、住所地に実際住んでいるのかどうかという確認をしなければならないということになっております。また、住民票は住民税、国民健康保険、介

護保険、国民年金、児童手当など、その住所を有する市町村の区域内においての様々な行政サービスの基礎にもなっているわけであります。村民の中には、全村避難から満9年が経過しておりますので、生活環境に加えて家庭あるいは学校の諸事情から、さらには避難先で医療、介護等のサービスを受ける必要があるなどなど、生活の本拠地が避難先に定着している村民も多くおられるようです。村としましては、住民基本台帳法の規定を踏まえつつも、あくまでそれぞれ村民の判断によることだと思っておりますが、生活の本拠地に住所を移すことが医療とか介護とか福祉とか、様々な行政サービスを受けるためにも住所を移したほうがメリットがあるのではないかと考えておりますが、いずれにしても原発避難者特例法がある、継続されている中では、強制的なものは何もありませんので、それぞれの判断で住所を移す移さないは考えていただければと思います。

以上であります。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問の2番、携帯電話の不通話地区の解消について、特に須萱地区、飯樋割木地区において解消できないかのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村では不通話地域の解消に向けた村内各行政区の調査を行っておりまして、平成30年度に各行政区長にこれをお願いし、実施をいたしました。20行政区のうち、不通話世帯のある行政区は10行政区、290世帯で、帰還困難区域の長泥行政区を除きますと9行政区、215世帯ということになっております。

不通話地域解消に向けた取組といたしましては、福島県に対してこの4月までに行政区での調査結果を基に、不通話地域の状況を報告しておりまして、今後県から携帯電話事業者各社に不通話地域改善の要望をすることとしております。国に対しては、昨年11月末に東北総合通信局に対し、不通話地域解消に向けて携帯電話事業者への働きかけを要望したところでございます。また、携帯電話事業者に対しても、昨年5月に行政区での調査結果を提出しておりまして、改善に向けた要望を継続して行っております。

最近の村内の基地局の設置状況といたしましては、平成29年度に佐須地区に1基、昨年度は小宮地区に1基、そして今年度は八木沢地区と大倉地区に、これはKDDIということですが、基地局をそれぞれ1基ずつ設置することとしておりますが、ご質問の須萱地区、飯樋割木地区では今のところ基地局等設置の予定はない状況であります。携帯電話会社としても事業性を考慮した上で場所を選定しているものと思われませんが、ご質問の地域を含め今後も継続して不通話地域解消に向け、国や福島県と連携して取り組んでまいります。

なお、飯樋割木地区につきましては、平成30年度に実施した調査時点では、前田・八和木行政区では不通話地域がないとのご回答をいただいておりますが、ご質問いただきましたので、村としても再度調査をし、不通話地域がある場合にはほかの地区と同様に解消に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

農業委員会会長（菅野啓一君） 私から、ご質問3の村内の耕作放棄地対策についてお答えいたします。

村では、環境省直轄除染の完了時期が集落ごとに異なることを踏まえ、除染が終わった農地を速やかに保全管理していくため、平成26年度から行政区ごとに農業復興組合の設立を進めてまいりました。これにより、福島県営農再開支援事業を活用した農地保全是、ほぼ全行政区で進み、避難指示解除の3年目に当たる令和元年度には過去最大の約1,500ヘクタールとなり、事業費も保全管理メニューのみで約5億3,000万円に達したところです。

さらに、農地の地力回復の堆肥の供給、鳥獣害対策費用の電気牧柵の設置、水田の均平化、草地更新などを総合的に進めており、今年度の福島県営農再開支援事業の当初予算は、約7億円となっているところです。これを進める一方で、平成29年度から各集落で将来の作付再開に向けた地権者の農用地の利用意向を図面化する作付再開計画図の話合いを進めてきた結果、令和元年度までに18集落で作成が完了しており、今年度は意欲ある担い手の農用地の利用意向の聞き取り調査を順次進めているところです。

ご質問の村内の耕作放棄地対策であります。村農林土木係では集落ごとの作付再開計画等を基にして、農業基盤整備促進事業等による暗渠排水や用水路の保全を進めております。また、村農政係では意欲ある担い手の意向の作付再開計画図とのマッチング、図面化を進めているところであり、関根・松塚地区のように既に一定程度の話合いが進み、具体的協議がまとまりつつある地域もあります。

なお、農業委員会としましては耕作放棄地の発生を抑止するための最も効果的な対策は、農用地のなりわい農業のための利用を推進することです。したがって、今年度は村農政係の情報を基に、農用地の出し手と担い手の調整を図ることで、昨年度の上飯樋集落での農地管理事業による約105ヘクタールの農地利用集積の事例をほかの地区にもできる限り広げ、耕作放棄地をできるだけ少なくするよう取り組んでまいります。

以上でございます。

4番（高橋孝雄君） それでは、1の1から再質問させていただきます。

原発特措法ということで、まだ期間が終了していないということではありますが、現在の村民にとりましては避難先が本当に住み心地がいいというような方が大勢おられます。というのはやはり買物ができる、また医者にかかっても近くにいい病院があるということで本当に助かっているわけですが、しかしこれいつまで続くのか、これが心配でなりません。はっきりしたことは復興・創生期間が10年延びたということで、10年また延ばしてもらえるのかどうか、その点もう一回お伺いします。

副村長（門馬伸市君） 先ほど、期限がまだ決まっていないというお答えをさせていただきましたが、多分、復興・創生の10年延長ということ、10年までというのは、今の段階ですけれども、そこまでにはならないのではないかなという気はしていますが、まだはっきり国で示していないので、全く申し訳ないのですが不透明です。

4番（高橋孝雄君） そうしますと、住民税、国民健康保険税、介護保険税などなどいろいろございますけれども、これはその期間までは現状のままということになりますね。

副村長（門馬伸市君） 今の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、あと固定資産税は今年から帰還困難区域を除いて通常課税に戻りますが、今の保険、国保、介護、後期高齢者のほうは来年の2月までというのは決定しています。これも毎年毎年なので、

来年以降も続くかどうかというのは全くこれも不透明です。ですので、その復興・創生期間が10年延びたのでそのまま10年続くということにはならないと思います。

4番（高橋孝雄君） その税金の徴収については伺っておりますが、やはりそういうことでしたので諦めます。

続いて、2番目の携帯電話不通話地区について再質問させていただきます。

先ほど、三瓶課長から説明がございました。割木地区においては、不通話のところはないと申されましたけれども、実は私の車は携帯を使ってもいいように走れるようになっています。あそこに行くとやはり途切れるんです。ですからやはり、地元の人たちが言うように不通話地区であると考えて今質問をさせていただきました。また、須萱地区においてはこれは完全に利用できない状態で、住民の方々からそう言われておりますので、何とかこれは調査をしてできるような、そういう方法を取っていただきたいと思いますがいかがですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まさにおっしゃるとおりでありまして、前回行いました調査というもののやり方については、各行政区に依頼をしましてそれぞれ会社の違う携帯電話、スマートフォンを持って各世帯であるとかそういうところを確認していただいたということでございますので、恐らく議員おっしゃるよう通行中であればそれが途切れるというか、通話できない場所も恐らくあろうことかなと思っております。こういったことでありますので、今、再調査ということでもありますけれども、全体を通しての再調査ということになりますといろいろ予算の面等も絡んでまいりますので、すぐに実施ということができるかどうかはまたこれから検討させていただきたいと思いますが、地域を限定しての調査ということであれば、担当課のほうでそういった端末を持って状況を調査するというのも可能かと思っておりますので、そういったことはできるだけ早く対応してまいりたいと思っております。

なお、その後の解消に向けた動きにつきましても、答弁の中で申し上げましたように、なかなかこれは携帯電話各会社とのやり取りといたしますか、そちらのほうの採算性というものも無視できないものがございますので、引き続き調査要望等行いながら、各携帯電話会社との協議、要望を進めてまいる形で対応させていただければと考えております。

以上であります。

4番（高橋孝雄君） 答弁によりますと、長泥地区を除いた9行政区で215世帯が今のところ携帯電話を使えないということになっておりますが、できるだけそういう人たちも携帯電話を利用できるように、ひとつ村としても努力をしていただきたいと思います。

続いて、3番目のほう、村内の耕作放棄地対策について、先ほど農業委員会会長から答弁がございました。そこでお伺いをしたいんですけれども、この耕作放棄地、長く置くと雑草が生えて、今既に10メートルを超える木が生えているというところがたくさんございます。そういうところについては、登記上農地であっても農業委員会の判断はどのようにされるのかお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） 農業委員会の事務局も兼ねておりますのでお答えさせていただきます。

農地、いわゆる地目が農地であって現況がもう山林に近いというような状況の部分についてのご質問と承りました。農業委員会では、まず現況確認ということがあります。本来でありますと、農地は農地のまま利用いただきたいというのが本筋ではございますけれども、どうしても管理が行き届かない、あるいはこの避難によってもう管理が届かなくなって山林化してしまっているというところがあるというのも認識はしているところです。そういったところの土地なんです、中には相談の中で、いわゆる農地から、いわゆる田畑から山林に地目を変換したいという方の相談もあります。農業委員会としましては、まずは現況を見させていただいて、これは明らかにもう山林の状況になっているというような場合に関しては、改めて農業委員会の中で諮って、その部分を山林であるとか他の地目に変更していく、そういったことになっていくのかなと思っております。ただ、いずれにしても、基本的には農地は農地として利用いただきたい、これが本筋でございますので、まずは農業委員会にご相談いただければと考えております。

4 番（高橋孝雄君） そうしますと、結局荒れた土地について農業を再開できないということになれば、これは農業委員会の管轄外ということになるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） あくまでも、地目が農地ということであれば農業委員会の管轄でございます。また、例えば地目が原野であってもいわゆる採草放牧地とかの扱いで農地とみなしているところもございます。そういったところの登記については、農業委員会でもまず相談を受けた後現状を把握させていただいて、その上で改めて判断をさせていただくということになりますので、まずは農業委員会のほうにご相談いただきたいということをお願いをします。

4 番（高橋孝雄君） そうしますと、荒れた農地は一応農業委員会の了解を得ないと販売することはできないということになれば、それはそれで構いませんけれども。もしこれが、荒れたから農地じゃないんだというような判断をした場合には、これは個人の判断で販売してもよろしいのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 地目が農地であれば、あくまでもその土地については農地の扱いからスタートいたします。したがって、現況が自己判断で山林だから売買してもいいだろうとはなりません。必ず農業委員会にまず協議させていただいて、その上で周囲への影響であるとか、それから今後の利用についてとか、そういったところを総合的に判断させていただいた上で地目の変換となりますので、よろしくお願ひします。

4 番（高橋孝雄君） その地権者から、これは荒れてもう仕方がないので農地でなくしてくれと言われた場合はどうしますか。

産業振興課長（村山宏行君） 議員にそういう形で相談されているとすれば、ぜひ村の農業委員会にご紹介させていただいて、ご相談いただくようにぜひご指導をお願いしたいと思います。

4 番（高橋孝雄君） 実は、私の部落にもかなり荒れた土地がございます。そういう中で、荒れた土地というのは山奥の水源地に近いような土地でありまして、もしこれが簡単に売却されるようなことになれば、これが産廃業者になんか買われたら、これは下で田畑を作っている農家が本当に難儀するわけがございます。飯館の村民歌にあるとおり、山麗しく、水清らかなこの飯館村、山は放射能でちょっとあまり麗しくないですけれども、水は放射

能で流れないということでございますので、そこに汚染で流れた場合には困るので、そのところはしっかりと村として管理をするように、ひとつお願いをしたいと考えております。

続いて、4番目の村の総合計画の中で、先ほど村長から答弁がございました。1,500人というのは国勢調査の中での数値だと、こう答弁されましたが、実は区長会の資料の中にこのように載っていたので私は質問をさせていただきました。それで、今、そうなれば、それほど村の運営には支障を来さないように思いますが、今現在の村の予算を見る限り130億円を超える予算を計上しているわけです。そういう中で、ご承知のように国の借金も1,300兆円、今回コロナウイルス対策で250兆円と、国民1人当たりの借金が物すごい金額になるわけでございますので、今後やはり事業をするにも国県の予算を持ってくるにも、なかなか容易でない事態になると思います。ですから、できる限りの知恵を絞って、そしてこの村の運営に当たっていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、7番 佐藤八郎君の発言を許します。佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 第5回定例会に当たり、議会議員の役割と責任において、飯舘村の村民生活の多面的な声、願いを基本として、行政執行の責任者への提案、質問を行うものであります。

加害者である国、東京電力が、自分たちの都合のよいスタート、都合のよいような施策や予算で進められた9年が過ぎ去り、何も悪いことをしない村民が住んでいた地域で除染賠償など差別され、同じ村民なのにお金で、放射線量で分断されたのです。飯舘村代表である村長は、本来であれば住民の声、願いをまでいに聞くこと、まとめて加害者に要求すべきなのに、スタートから避難しなくても生活できることとし、加害者への依頼をして専門家による放射能ある生活でも大丈夫とするような村での講演会や説明、懇談会等開催しましたが、政府からの避難指示が出されたために村役場の常勤する国、県の職員との協議と、アドバイザーやコンサルタントへの依頼任せとしたのであります。その上で、私は原発に対して悪い危険なものだとは言わないという宣言、さらには千年に1度の大災害だが見事に復興させた村長となるとも宣言をし、村民の生活、悲しみ、苦しみ、そして見通せない明日への生活の不安や不満、ストレスを何重も背負わされた生活となっているのに、忙しい中ですが個人的な本を発行したり、原発事故後二、三年の出来事でありました。

このスタートから、村民主人公の村づくり、村民あつての村づくりのボタンのつけ間違いとなり現在に至っております。なぜ、真実、実態を無視し、同じ村民、特に子供たちや最近が高齢者まで差別する行政執行をするのか。私には理解できません。原発事故により、放射性物質いわゆる毒物が大空から、国が言う31の自然界にない核種が放散されたので除染をスタートしたが、飯舘村全面積の約85%は除染をしないままの実態であります。除染での放射能汚染物を使つての農地としての再利用実証試験を長泥地区にて実施しておりますが、この実施の合意を得るために長泥地区も除染、解体、ミニ拠点施設の建設を約束し、粛々と進められています。これまで、帰還困難区域として賠償は他地区村民よ

り支払いを受けていますが、そのことが問題ではなく、他19行政区と同じ実態にあるならば、長泥が受けた賠償を他19地区行政区にも支払うのが、加害者である国、東電の被害者に対しての公平な執行だと思っております。そういうふうにしなないことは、差別をしているとしか考えられない。村長は、川俣町山木屋ADRの方々へ意見して謝罪をしたことや、村民の大多数が申し立てたADRへの対応では加害者の立場のような言動があることを見ると、被害を受けた村民のためへの新たな賠償請求、除染の継続を強く求められないのかと心配をしております。この10年の総括をきちんとされ、真実、実態を示すべきであります。

村民は、放射性物質による被ばく、自然災害、本年になってのコロナウイルス対策、これからの熱中症対策の中で買物や病院などのインフラ不整備の生活となっております。このたびのコロナウイルスによる感染防止のために、3密と手洗いの村民の努力により感染者がゼロということでもあります。関係各機関や、関係者に敬意を表するとともに、村としてできることは、1世帯に消火器1台という火事に関連の言葉があるように、消毒液も1世帯に1つ、マスクも買物不自由な方にきちんと渡すという、10枚というお話で実施されましたけれども、先ほどの渡邊議員の答弁の中で20枚も用意しているのか、それは分かりませんが、そういうこともありましたけれども、そういうことも踏まえまして、4項目13点について、一人一人を主人公とする村づくりや、村民生活、福祉向上のために、村民からの声、願いの提案を申し上げたいと思います。

コロナウイルス対策について申し上げます。

村民が該当される給付金、貸付金など支援事業及び申請方法、やっぱり特別な窓口設置などの具体的な政策をどのようにして困っている方に応えていくのか。

2つ目に、村独自の施策と補助を受けられる基準、該当者を示すとともに、申請の何といても簡素化、まだまだ避難が続いている中なので、役場に来るにも電話で連絡しながら要件を言ったらこういう手続してこういうふうになればというふうに簡素化して取り組めるような支援策。

3つ目には、各事業の該当基準がばらばらで、国、県、村とありますので、その辺を図表か何か使って、分かりやすいように資料を作成して、こうやって皆さんの産業や皆さんの生活や福祉向上を推進させていくんだというものを、きちんと高齢者でも分かるようなものにしていただきたい。

2つ目に、議会軽視と情報公開についてでありますけれども、このたびの風力発電事業での議会への提出資料不足によって、議会としてチェック不可能の現状があったわけであり、私ども、川俣町の議員やその隣の議員とかに会うと、飯舘村議会でチェックできなかったのかとよく言われます。チェックできようがありません、提出がないんですからね。そういうことで、この部分についてはやっぱりきちんとすべきだなと。なぜ私らにチェックするだけの材料を用意しなかったのか何うものです。

2つ目に、各種事業での議会資料提出に先駆けてマスコミ報道をされますと、それを見た方々からすぐ電話、私に来るんです。私はあまり見ないものですから、テレビとか一般新聞をね。そうすると、私は出て、テレビや新聞報道あったのを知り得るわけですから

も、議会人としてどう答えたらいいか分からないんですよ。決定も議会ではないのに、放送されるということ自体が、もう9年間いろいろなことで続いておりますけれども。本来、議会としての役割、責任ある仕事をしているわけでありましてけれども、完全に無視されて、軽視されている。やっぱりきちっとした本来の議会としての行政執行の監督、チェックをさせるような執行にしていきたいし、なぜそういうふうにしないのか。所見と対策を示していただきたい。各種事業、行政執行が村民のためであるならば、この9年間のやり方そのものを総括され、改善することはする、行政執行の原則、マニュアルについて、村民が分かるようにきちんと示すべきであると思います。

大きな3点目に、環境問題についてですけれども、放射性物質が国が言われるように毒物、自然界にない核種が31種ということでありましてけれども、除染基準として国の本来の安全基準の5倍とした国、東電の言いなりで10年を迎えている。この放射線被ばく事態の改善策を示していただきたい。そもそも、放射線量もそうですけれども、食べるものさえも原発事故前の基準と今とでこんなに差がついているわけでありまして。そのことをよしとするかどうかということも、非常に健康問題にとっても重要であります。これは、私がつくったものではなくて科学技術庁と厚生労働省が基準値を発表したものでありますけれども。そういうことも含めて、きちんとしていただきたい。

あとは、風力発電や高圧線など、低周波での健康悪化が進んでいる中、世界的にも5G問題も含めて、電波が体に障害を与えることが社会問題となっている昨今であります。さらなる放射能放出の原因となるバイオマス事業取組ということで3回くらい説明ありましたけれども、事業交付金申請が9月だとこの間説明受けたので、今6月議会なのでただしておきますけれども、これ全協での説明、あとは内容的には地権者、蕨平の皆さん、牧野組合の皆さんにだけの説明ということで進められておりますけれども、これは村全体の問題ではないのかどうか、その点も含め、そしてその中身について先行事例は田村市を参考にしているんだとありますけれども、田村市の問題もあと追加質問でしますけれども、十分な村民全体への説明や合意をどうされていくつもりなのか伺っておきます。

3番目に、環境悪化による健康被害ということで、先ほど示した表を見ても分かるように、食べるもの、飲むものさえも原発事故前と事故後で基準を都合よく変えられておるんです。いまだかつて20ミリシーベルト以下という緊急事態宣言基準を国は外そうとしません。つまり、日本の放射能防護の年間1ミリシーベルト未満をまだ守らなくていいという状態を続けているわけでありまして。そういう意味からして、原発事故前と比較しての死亡原因や、年齢や病名など示すとともに、放射能被ばくとコロナウイルスのある生活をしていく上での村民の暮らし、生活はどういうふうにするべきなのかをきちんと示していただきたい。

行政の在り方について伺っていきます。公務員は全て住民の公僕として仕事をするという宣誓をしながら職業に就くわけですから。そして、一人一人職員は一生懸命村民の声や、各地区の役員になりいろいろな関係者の声を聞いて一生懸命やっているわけでありましてけれども、どうも避難解除になってから余計でありますけれども、村民の声や願いの聞き取り調査などを軽んじているんじゃないかと。実態把握をきちんとしないで、区長さんと二、

三人の役員のヒアリングをやれば全て村民の声は聞いたかのような流れになっているわけでありませけれども。私、ずっと、1日五、六軒しか歩けない、村の方々とお話して歩いていますけれども、いっぱいあるんですね、皆さんの生活課題。家に例えるならば、村長は家族の主人でありますので、自分の家族の悩みや思いやこれからの要望なりをきちんと聞くというのは当たり前のことだと、それは基本だと思います。そういう意味では、村民一人一人の声をもっと聞いて、そのことを執行者としての責任と役割をきちんと果たすべきだと思います。

ここ数年、220億円以上の予算を取って箱物行政を延々と続けて、箱物を造ることが復興のあかしになったようなことを一生懸命やっておられますけれども、村民は心配の種が増やされているだけだというふうな、私ら利用されるものでもない、生きていくのも大変、買物も医者も大変だというときに何なんだという話であります。そういうためにも、今後各種事業や制度、施策を生かすために、村民一人一人の生活にどのように生かしていくか、お知らせ、情報公開が基本でありますけれども、こんなときだからこそ、大変な時期ですよ今。放射能の不安、そしていつ起きるか分からない災害、そしてコロナ、熱中症、そして避難解除になって全ての補償や賠償やそういうものが打ち切られて、自分でやっと歩み始めたときにこういう状況ですから。もっともっと一人一人に寄り添った行政を推進すべきだと思います。

3つ目ですけれども、村長は子供の差別をずっと続けておりますけれども、このたびは高齢者まで差別するとしておりますけれども。プレミアム商品券もさもいように聞こえますけれども、1万円出せる人、3万円買える人、6万円出せる人、家族が多くて7人いれば42万円買える人、みんな差がありますよね、それぞれね。だから、私が回って、高齢者の方多いですけれども、私を買える、関係するものでないから知り合いに、うちに一緒に住んでいないけれども、福島に家を建てている息子とか嫁にやるんだみたいな話で、自分たち使えるものだと思っていないんですね。そういう状況があるっていうことを分かっているんでしょうけれども。そういう意味では、お金持ち、買える人ほど優遇されるプレミアム商品券になっていますから、貯金積んでいてもしょうがないからね、機械や車や、何か聞くところによると雑誌を見てそれで注文して何でも買えるようなことも商工会で紹介しているような話もありましたけれども。そういう意味では、非常に差が村民の中にあるんだなというふうな、つくづく聞いて歩くと分かります。そういう意味では、もっとみんなに公正公平に行くような施策を展開したほうが、戻った方もこれから戻ろうとする方々にとってもいいのではないかと私は思っていますので、憲法を暮らしに生かす、飯舘村に住所がある方には公正公平に対応すべきだなと思っております。

4つ目に、アドバイザー、コンサルタントへの支出総額と役割、責任。コンサルタント、アドバイザーは委託を受けてやるものですから別に責任まで果たす何ものもないのでね。依頼を受けて、委託されたものをやればいいんですから。そういうもので、どれだけの成果を挙げているのか。あとは、村民とか、村出身者の提案や受付募集などの取組というのは実際あるのかどうか。原発事故前は、飯舘村出身者のいろいろな親戚や友達や、探し回ってそういう人たちに村の大使になっていただいて、ふるさと飯舘をよくしようという取

組、行政としてもありましたけれども。今、こんなときだからこそ、そういう地道な村との関わり、ふるさとを思う方々との協働した取組が必要なのではないかなという様な私なりの気持ちと、みんなに聞いて歩いている中でお年寄りがうちの孫はこんなことをやっているんだという話なんか聞くと、いっぱいいっぱいそういう方はいるんだなど、村内の方でも。だから、そういう点も力にして、村民がつくり上げる村づくりというのが大事なんでないかなと思っています。

各行政区の自治の在り方について。このたび、村の老人会も役員改正なったというお話も聞きましたけれども、いろいろな会が村全体でも各行政区の中でも、休んでいたり解散したり、さらに発展したり、いろいろあるようでもありますけれども、この実態をきちんとつかむことが、生涯教育の中の社会づくり、村づくりというのが非常に大事なので、そういう意味ではその部分のことについても見通しのある施策を示していただきたい。

以上を申し上げまして、私の質問とします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きく4点ございますが、行政執行の在り方というところに私からお答えをさせていただきますと思います。

まず、1番目の村民生活の実態把握の取組といたしましては、村は毎年行政区ヒアリングを11月ないし12月くらいにやっております、それぞれの課題を聞かせていただいているところであります。最初、これをスタートしたときには、なかなか聞いても全部できるわけではないのにさらに聞いたのでは大変ではないかと、こういう内部の話もありましたが、やっぱりできるだけ聞いて、できるものはできる、時間かかるものはかかる、あるいはできないものはこういう理由でできないんだという話をするのが大切だと、こういうことで行政区ヒアリングをやっていただいています。

それから、定例の行政区区長会、これもスタートは新年度1回のみでしたが、私になってからは各議会ごとに説明を、集まっていたいて、議会ではこういうことが決まりましたという話で3か月ごとに村での動き、あるいは皆さん方の要望を聞かせていただいているということでもあります。

それから、帰村者との懇談会、住民懇談会も開催をしているいろいろ努めてまいったわけですが、今ちょっと、なかなかそういう集まりをどうするかということで悩んでいるところですが、いずれにしても帰ってきた人とのこと、それから村外から村に来た人たちとの懇談などなどもやったこともありますし、これからもやっていきたいと思っております。

さらに、第6次総合振興計画においては、アンケートをやったわけですが、ちょっと回収率は少なかったわけですが、意見を聞かせていただいたということでもありますし、それとはまた別に専門部会に策定委員に村民なども入っていただいたり、アドバイザーにも入っていただいて計画をつくっているということもございます。

さらに、今後、全戸に策定途中の計画の内容を送付し、広く意見をいただく予定にしております。他の自治体の首長よりは多く村民の意見を聞いているつもりでありまして、決してそれはただのパフォーマンスをやっているわけではありません。スタートしたときが開かれた村政ということでもありますので、その趣旨に沿っていろいろなできる範囲でのと

ころを一生懸命やっているところでもあります。

そのように、できるだけ多くの村民の意見や要望などを伺いながら、村政の運営に努めてきたわけでありまして、今後も引き続きその姿勢は貫いていきたいと思っております。

2つ目のことですが、情報公開を行っていくことは議員のご質問のとおり重要であると考えていますし、今申しましたようにできるだけ開かれてということでございます。村は、広報紙やホームページ、懇談会などにおいてできる限り情報公開はしてまいりましたし、今後も積極的に村民にお知らせし、情報公開をし、少しでも多くの村民の皆さんの意見を伺う中で村民に寄り添った村政運営に努めてまいりたいと思っております。ただ、原発事故による全村避難によって、これまでの環境とは全く違った中で、村民の生活環境も変わってしまいましたことから、その中で村民に全て今まで以上に満足のいく行政運営はなかなか容易でないということもあるわけでありまして、ぜひご理解を願いたいと思っております。

それから、住所のあるなしに公平公正にすべきであると、こういうご質問であります。ご存じのとおり、被災後、また平成29年3月の避難指示解除後も様々な復興事業、帰還促進に資する事業などに取り組んできておりますし、今後も各種事業に精力的に取り組んでまいりたいと思っております。それぞれの事業を展開するに当たり、村の財政状況などもあることから、様々な国や県の補助金などを活用しながら行っていることでもございまして、国や県の財源を活用する場合、例えば所得の要件とか年齢制限とかいろいろな縛りがある事業もありますので、必ずしも村民全員が対象にならないという場合もあるわけでありまして、また、住所要件に基づく事業については、生活の根拠がどこにあっても該当するものから、生活の根拠がなければ非該当などというケース・バイ・ケースの場合もあるわけでありまして、このように、それぞれの事業によっては対象が異なることもありますし、居住地との兼ね合いなどから住所があっても全ての方が事業対象にならないこともありますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、子供であれ高齢者であれ、差別をという話は全く論外でございまして、村民にしろ、私個人的な思いで差別するなんていうことは全くありませんし、自分の意に沿う方々にだけの公費支出などあり得るはずはありませんので、ぜひそのような考えは改めていただきたいと思っております。

次に、アドバイザーの関連でございまして。現在、村では村づくり、復興、教育、移住定住の4名のアドバイザーの委嘱をしているところでございまして。

村づくりアドバイザーには、復興拠点整備等総合調整業務を委託をし、第6次総合振興計画の策定をはじめ、ふるさと納税制度の立ち上げや、道の駅の運営の助言、あるいはラオスとの交流の進め方、あるいは近頃城南信用金庫との交流でいろいろなことをやっていただいたりなどなど、復興拠点の整備など非常に幅広くアドバイスをいただいているところでございまして。昨年度の実績としては、村内における活動ということで村のほうに約40日、それから首都圏をはじめとする村外での活動が20日ほど、合わせて年間60日の活動をしていただいておりますし、その他私などあるいは職員が上京した折、数回以上事務所で相談に乗らせていただいているところであります。これらの活動を通して得た情報やつなが

りは、村づくりのためには非常に重要で大切でありますし、大変役に立っているところであります。例えば、ラオスとは学校づくりから始まり、スポーツを通じた交流のつながりということで、去年、おとしあたりは非常に子供たちが、このラオスの関係で自分づくりといいますか、積極性などを学習していただいたということでございます。城南信用金庫、まさに全国の信用金庫の事務局のところでありまして、全国に広げていただいて、飯舘村の花をかなり購入していただいたり、あるいはその他いろいろな応援をしていただいているところであります。全部の支店の店頭はその花を飾ってPRをしていただいているところであります。田舎暮らし希望者と農村とをつなぐココロマチなども、情報をあちこちと回って紹介をしていただいているところであります。また、静岡県伊東市の日本を代表する重岡さんという彫刻家の紹介をいただいたり、その他数々の方の紹介をいただいています。また、いただくだけではなく、それがその後もいろいろなつながりをして、村としての事業につながっている。また、例えば3月11日の「あたりまえをありがたと思う日」のイベントの際のシャツの寄贈なども、ある会社の社長さんから頂いていたり、あるいは子供たちや保護者の皆さんの心のケアをいただいて、非常に保護者も子供もそして先生方も助かっています。いわゆる、長崎の小児科の先生のご紹介、そしてそれらのつながり、あるいは去年まで全国有数の学習塾はなまる学習会なども紹介をしていただいているところでありまして、ふるさと納税はこれまでに約9億円の寄附を頂いているところであります。

それから、復興アドバイザーでございますが、これは放射線量の低減や飯舘村での産業振興、あるいはもともと長泥地区に一番先に入った方でありまして、その長泥地区の今復興再生拠点整備に対するアドバイスやその他を非常に幅広い見識とつながりを持って、復興アドバイザーとして活躍をしていただいているところであります。

教育アドバイザーは、これも長い間お世話になりまして、現在義務教育学校のいわゆるカリキュラムなどに物すごいご指導をいただきながら、先生方がいわゆる一貫校のカリキュラムをつくって頑張っているというところでありますし、絵本作家のいせひでこさんや柳田邦男さんをご紹介していただいて、子供たちが非常に創作的な授業を受け持っていていただいているということもございます。

移住定住アドバイザーでございますけれども、移住定住に関わる補助金申請の書類の審査や首都圏での移住定住の関連の事業などへの参加とか、あるいは情報提供、アドバイスなどをいただいているところであります。なお、この方は、もともと学校建設に当たって村の教育委員会に2年ほど来ていただいて、大変あそこの学校の建設には特異な感性を広げていただいた方でありまして、東京に戻った折、村とのつながりを最大限にこれから生かして移住定住などを進めていこうと、こういうことでお願いをしているところであります。

アドバイザーに係る経費として、村づくりアドバイザーに対しては復興拠点整備等総合整備業務として1,485万円、教育アドバイザーには40万円、移住定住アドバイザーには120万円の報酬を払っております。なお、復興アドバイザーについては、お支払いをしたところではありますが、結構ですということで無報酬で協力をいただいているところでもあります。

次に、コンサルタント関係であります。第6次総合振興計画については、計画策定支援業務として2年間で2,542万円の委託契約を結んで進めているところでございます。このほか、福島相双復興官民合同チームによる支援により、までいガーデンビレッジいいたて、いわゆる道の駅であります。あるいは飯舘村振興公社、いわゆるきこりでございます。あるいはいいたて福祉会、いいたてホームですね、そういう経営に関わる助言などをいただいているところであります。

次に、各行政区の自治の在り方についてですが、行政区長をはじめ役員が中心となり皆様の努力とご苦勞の中で運営をしていただいているところであり、行政区のコミュニティーは村づくりのためには非常に重要であり、また、今まで飯舘村はまさに行政区の地区別計画を基礎に飯舘村が成り立ってきたわけであり、それが、全村避難以降、役員等の成り手がいないとか、住民の集まりがよくないなど、行政区の運営が厳しいんだという声は伺っております。そういう中で、震災前の行政区に完全に戻ることは難しいのかもしれませんが、コミュニティ担当職員制度を充実させたり、あるいは地域づくり事業などの支援事業を有効に活用いただければとも考えておりますし、また、農政のほうあるいはいわゆる基盤整備などなどで、それぞれ皆さん方が少しでも集まっていただいて、地域づくりをしていくような方法を真剣に村としては考えているところで、あるいは進めているところでもあります。6次総の課題としても挙げられておりますので、この行政区の問題、各行政区の状況などを把握しながら行政区同士で補い合ったり、あるいは連携し合うことができる体制の構築や、行政区の自治力をどういうふうに高めていただくのかなどもこれから引き続き検討して、できるところから進めてまいりたいと思っております。

他の質問は、それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

以上で、答弁といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は14時45分といたします。

（午後2時29分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後2時45分）

産業振興課長（村山宏行君） 幾つかありますが、まずご質問1のコロナウイルス対策についての3点について、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の村民が該当される給付金、貸付金など支援事業及び申請方法であります。大きなところでは前年同月に比べて売上高が50%以上減少した事業者を支払われる国の対策として持続化給付金が挙げられます。これは、法人に対しては200万円、個人事業者に対しては100万円を上限に支給されるもので、インターネットのみでの申請となって

おります。こちらは、中小企業金融・給付金相談窓口が設置されております。また、労働者の雇用維持を図った事業主への助成としての雇用調整助成金がありますが、こちらはハローワークが相談申請窓口となっております。県の事業としましては、福島県緊急事態措置に基づく要請に応じて休業等に協力いただいた事業者に最大30万円が支払われる休業等の要請に対する協力金があります。こちらの窓口は、福島県休業等協力金コールセンターで、申請については郵送と電子申請となっております。また、融資についても事業所向け支援メニューが多くありますが、窓口が複雑化していたり、手続が煩雑化しているとのこともあり、村では商工会と協力して事業者向けのワンストップの相談窓口を設置しているところでございます。

次に、2つ目の村独自の施策と受けられる基準、該当者数についてであります。村では新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金を創設しまして、平成31年度の固定資産税額を算出の基礎として、令和2年2月以降の売上高が前年同月に比べて3割以上減少した事業主の方に対して500万円を限度として基準に応じた補助金を交付することといたしました。この補助金の該当者は、50件程度の事業者を見込んでおるところであります。これは最大数でありまして、売上高が3割以上減少という条件に該当しない事業所も幾つかあるとは考えております。申請につきましては、手続の簡素化を図るため、今年2月以降のいずれかの月の売上げが昨年と比較し3割以上減少することが分かる資料をご持参いただければ、1回の相談で済むような様式となっております。

3つ目の各事業について、国、県、村に分けて関係者が理解しやすい資料を作成し、支援の推進を図るべきとのご意見であります。先ほど申し上げましたとおり、村と商工会で設置しておりますワンストップ窓口に分かりやすい資料を設置し、事業者の相談に対応しております。このたびの新型コロナウイルスの影響による経済対策につきましては、今後も国、県による追加の支援策や助成金が出される見込みでありますので、情報収集に努めながら村の事業者の皆様を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、質問3、環境問題についての1点目の放射線被ばくの実態の改善策についてのご質問にお答えいたします。

村は、除染の目標値を当面年間被ばく放射線量5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対してはその除染目標値になるように本格除染を求めてまいりました。ホットスポットと呼ばれる一部高線量箇所については、環境省に対しフォローアップ除染を要望し対応いただいておりますし、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう引き続き国に求めてまいります。

質問の、放射線被ばくの実態につきましては、現在、原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を把握するために、内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。令和元年度の検査結果につきましては、内部被ばく検査を延べ64人が受診し、結果につきましては全員1ミリシーベルト未満となっております。甲状腺検査につきましては、令和元年度は2年に1度飯舘村が実施する年度となっております。27人が受診し、経過観察者は20人となっております。がんやがんの疑いのある人はおりませんでした。放射線の影響

を見るためには、長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、毎年受診できるようにしてまいります。

続きまして、ご質問3の環境問題についての2点目、バイオマス発電についてお答えいたします。

田村市のバイオマス発電事業に対しましては、民間の団体より排ガス中に含まれる放射性物質への不安を指摘されていると聞き及んでおります。同様の燃焼施設として、環境省が実施しています仮設焼却事業、当村でも蕨平で稼働中ですが、これも同様のご不安を多方面で指摘されておりますけれども、バグフィルターの設置により排ガス中の放射性物質濃度は検出限界以下、未満であることが公表されております。今回、当村で計画しますバイオマス施設についても、放射性物質を含んだ材料を取り扱うこととなりますので、事業者にはバグフィルターの設置義務あるいは情報公開義務を明示して、村民の皆様安心していただくための対策を講じてまいりたいと考えております。なお、設置を予定している蕨平地区への説明としましては、これまで地権者であります蕨平牧野組合や蕨平地区住民説明会を幾度となく開催し、全体計画の概要をご理解をいただいて進めてまいったところです。また、今後詳細な計画が立案されましたら、さらにご説明をさせていただきご理解とご協力をいただくということにしております。

私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の議会軽視と情報公開の中の風力発電と、それからマスコミ報道の件の2点についてお答えをいたします。

まず、風力発電の件であります。このたびの風力発電に関する問題点は、コンサルによる環境アセスメントの報告書の内容と、現在の状況が大きく違っているということであり、その原因は、調査を行った調査会社において調査内容が不十分であったこと、加えて記載内容に誤りがあったこと、それに調査を依頼しました東光電気工事株式会社との認識のずれ、共通認識の不足です。そして、最終的にアセスの内容について東光電気工事株式会社、それと村による報告書の内容ですね、これのチェック不足によるものであると、こんなふうに考えているところであります。村は、このたびの問題が発覚するまで報告書のとおり景観上の問題はないものとして受け止めておりました。それは、今回の調査はある意味では専門的な業者での調査ということもあり、調査を依頼した東光電気工事株式会社側でも報告内容に問題がないものという認識で村に報告をしておりました。村としても、この内容について、繰り返しになりますが確認をしっかりとらなかったということでありまして、それが問題発覚につながったと思っています。なお、議会の資料提示についても、報告書が専門的な分野にわたるアセスメントの報告でありましたので、概要的な部分だけを説明を申し上げて、全体のアセスの内容の説明まではいたしませんでしたので、大変そういう点では今回の事案の原因は業者に限らず村も重い責任があると思っております、大変申し訳なく思っているところであります。

次に、マスコミ報道の件であります。村は、主要な施策をはじめ村として重要な判断をする場合には、今までもまず議会への説明を行ってから外部に対し公表する、あるいは事

業着手をするという方針で取り組んできているわけでありまして、決して議会に対し無視、軽視してきたことはありませんので、ご理解を願うところであります。村が議会に説明するより前に報道する場合も、今までも結構ありました。これについては、村からの情報ではなくて国や、そういう報道機関が独自に入手をした情報でありまして、これを止めたりすることはできません。ですので、これはやむを得ないケースであります。いずれにしましても、村の姿勢としては今まで同様重要な案件ではまず議会にしっかりと説明を申し上げ、相談をしながら進めていくことには変わりはありませんので、ご理解をいただければと思います。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、2の3の各種事業行政執行の総括、そして行政執行のマニュアルについてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで、村の行政運営につきましては、震災以降、住民説明会や方部懇談会、自治会懇談会などをかなりの頻度で丁寧に回数を重ねて開催をし、村民の意見や要望を聞き入れ、可能な限り各種事業に反映してきたものと考えているところでございます。また、村の予算の執行内容についてもままでのみなさんの予算書、いわゆる村民向け予算書で、20年ほど前から村民の皆さんに分かりやすくつまびらかに公開してきたことなど、情報公開には努めてきたと考えているところでございます。このように、他の被災自治体と比較しても数多く会合を開催し、多岐にわたる村民の皆さんの意向に沿えるよう、そして村民の皆さんのためになるよう、できる限りの努力をしてきたつもりでございます。ただ、被災後の村民の置かれている状況は非常に多様化している状況にございますので、お一人お一人の要望に全て応える施策を講じることは容易でないことはご承知のとおりでございます。このような状況下、今後の行政運営についてでございますが、全ての村民の皆さんの要望に沿うことはなかなか難しいことではありますが、今後も行政施策の見える化を図り、村民の皆様にご理解をいただけるような行政サービスに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

行政運営の基本的な原則、マニュアルについてでございますが、そういうものは確たるものはございませんが、まず村民のニーズの的確な把握、そして広報公聴活動の徹底、そして情報の可能な限りでの公開と共有などに重きを置いて、今後も運営してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、環境問題についての3点目の原発事故前と事故後の死亡原因、生活の在り方についてのご質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災前の平成22年を例に取りますと、年内に亡くなられた方は87名でした。死因の上位3位の内訳は、第1位が心疾患で21名、第2位が悪性新生物、いわゆるがんで19名、第3位が脳血管疾患で12名となっております。また、亡くなられた方の年代上位につきましては、80代が32名、次いで70代の23名、90代の19名の順となっております。一方、昨年であります平成31年の死亡者数は、こちらも総数で87名となっております。死因の上位3位の内訳は、第1位が悪性新生物、いわゆるがんでありまして21名と最も多く、

次いで第2位が心疾患16名、第3位が老衰で14名と続いております。また、亡くなられた方の年代上位につきましては、80代が36名、次いで90代の29名、60代の方が13名の順となっております。

次に、放射線被ばくと新型コロナウイルス感染症による生活上の留意点としては、自分自身や大切な人を守るため、確かな情報に触れ正しく恐れるといった懸命な行動が求められますので、村としてもできるだけの情報を村民に周知してまいります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） アドバイザーの答弁、長々といただきましたので時間がないので、単刀直入に答弁を願いたいと思います。

まず、村独自の施策ということで事業継続支援補助金、これ50件に入れない事業者はあるのかどうか。一人親方などの方々、事業者は該当しないのか。趣旨が事業継続支援なので、村の方で事業を継続してやろうという方を応援するものなので、どうも固定資産税額を算出の基礎として、それ以外の人はいらないみたいなんですけれども、そういうことでしょうか。それ以外の方は減収になっても何も支援しないということでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） このたびの補助金の算出基礎として、この固定資産税額ということで挙げさせていただいております。ですので、例えば昨年度実績がなくて今年創業したばかりとか、あるいは主な固定資産ですね、その分がないという場合、そういったところが該当されない方というのはいる可能性はございます。今後とも、村内の状況を踏まえながら、その辺、見直しを含めて対応させていただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 各種事業、きちっと答弁いただいたのでそれをもっと分かりやすく自分なりにして、村民に知らせたいと思いますけれども。一つ、先ほど渡邊議員からもあったようにマスク配布はした、やっぱり火事に備えて1世帯に1台消火器があるように、消毒液もきちんと置くべきだと思うんですね。だから、その辺を誰か、渡邊議員かな、無料贈呈かともかく、買っていただくかともかくですよ、いずれにせよあるっていうことが大事だと思うんですよ、消毒していくということ。だって、そういうふうに言っているわけですから、いろいろな公共施設で。買えない飯館村にいる人たちはいいんだっていう話にはならない。そこはきちんと対応すべきだと思うんですけどもいかがですか。

総務課長（高橋正文君） 先ほど、渡邊議員にもお答えさせていただきましたが、今、計画では174リットル調達したいという見込みをしておりますが、今ほどもご質問ございましたので、財源との相談もございまして検討してまいりたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 副村長から風力発電、川俣町、これだけ川俣町に本当にお世話になってきている中でのことなので、こちらとしてもチェックミスしたことも残念です。そういう意味では、先日副村長が行ったときも行きましたが、秘密会議になって入れなかったもので、その後6月5日の川俣町議会一般質問にも行ってきましたが、ここで企画課長が、騒音、生態系、景観、低周波健康被害、それぞれ影響は受けると考えているというのが川俣町役場の捉え方なんです、風力発電そのものが。私もそう思っています。だから、そういうものが、提示をされないでチェックもできないで、隣町に行けばチェックもしなかったのかって、同じ議員として言われるんですよ。

今回ただしておきたいのは、これは川俣町には全く非はないんです。だから、渡邊議員からあったように、飯舘村からどういうふうに関係や協働の場をつくって解決していくかということになっていくんですよね。そういう意味では、一番、戻せるものなら白紙に戻してスタートから始まればいいんですけども、それはそれでまた困難な状況なので、どの位置からスタートに立って協力、協働の中でうまく終止符を打つかということだと思うんです。一つはそのことについて伺うのと、あとは、答弁の中で川俣町から言われて工事をストップしているんじゃないかと自分でしているんだという話でしたけれども、これによっての損失はどうなっているのか。出資をしている村として、我々にどこまで、出資している運営について報告をするつもりなのかも含めて、村としての損失。村として、あまり損失はどうか分かりませんが、どういう契約で年間、4,000万円出資したから年間2億円から幾ら来るといふ、どういう契約の下に入ってくるのか、それがこのことによってどういうふうに関係が生まれるのか分かりませんが、その辺からすればこれは事業者の問題だといふに一定の部分、答弁からすると思うんですけども。その辺整理されてどういうふうに関係は考えればいいのか、まず伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） まず、1点目の川俣町の議会の企画調整課長が答弁した件ですが、騒音と低周波などについては、先ほど渡邊議員にもお答えしましたが、とにかく現在中断をしてそれを元に戻すわけにはいかないで、今後、これから協議もあります、稼働させていただいて、その後で今の低周波とか騒音なり、環境アセスはアセスとしても実態がどうかかというのは今後村と川俣町ですね、多分川俣町では住民のほうも考えていると思いますが、どういう組織がいいのかこれから協議をして、あるいは議会の中では協定みたいな、お互いの協定みたいなものも必要じゃないかという話もちょっとありますので、どういう形がいいのかというのを今後詰めて、議会とも、もちろん向こうの議会だけでなくこっちの村の議会としても、どういう形で解決策を見いだして、今工事を中断しているのを再開できるかということで、協議を進めていきたいなと思います。

それから、今クレーンをリースしているんです、大きなクレーン。1か月にはならないですが、月単位でリースをしているそうなんです。村に対する損失はということなんです、村は特別工事に対してのそういうのはないですが、配当金という形で、今度延びて工事費がかさめばかさんだだけ後の配当金が少なくなる可能性もあります。ですので、今、借金、融資を受けながら工事をやっていますから、できれば工事の中断だけは何とか早く、協議の上ですけれども、再開させていただいて、その後の協議ですね、低周波とか騒音とかその他の問題がありますから、その辺を詰めながら、何とか妥協点を見いだしていければなと思っています。

7番（佐藤八郎君） 風力発電の先進地であるデンマークや欧米でも、民家から10キロメートルというのはもう原則になっているんですね。10キロメートル離れたところって。そういうふうにもう国際的にはそういう動きだし、風力発電事業で成功した例って国内ずっと当たっても、60%失敗しているんですよ。自治体が出資した風力発電って、ほとんど失敗しているんですよ、現実的に、実態として。だから、私どもに2基追加する、太陽光プラス

2基なんだって説明でもう実行されているけれども、実際こういういろいろな議論が積み重なっていくんであって、だから、蕨平の今度やろうとする問題もそうですけれども、地権者に判こつかせて合意得れば何やってもいいんだってというやり方はもう止めたほうがいいですよ。深谷もそうでしたけれども。地権者云々じゃないの、これ村全体の事業としてやっているし、ましてバグフィルターつけたから安心だなんてことないですからね。福島市の裁判、私3回ほど、田村の勉強会に行つて相手方の弁護士の主張やいろいろ聞いていますけれども、何たるものもないんですよ、やる側が一生懸命やって金もうけしたいからやっているだけであつて、それ認可したりいろいろしているだけで、問題点はいっぱい出ていますよ。そういうことを私はもう危険に思つて勉強して対応しますので、きちんと私らにも明らかにしていただかないと、私らチェック機能を果たせないですよ。そういう点からして、やっぱり、今副村長が答弁したことはそのとおりでと思います、そういう流れしかないですからね、例えば私であれば、やっぱり川俣町議会の立場であればスタートに戻つてからしか話にならねえべつて言つてしまえばそれで終わるんだけれども、そういう話ではいけないということで、副村長言つているようにね、努力していくことなのでね。私らもそういう流れで、何といつても、いろいろな、企画課長があつちで言うように影響は受けるというのがあるというふうに答弁しているように、町長もそういう答弁いろいろありましたけれども。いずれにしろ、副村長に努力願うほかないんですよけれども、副社長つていうことでしょうからね。

あと、議会軽視と情報公開ですけれども、例えば、私、先ほど言いましたけれども、深谷の拠点施設の建設のこと、私、最初地権者で図面も頂きました。その図面と今出来上がつている姿の図面つて全く全然違うものになっています。つまり、地権者から判こをもらうときの図面と、完成した図面というのは全く違うものになっているということは、判こもらつて進めてしまえばいいということになってしまう。そういうやり方はもう止めたほうがいいですよ。絶対問題になるんですから。そのとき判こついたらけれども、その前に前も見えなくなつた、もう一軒の人も言つていました、村長と親戚の方ですけれどもね。前が見えなくなるとは思わなかつたつて言つていましたけれども。その人は土地売つたわけじゃないですから、家があるだけでね。だから、やっぱりそういうことではないと思うんだ。せつかく村全体の拠点だつていうのに、判こつかせたときと終わったときの実体像が全く違うというのは。私は地権者会議から止めましたので、その後、議会にもどういふふうに変更され、どういふふうになつていくんだつていう、ずっと遂次、仕上げはこうなんだつていうものもないまま仕上がつたわけですからね。だから、そういうのを止めて、きちつとした情報公開すべきだつていふふうに思いますけれども。

副村長（門馬伸市君） 今、深谷の拠点の取組の経過についてご指摘ありましたが、私も深谷の拠点には関わつてきましたので経過を申し上げますと、最初に構想ですね、道の駅、それから太陽光、あとは復興住宅とか、花卉栽培施設と、そういう位置は構想ですから後で変わるかもしれないという説明をしてきました。それで、ところがやっぱり最初にあの図面を見ると、このとおりでないと後から言われるんですね。その都度、地権者には何回か飯野町で集まりを持って、出席する人としない人がおりまして、出席された方は理解して

いるんですが、出席されない方は、私のほうでも具体的に行って、出席されなかった方に説明を申し上げればよかったです、会議資料、それを持って配付をしてきたというのもありまして、その辺は若干、出席されなかった方に説明不足もあったと思いますが、途中経過は何回かそういうふうにしてきました。構想と、実際に出来上がるまでに何回か変わりました。変りましたので、その地権者の方からはかなりお叱りもいただいたところがありますが、できるだけ、全く独断でやったのではなくてその都度地権者の方にも集まっていたらご相談もしましたし、あと区長さんから行政区全体としても分からないので行政区全体にも説明してくださいと言われて、行政区全体の集まりも持っていたら、その中で説明も申し上げてきたところでございます。

なお、今後の進め方、全くそのとおりでございますので、できるだけ皆さんに分かりやすく説明をしながらということで取り組んでまいりたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 放射性物質の問題で、いつも質問すると追加被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下なんだと、引き続き国に求めていくという答弁をいつもしているんですけども。村として、これに近づける努力というか、施策というのは何かあるんでしょうか。先日、長泥地区の避難解除と、全体の除染はしなくても避難解除という村長のマスコミ発表ありましたけれども、あの発表を見ている村民は、飯舘村全体の除染もこれ以上はしなくていいんだとは、長泥も困難区域だったのに避難解除を村長は要望していると。だったらもう、飯舘村の約15%しか除染しないけれども、残り85%のまま無除染地帯でいいんだってということになるのかって村民のお叱りの声、いっぱいあるんですけども、それについてはどうですか。

村長（菅野典雄君） できるだけ低いにこしたことはないんですが、まさに佐藤八郎議員のところまで行くということになると、避難解除もしないでこれから山林の80%以上の除染を国に求めていきながら、避難先で住むという話になります。ですから、どこかではやっぱり折り合いをつけながらということですが、何せ一番はやっぱり村民の健康でありますから、その健康がやっぱり害されない程度というところで、いろいろ説明をした5ミリであったり1ミリシーベルトであったりというそういう話で進めてきているところでありませう。今回、長泥の件は、除染しないで解除という話がマスコミその他に出ていますが、そんなことは全くありません。ただ、拠点と同じように除染ということになりますと、それはあと10年、15年かかるので、今のところは最大限除染をして20ミリシーベルト以下になれば出入りが自由になれるよという話で進めているところでありませう。ただ、いずれにいたしましても、やはり汚された村でありますから、少しでもやっぱりいい形になるために、これまでもフォローアップ除染であったり、あるいはそれぞれのところに線量が分かるような器具を置いたり、あるいは食べ物の検査をあちこちに置いたり、できる範囲でやらせていただきながら、少しでも皆さん方に飯舘村に、ふるさとに住んでいただけるような、あるいは足を運んでいただけるような形をやっぱりやっていくというのがこれからの村としての施策だろうと思っておりますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

7番（佐藤八郎君） 村長が発信すると、新聞社なりそれなりに書くんでしょうけれども、非常に、もう除染は終わりなんだなって思わせるような、ということになるので、非常にそ

こは、やはり除染は求めていくんだと。先ほど、産業振興課長が言うように、1ミリシーベルト未満、以下が日本の法律の基準なんだから、そこを国に求めていくんだというのと一緒だね。何か、村長に言わせると、八郎さん言っているようなことを言っていたら誰も戻ってこられない終わりの国になるみたいな話ですけれども、そういうことじゃなくて、日本に防護法の、放射線被ばくの法律があるわけですから、そこを目指すというのはそんなの当たり前でしょう。私たちが何かしたわけじゃないんですよ。菅野村長が何かしたわけじゃないんですよ。事故を起こしたのは、加害者がいるんですよ。100対ゼロの加害者がいるんですよ。それは遠慮なく村の村民の代表として言うべきことは間違いないでしょう。あと、被ばくの検査受診率とか甲状腺の受診率、あと18歳以上の受診とか治療の方だけだけいるのか、時間がないのでそれは後でまた聞きます。田村地方の理解するって、バイオマスの問題、これ、県も設置場所のみに説明したり理解いただければいいっていうものじゃないということ、これ、私も南相馬市の方々にも資料提供しますけれども、もう田村市のだけでもこれだけの資料、いろいろな資料ありますから、裁判記録から含めて。そんなつくってもうける人はいんですよ。どんな許可でも取ってきますからね。そういう問題ではないっていうことだけを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午後3時28分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月11日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

同 会議録署名議員 長 正 利 一

令和2年6月12日

令和2年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和2年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和2年6月12日（金曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年6月12日 午前10時00分				
	閉議	令和2年6月12日 午後 2時15分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 伊藤直美	
地方自治法 第121条の 規定によつて 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月12日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）
- 日程第 3 令和2年陳情第1号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出に反対する
陳情書

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本日、産業厚生常任委員長から令和2年陳情第1号の審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5番 高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） おはようございます。

議席番号5番 高橋和幸、6月定例会一般質問を行わせていただきます。それでは、よろしくお願いたします。

まず、質問に入る前に、皆様もご承知のとおり、昨年より自然の驚異を目の当たりにして、本村においても甚大なる被害を受け、今年は国を挙げての非常事態宣言も体験する現実となってしまいました。まさに予測困難な天変地異であり、昨今いかなる不測の事態に備えて行政として準備を怠っていけないことをまざまざと思い知らされた、そんな今日であると言っても過言ではないと感じております。自然の驚異に打ちかつためには、万事において備えあれば憂いなしと申しますとおり、議会としても行政としても、村民の安心と安全を守るために常に不測の事態に備えて先々を読む力というものを心がけていかなければならないと考えております。我々は決して独りよがりになってはならず、飯舘村の将来のためにも、協力と知恵を出し合いながら、両輪の輪となって行政執行に共に励行していくことを強く推奨するところであります。

また、原発事故からの再生と復活のために、住民の目となり、手となり、足となって、村民の暮らしを守ってゆかなければならないのは言うまでもなく、行政は何をしているのか、議会は何をしているのかという厳しい批判の声にも真摯に耳を傾けて、手綱を取り合い、互いに共感、共鳴を深め、行政運営をしていくことも併せて強く提言させていただきます。

本当の再生と復活にはまだまだ長い道のりではありますが、ローマは1日にして成らずとも申しますし、万人の力を合わせれば不可能も可能にできることがあると信じて、私も行政に対して時には厳しく発言させていただきながら、常に寄り添う気持ちも持ち合わせつつ議会に挑んでまいりますので、至らぬ点に関しましてはぜひご助言をいただければと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、フレコン搬出計画について。

現在における本年度の搬出頻度及び次年度に向けた計画終了への道筋をお伺いします。

2、学校施設及び教育分野関連について。

①学校及び全関係施設の維持管理運営費の詳細な内訳をお伺いします。

②一貫校に見合った、全国の学力に負けない教育への取組強化の内容と、飯館村においてのいじめ対策についての抜本的な取組をお伺いします。

3、情報公開の在り方について。

以前から指摘している行政の情報公開の在り方ではありますが、議会、住民、保護者への事前通達なしでのマスコミメディアへの情報の流出について、行政の見解と認識、責任の所在をお伺いします。

4、村内事業の成果について。

現在進行中の事業の成果及び進捗度合い、問題点、課題点、特に道の駅、風力発電、公園整備等についてお伺いします。

5、新型コロナウイルス感染症問題等について。

今般の問題を考慮して、今後、自然災害や天災など予期できない事態が起きた場合、行政の事前の対応力及び現在においての問題提起の認識の度合いをお伺いします。

最後に、6番、村内の公共常設設備の整備について。

現在の整備状況及び今後の取組を向うとともに、具体的に、ガードレール、標識、街路灯、道路状況と白線、村内公共施設等に関する全ての現状をお伺いします。

以上、6点、7項目をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

6点ありますが、3点目の情報公開の在り方と4番目の村内事業の成果について、私からお答えをさせていただきます。

村には権限のない情報もありますが、そのうち特に重要案件の情報公開の順番としては、まず議会への説明があり、その後公表されるべきと考えているところであります。住民、保護者への説明も同様に優先されるものであります。村では、公表まではよそに情報が流れ出したり、不確定な情報や誤った情報が出ていくことがないように、情報についての管理を徹底したり、情報の漏れることを防止するようというところで、その都度その都度、努めているところでございます。そして、万が一重要な情報の流出があった場合は、当然、村の責任ということでございます。

一方で、報道機関が独自に情報をキャッチしたり、または村以外のところからの情報により、議会、住民、保護者、その他に説明をするよりも前に報道される場合もあり、こ

れは村としての対応は極めて難しいと考えているところであります。

村では、情報の管理、公表は、時期を誤れば事業の実施に大きな影響を与えかねない重要な事項であるとの認識に立ち、情報が流れ出すことのないよう努めているところでありますし、今後も情報公開の時期、在り方にも十分留意してまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

次に、現在進めている事業の問題点、特に道の駅、風力発電、公園整備と、こういうご指名でございます。

まず、道の駅でございますが、いいたて村の道の駅までい館は、深谷地区復興拠点の中心施設として平成29年8月にオープンをいたしまして、村民の買物や村内外の交流の拠点、あるいはにぎわいづくりの場所として、村の指定管理によりまでいガーデンビレッジいいたてという株式会社で営業を行っているところであります。

道の駅は、コンビニエンスストアのほか、店内では、日用品、お土産品、そして村民の方の手作りの野菜や手芸、工芸品などの販売をして、特に野菜の直売に関しては農産物の生産者にとっての励みになっているところであります。そのため、生産者からもっと売場を広げてほしいとの要望を受けまして、本年度に店舗の一部を改装し、直売所の売場面積を広げる予定であり、今後の活用が期待されるところであります。

一方で、開業からこれまで経営は赤字となっており苦戦していましたが、2年前より国の支援を受けまして、コンサルタント業者による経営分析、経営改善に取り組んだところ、今期の決算では約28万円程度の赤字ぐらまで縮めることができるのではないかといい見込みでございまして、徐々に改善の効果が現れてきているところであります。今後は、より一層の経営改善を図りながら業務内容を充実させていきたいと、このように考えております。

次に、風力発電でございますが、大火山において太陽光発電とのクロス発電をやっているということで、今年の秋の運転開始を目指して、風車2基をはじめとした風力発電設備の建設を進めてきたところであります。ところが、現在、川俣町との景観上の問題で工事が休止しており、工事再開の時期は今のところ未定であります。関係者との協議を進め、できるだけ早くこの問題の解決を図り、工事を再開し、設備を完成させたい。そして、クロス発電の有効性というものをやっていたらいいなと、このように思っているところであります。

次に、公園設備であります。深谷復興拠点の仕上げとなる、深谷地区に多目的交流広場、いわゆる子育て世代の定住と交流人口の増加による地域活性化を目的として設置をするということで進めてきたわけでありまして、道の駅までい館の北側に現在ほぼ完成をしているところであります。広場の敷地面積は約1万2,787平方メートルであり、広場内には大型遊具を備える屋内運動施設を設置するほか、広場の各所に趣向を凝らした遊具や植栽を施しまして、魅力の向上を図りながら工事を進めております。工事は大体6月末に竣工予定であります。屋内運動施設の施設内整備などをそれからやらなければならないということで、供用開始は8月上旬を予定しております。供用開始後は、集客等の面で道の駅との相乗効果が生まれるような仕組みづくりを進めていかなければならない

など思っております、どう活用していくかというのがこれからの課題だと思っております。

他の質問は、それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1のフレコンバッグの搬出計画についてお答えをいたします。

除染工事から発生しました除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、環境省の発表によりますと、草木等の可燃物が80万袋、除染土壌の不燃物が177万袋、合わせて約257万袋であります。

本年度までの村内仮々置場等からの搬出状況であります、可燃物については68万袋を炭平減容化施設へ、また、不燃物については54万袋を中間貯蔵施設へ運んでおります。また、3万袋を長泥行政区に搬出しまして、そのうち350袋については長泥環境再生事業の実証事業で使用したところでございます。

現在、可燃物が12万袋、不燃物が120万袋、合わせて約132万袋のフレコンバッグを村内の仮々置場等で一時保管しているということになります。

国の中間貯蔵施設への搬入計画、平成30年12月に公表されました2019年度の中間貯蔵施設事業の方針というところでは、県内各地で一時保管されている除去土壌等を2021年度までに搬入の完了を目指しております。

なお、村の本年度の中間貯蔵施設等への搬出計画は、約40万袋となっております。

村としましては、村内に除去土壌等があることで不安に感じている村民の声を聞いておりますので、幹線道路やスクールバスの路線、人家密集地に近い場所などから優先的に運び出すことで協議を進めておまして、今後も国に対して早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

教育課長（佐藤正幸君） 私からは、学校施設及び教育分野関連についての1点目、学校及び関係施設の維持管理運営費に関するご質問にお答えいたします。

こども園、学校、給食室を合わせた令和元年度の決算見込みとなりますが、まず、光熱水費については、燃料費が約55万円、電気料については約1,193万円、ガス代が約130万円、水道料が約79万円であり、光熱水費の合計は約1,457万円となっております。業務委託料については、主なものとして、機械空調設備保守点検料が約447万円、警備業務料が約95万円、浄化槽保守点検料が約76万円、エレベーター保守点検業務料が約55万円、電気工作物保守点検料が約55万円、その他、消防設備、プールろ過装置清掃業務など、業務委託料の合計は約889万円となっております。

令和元年度の学校関係施設維持管理運営費の合計は約2,346万円となっており、この額は、震災前の平成22年度の金額約2,078万円と比較しますと約268万円ほど増えているわけですが、これらは全国的に熱中症対策として進められました空調設備の導入や、防犯のための警備の強化、また、地域交流、バリアフリーのために導入したエレベーターなどの管理経費の増によるものであります。

以上です。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、学校施設及び教育分野関連についての2番目、一貫校に見合った教育の取組強化及びいじめ対策についての取組に関するご質問にお答えします。

まず、1つ目の一貫校に見合った教育の取組強化であります。いいたて希望の里学園の教育目標は「竹のようにしなやかに、すくすくと」であります。その中では、義務教育学校のメリットを生かして、豊かな心、確かな学力、健やかな体の3つの育成を柱とした教育活動を推進していくこととしております。

義務教育学校の最大のメリットは、何といても中1ギャップの解消であり、学年を越えた縦割り活動や、前期課程からの教科担任制の導入、部活動への参加などにより、前期から後期への円滑な接続が図られるものと考えております。

また、後期課程の英語科の専門教諭による、前期課程、5、6年生になりますが、前期課程での授業や、算数・数学科での前後期課程の教員の相互乗り入れ事業等により、英語や数学の学力の向上も期待できるものと思っております。

さらに、義務教育学校でしか取り組むことのできない独自のカリキュラムである、いいたて学、いわゆるふるさと学習ですが、1年生から9年生の全ての学年が地域に根差した実践的な活動を通して郷土愛を育み、自立心を高め、生きる力を養う学習に取り組むこととしております。例を申し上げますと、1、2学年では町探検やいいたてホーム訪問での交流による地域学習、3、4学年ではふるさとの昔の暮らしや地域の産業の学習、5、6学年では花卉栽培農家、和牛繁殖農家を訪問してふるさとの農業を学んだり、地域の方々を学校にお迎えしての飯舘村の歴史、伝統文化の学習、7から9学年では田植踊りなどの伝承文化の継承のほか、ラオスとのホストタウンプロジェクトを実施することとしております。

また、田植や稲刈りなどは、地域の方々やPTAの協力の下、地域に根差した学習を行い、達成感や生きがいを学び、さらには全校生徒がはなづか太鼓に取り組むこととしております。

次に、2つ目のいじめ対策についての取組であります。村では飯舘村いじめ防止基本方針を作成しており、それを受けて、学校においてはいいたて希望の里学園いじめ防止基本方針を策定し、これらを基に、村、学校が連携しながら、それぞれいじめ防止等の対策に取り組んでいるところであります。

その中で、学校においては、いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこと、また、家庭や教育委員会への連絡、相談や、事案に応じ関係機関との連絡をすることとしております。特に重大な事態が発生した場合については、学校は教育委員会に、教育委員会は村長に事態を報告するとともに、教育委員会はその事案の調査を速やかに行うこととしており、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、ほかの児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適時適切な方法で説明することとしております。

さらに、村長が当該調査報告を受けた際、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要がある場合には、専門的な知識、経験を有する第三者等による附属機関を設け再調査を行うこととしており、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保しながら、その結果を議会に報告することとしております。

学校に対しましては、いじめの問題について、教育委員会として大きく3点について指導しています。

1点目、どのようなささいなことであっても見逃すことなく、日頃から児童・生徒の言動を注視すること。

2点目、児童・生徒一人一人が、自分が一人の人間として尊重される経験や、愛情や友情、温かい心に触れ、自己肯定感を高めることにより、自分や他人の存在の大切さを認識し、相手を思いやり、理解しようとする意識を持ち、自分や他人の命を大切にすることをしっかりと考えさせ、たくましく生きる力を身につけさせること。

3点目、いじめを絶対に許さない、見逃さないという厳しい姿勢で全教職員が取り組むこと。

以上の3点について指導しており、これを受け、学校においては、道徳の授業における心の教育、特別活動や学級活動での友達との人間関係づくり、年2回以上の困り事または悩み事調べ、子供と教員1対1での教育相談や保護者面談を行っており、気になる事案がある場合には、逐次スクールカウンセラー等との連絡を図っているところです。

また、人権を意識した学級目標を立て、生徒によるいじめ根絶宣言の取組を行うなど、思いやりの心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を養っており、村での学校再開以来、本村でのいじめ問題はいまだに発生していない状況にあります。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、5番目の新型コロナウイルス感染症問題等について、自然災害や天災発生時の対応についてお答えをさせていただきたいと思います。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、村ばかりでなく国難とも言うべき憂慮される状況は言うまでもないところでございます。昨年の東日本台風の被害についても同様であり、毎年のように自然災害等が発生し、ご質問のとおり、有事への対応がさらに重要視されてきているところでございます。

村では、このような事態に対応するため、令和2年度においては、地域防災計画、国土強靱化計画等の策定、また、今回の感染症対策などにも備えようと災害時物資等備蓄計画などを定め、緊急時に速やかに効果のある対応ができるよう準備を進めているところでございます。

今回、マスクや消毒剤など必要な物資が入手できない状況が続いていることから、今後、国の地方創生臨時交付金等を活用して、災害用物資等の備蓄品の調達も行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、今回は2月27日から新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し対応に当たってまいりましたが、今後、自然災害など予期しない事態が生じた場合にも同様に災害対策本部を速やかに立ち上げ、対応に当たってまいりたいと考えているところでございます。

また、令和2年度においては、旧飯樋小学校を復興震災記録交流施設ということで、いわゆる防災センターでございますが、これを整備いたしますので、各種計画の策定と併せて、緊急時において村民の安心・安全を担保できる防災体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 私からは、6番目の村内の公共常設設備の整備について、6の①の現在の整備状況及び今後の取組についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、道路整備に関してお答えいたします。

村道、農道の整備については、復興庁の生活環境整備事業を活用しまして、舗装機能回復工事を平成30年より進めております。今年度も約27キロメートルの計画をしているところですが、進捗率はまだ20%程度となっております。舗装改修を基本といたしますが、工事の中で白線の設置も含まれていますので、交通の安全確保に寄与するものと考えております。

また、白線を含めた交通安全施設として、ガードレール、カーブミラー、道路標識等は、県より交通安全対策特別交付金を受け、緊急性の高い箇所から整備をしている状況であります。そのほかの標識、案内板については、国県道など管理者が異なりますので、管理者での対応で整備しているところであります。

村内の公共施設等に関しましては、村営住宅や水道施設、農業集落排水施設等がありますが、村営住宅の建て替え、改修工事は、大師堂住宅が完成し、整備計画の111戸全てが完了しております。今後は軽微な修繕が必要となりますが、その都度修繕を実施してまいりたいと考えております。水道施設については、再生加速化交付金を活用して、昨年度から整備を進めております。今年度、監視システム等の改修が完了する予定となっております。農業集落排水施設につきましては、災害復旧事業や加速化交付金を活用いたしまして、施設の整備はもとより、管路の復旧を実施いたしまして、来年度の完了を目指しているところであります。

その他公共施設についても交付金を活用し改修を進めてまいりましたので、当面は大幅な改修はなく、通常の維持管理と軽微な修繕で賄うことができる施設となっております。

以上であります。

5番（高橋和幸君） それでは、再質問等を行ってまいります。

まず、フレコン搬出計画の再質問についてですが、私が議員になったばかりの質問の答弁は2021年までには搬出は終了するとのことでしたが、現状はいまだに膨大なフレコンが村内に残存しております。もう来年に迫っている期限ですし、飯舘村においては12月から3月は、通常であれば、積雪や路面の凍結により平常時よりは搬出作業が非常に困難になる時期ではないかと考えられます。来年と申しましても1月から12月まで幅の広い捉え方ができますし、村内にフレコンがない状態になることは、再生と復活に向かうためにも、議会を初めとする村民の第一の願いであります。

これまでの行政発表の公共事業や施設の建設等に関しても、計画性に欠けていたあしき実績がございますので、黒い物体フレコンを搬出して、美しい村連盟に加入していける、

確実に明白なる現実的な施策を再度確認いたします。

産業振興課長（村山宏行君） フレコンの搬出の計画についてのご質問でありますけれども、まず、状況、先ほど答弁しましたとおり、今年度は40万袋ということで環境省からは聞いているところでございます。基本的に不燃物それから可燃物分けておまして、可燃物に関しては、今、蕨平の減容化施設に持って行って、そこで焼却をしております。これの期限についてはもう今年度いっぱいと決まっておりますので、まず可燃物については今年度いっぱい何とか頑張っておって、全てをなくしていただくということをお願いをしていると。それから、不燃物につきまして、いわゆる土砂等、これにつきましては、まず中間の貯蔵施設のほうに搬出する、また、一部については、線量の低いものというふうになりますが、これらについては長泥の環境再生事業に活用するというようになっております。

議員ご心配のように、なかなか進まないのではないか、期限までに終わらないのではないかとということであるわけですが、村としてもこの辺は危惧しているというところで、ぜひ計画どおりに進むようにということで、環境省をお願いをしているというところでございます。

5番（高橋和幸君） 先ほども申しましたとおり、2021年までと言いましてもいろいろな捉え方ができますので、2021年までですから、今年度中なのか、それとも2021年度中の来年12月までなのか、どのように捉えていいのか、ちょっと私には分からないんですけども。資料の提出を求めたら、一般質問ではできないということでしたが、議長、この件に関しまして、明確な搬出計画の資料がもし提出、行政のほうでできるのであればお願いしたいんですが。

議長（菅野新一君） はい、分かりました。産業振興課長。

産業振興課長（村山宏行君） 搬出につきましては、村が定めるということではなく、あくまでも国、環境省の計画に基づいて定まっております。資料の提供については環境省に求めていきたいとは思いますが、現状ではなかなか、ご承知のように進んでいないというふうに感じておるところであります。

5番（高橋和幸君） この件については分かりました。

次に、同じ部分の再々質問になりますが、フレコンという問題だけではなく、多角的にこの物事を捉えさせていただきまして、トラック等における搬出の際に生じている大きな問題があります。

私の行政区の小宮に関しましては、運搬車両が数多く通過するのはご承知のとおりであります。その点に関しましての村民からの苦情であります。車道の幅が狭くてトラックと擦れ違ふとぎりぎりでありまして、現実的にそれについては致し方ないとしても、一つはトラックの運転手についての速度超過の問題、2つ目がよそ見や携帯を操作しながらのながら運転、3つ目が中央車線をはみ出しての対向車から見る危険運転、こういう問題点が私の耳にも入ってきています。また、私自身も実家に帰る際に通過したときに、恐怖を感じるくらいの擦れ違ひや、中央車線をはみ出して運転をしていて、こちらに気づいてハンドルを切るという行為を幾度となく目にしております。乗用車は決して

トラックにはかないませんから、不測の事態を考えた場合、非常に危険でありますので、行政から国や環境省に対して強く注意や勧告を促すなど、徹底した安全対策に取り組んでいただきたいと強くお願いを申し上げますが、ご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 早速環境省に申入れをして、今のような状況が今後ないように、申入れを強くしていきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 前向きなご答弁に感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

この件は、村民の安心と安全を守るためにも非常に重要な事柄ですし、飯舘村においては毎年のように交通事故等が報告、報道されて、大変心苦しい出来事ですので、ぜひとも厳しい対応をお願い申し上げます。

次に、学校施設及び教育分野関連についての再質問ですが、まずは維持運営管理費について、この金額の在り方について、将来的に引き継ぐものが果たして健全で財政の負担にならない執行がなされているのか、確認のためにも再度行政のご見解をお伺いします。

教育課長（佐藤正幸君） 健全な管理運営ができるのかということではありますが、過去の学校が4つあったとき以上に、学校のほうでも通常の光熱費、電気とか燃料費については節減するよというところで努めておりますし、今現在も、例えばこのような暑い日にあってもクーラー等極力控えて、コロナ対策もありますが、学校の窓を開放して風を取り入れるなど、そういった工夫をしながら努めておりますので、今後も健全な学校管理運営ができると思っております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 現在はこういう状況でして、国からも莫大なる地方交付税が来ておりますから、飯舘村も福島県内においては10本指に入るくらいの予算額ではありますけれども、今後、行政に対しては、憂いの残ることがないように、公正なる財政執行がされることを強く提言させていただきます。

次に、先日、うちの娘が飯舘村のICT化に関する保護者アンケートを持って帰りましたが、教育委員会においては、このICTに関して、その正式名称やITとの違いや意味や趣旨をどのように理解されているのかをお伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 議員が今お示しになりました資料、実は文科省からの調査がありまして、それで、もちろん村独自にも知りたいということもありまして調査したという経緯もありますが、いわゆるICTといいますと、情報通信技術というふうになります。ITだと真ん中のCがない、つまり、コミュニケーション、情報伝達がないものでして、ICTということは、つまり情報伝達にも重きを置いたものということになっています。

ICT環境につきまして、私も調べたんですけども、パソコン室にノートパソコン26台あります。それからタブレットですが、現在42台ありますので、1人1台というわけにはいきませんが、現在のところ、4学年からは1人1台活用できるようになっております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 今、教育長の答弁されたとおりでありまして、私からも、繰り返しになりますが、ITとはインフォメーション・テクノロジーの略で、情報技術を指しており

ます。ICTとは、Cのコミュニケーションが加わって、情報通信技術を意味しております。以前はITが使用されていまして、コンピューター技術そのものをIT、その技術を使ったコンピューター技術の活用に関すること、人と人、人とコンピューターが通信する応用技術をICTだと捉えている現在であります。ICTが現在、基本的な活用用語となっておりますが、この言葉の出来上がりは、2000年に政府が定めた高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、通称IT基本法から成り立っており、2004年には総務省によってIT政策大綱が発行されています。

細かい説明を申し上げましたが、何を言いたいかと申しますと、パソコンを利用しています、タブレット端末を持たせていますからだけでは、時代のニーズに合った最先端の教育を施しているということにはならないということです。要は中身なんです。どのような教育方針を目指しているのか。パソコンやタブレットを使用して、分かりやすく楽しい授業、生徒情報の管理、資料作成の簡易化、遠隔通信やクラウドを利用した学習の仕組み。同じ村民として、しょせんは飯舘村の学校だからみたいな程度で、村の学校に通う生徒たちがほかから軽んじて見られることは非常に忍びありません。教育委員会として、生徒の学力向上のためにも、目指すべき飯舘村ならではの特化した教育内容、方針とは何であるか、より明確かつ具体的に示していただきたいと思えます。

教育長（遠藤 哲君） 先ほど答弁の中でも申しましたが、それ以外で言いますと、やはり皆さんに整えていただきました施設設備、教育環境があります。それから、熱心に日々指導していただいている教職員を含めた人的環境。こういったものもやはり、いわゆる全国に誇れるものだというふうに私も思っておりますし、学力にもつながるものだと思っております。

それから、学力に関して言うと、全国に負けないというふうに書いてありますが、基本的には勝ち負けではないと考えておりますが、要するに、子供たちの知能から期待される学力、これを上回るということなのが全てだと思っております。知能から期待される学力を下回る、これをアンダーアチーバーといいます。アンダーアチーバーをなくしてくれと、なくすように指示、指導しておりますし、先生方もそのような思いで丁寧に指導に当たっております。

それから、そのためにですが、これは先ほど言いましたが、前期からの教科担任制の導入であるとか、あるいは、これは今も昔も変わらない少人数の良さを生かして、一人一人に寄り添った、個に応じた指導。さらに、今年度から読解力ということに焦点を当てまして、全ての学年でNIE、これはニュースペーパー・イン・エデュケーション、つまり新聞活用を図った教育、あるいはこれまでどおり読書活動というのも行っております。

また、さらにですが、自主学習ノートというものを1年から9年まで一斉に導入しまして、これを基に家庭学習のほうも充実を図っていきたいと考えております。

最後に、やはり一番大事なのは出口の部分、つまり進路実現だと思っておりますので、その部分についても、子供たちの進路希望に添えるような学力をつけてやるということで、日々努力しております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 今、教育長が申したとおり、人それぞれの、生徒生徒の能力がありますから、全てが一致というわけにはいかないと思いますけれども、質の高い教育を施すというのは、これは学校及び教育委員会の責任と役割であります。

学校に関していつもお聞きしますと、ふるさと学習、ふるさと学習と繰り返しますけれども、ふるさと学習だけが学力向上の推進に果たしてつながってゆくものなのか。それで、今、今般はICTの活用ということでしたけれども。もう少し何か掘り下げた、飯館村ならではの、先ほども申しましたけれども、特化した取組。いろいろな行事に参加するというのは、どこの自治体でもやっているんですよ。もう少し具体的な何か、子供の教育向上推進に応じた必要施策は何かないでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 飯館村に特化した取組ということですが、1年前からプログラミング学習ということで文科省のほうでは取り入れるということで始まりましたが、村については2年前から既にプログラミング学習ということを進めております。その中では、ロボットの製作をしたりとか、プログラムでドローンを操作するというふうな学習を取り入れておりますので、そういったところでは先駆けているのかなと思っております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 教育分野に関しましては私も全国を知っているわけではありませんけれども、ただ、一度、議員の視察研修で岐阜に行かせてもらいました。そうしたら、岐阜はすごい先進的な、私が見ても聞いても立派だなというものがありましたので、ぜひちょっと行政ないし教育委員会のほうで全国の教育方針なりをお調べいただいて、いいものがあれば、同じだからやらないじゃなくて、いいものであれば同じでもぜひ利用して、子供たちのために活用していただきたいと思います。

それで、子供たちというのは、子供たちの成長と発展は村の宝でありますから、安易にはならず、明るい未来が待っている子供たちのためにも、真剣に、子供たちの学力向上の推進のためにも、一人間としての成長のためにも、今後とも十二分に配慮した教育施策に取り組まれること、切にお願い申し上げます。

次に、学校教育とは、授業を受けさせて学ばせるだけが教育及び学校の役割ではありません。

そこで、昨今問題になっているいじめ問題について、うちの娘も資料を持ってきて、いろいろ細かく書かれているんですけども、このいじめ問題について、教育委員会としてどのような対処法、対応策を講じているのか。もう一度ここで詳しくお聞かせ願います。

教育長（遠藤 哲君） 先ほど詳しく述べさせていただきましたが、繰り返しになりますが、基本的にいじめというのはどの学校にもどの学級にも起こり得るんだという、そういうまず危機意識を持つこと。そして、何より大事なものは、家庭でもそうですが、教員が、担任、校長がいじめはもう人権侵害であると、絶対に許されないんだということをまずしっかり指導すると、それに尽きるのかなと思います。

そのほかの流れについては先ほど答弁の中で述べさせていただきましたので、以上とさせていただきます。

5番（高橋和幸君） 教育長のおっしゃるとおりだと思いますし、幸いにして、今現在、飯館村においてはそういうことが起こっておりませんし、今後もそんな事態が起こらないことを願うばかりではありますが、私が考えますに、いじめ問題とは大人の世界にも存在しますし、小中学生の話とはいえ、非常に多感な年頃であり、ある一面には大人的な部分も備わっています。いろいろな問題提起が考えられますが、文部科学省の定めたいじめ防止対策推進法の原則にのっとり、また、いじめの防止等のための基本的な方針といじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考にして、両者間に精神的な損害を与えないように最善なる対応をせねばならず、子供とはいえ、きちんと当事者同士に話をさせて、心のわだかまりを取り除き、平和的な解決を求めるものではないかと考えていますので、教育委員会としてもそのような努力の下に子供たちの教育にしっかりと目を向けて、教育委員会の責任と役割を果たしていただきたいと思います切にお願い申し上げます。

次に、教育の一環にある大切な教育活動、情操教育についてお尋ね申し上げます。

これまで行政は、学校への何かしらの設備設置に関して、一貫して情操教育のためと申しておりましたが、それではお聞きしますが、情操教育とはどのような議論の下に成り立っているのかを、再度確認のためにも教育委員会と村長にお尋ねいたしますが、答弁のすり合わせをされますと困りますので、まずは教育委員会からお聞きします。

教育長（遠藤 哲君） 非常に幅の広い質問で答えも幅広くなってしまいますが、こういった文科省から出されたものではなくて私個人の考えを言いますと、やはり子供たちが美しいものを美しいと言える、そういう心、あるいはそういう気持ち、こういったものを全ての、もうあらゆるもので育てていくことです。ですから、情操というふうに一言で言いましても、美術的な内容をいうのか、それとも道徳的なものをいうのか、そういったものを広く捉えるしかないと思うんですが、そのようなことで考えております。学校にたくさん美術品なりあるわけですが、やはりああやって身近にあることで、常に、美しいと思う心ももちろんですが、なれ親しむということも情操教育の一つですし、あるいは数多く、最近であってもマスクとかこまとか、こういったものを頂いているんですが、温度計とか体温計とか。やはりそこで感謝の気持ち、こういったものも情操教育になるんじゃないかなど。その点、子供たち、恵まれているというか、情操教育をしやすいような、そういう環境にあると私は思っております。

以上です。

村長（菅野典雄君） よく知・徳・体といわれます。知があり、そして徳と体、この3つをバランスよくと、こういうことでありますが、私の、村の子供たち、教育の考え方は、徳が先だろうと思っています。知よりも、世の中で生きていくためには徳が絶対大切だということで、学校の要綱に、知・徳・体を徳・知・体と書かせていますので、見ていただければと思います。ただ、その思いがどれだけ教育委員会、学校のほうに伝わっているかというのは、まだ完全に確認しておりません。

5 番（高橋和幸君） 今、教育委員長と村長からご答弁をいただきましたが、どちらもそれなりの正しきお答えというか、考え方、間違いではございませんし、さすが教育長と村長だにご尊敬を感じておりますが、私の場合は学歴がありませんので、いろいろ広辞苑を調べたりネットを調べたりして、情操教育というものを調べましたが、ちょっと堅いことを申しますと、情操教育の概要とは、概念と概要の違いは分かりますよね、概念は大まかなもの、概要は細かいものです、その概要とは、高い精神活動に伴って発生する社会的な価値を持つ感情を指します。言葉では言い表せない感動を情操といい、学校での道徳や図工、美術、音楽、芸術的な教科や、美術館や史跡等の見学も当てはまり、教育基本法においても、その第2条に、教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな感情と道徳心を培うとともに、健やかな体を養うこととあります。情操とは、高い精神活動に伴って起きる感情、情緒より知的で安定感があり、勤労体験、学習体験もこの一環として理解されることが多いようであります。情操の区分は、真理を追求する科学及び論理的情操、共に共鳴してそれを追求する道徳的及び倫理的情操、そして美的及び芸術的情操、及び宗教的情操などがございます。

近年、頻繁に行われている絵画や銅像を置くことばかりが村民の間では大変問題となっておりますが、そのような行為だけが決して心を育む情操教育につながるものではないとご認識していただけますか。

村長（菅野典雄君） いろいろ文化の物品を入れているということが、何かそれが情操教育だというふうにお間違いをしておっしゃる方も多いのかなという気がいたしまして、ある意味では説明不足ということで反省するところではありますが、決してそういうことではなくて、できるだけやっぱり何でも本物に、できるだけやっぱり感ずるところで、それがあくまでもいずれ生きていく上で大きなその人の感性になり、あるいは創造性というものにつながるだろうということでもあります。ですから、その物品をどういうふうにするか、活用するかということが一番大切なことであるから、それが情操教育だということでは全くないと思っておりますので、ぜひご理解をいただきながら、我々としてはその使い方をみんなで考えていたり、あるいは共有の情報としていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

5 番（高橋和幸君） 今、村長の答弁の中に、本物にというお言葉がございましたけれども、突っ込むようではないんですけれども、本物を真に追求したいのであれば、極論になりますが、モネやシャガールといった著名な画家の作品等もネットオークション等で銅像と同等の値段で入手することができますので、グローバルな世界観を子供たちに本当に感じさせたいのであれば、もっとアクティブに、本当の本物の世界を教えてあげたらどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 本物というのをどういうふうにするか分かりませんが、例えば、以前、私は、いわゆる生の音楽を聴く機会、飯舘村はほとんどなかったということがあるわけです。それで、いろいろ自衛隊の音楽隊とか何かに来ていただいて、やっぱり生の音楽に接すると。本物という言い方はどうか分かりませんが、そういうものに少しで

もやっぱり小さい心の感受性が高いうちに経験することが大切だと思っていますから、今、学校にいろいろなものがありますし、また、やる機会もいろいろあるだろうと思うんですが、そのときにそのものを、あるいはこれからのいろいろなものをどういうふう
に、やっぱり先生なり、あるいは我々が感じ方なりなんりの説明をしていくかという
ところで、ただあればいい、本物が見られる、あるいは聴けるというだけではなくて、
そこにどういうふう徳を入れていくかというところが私は絶対大切だと思っています。

5番（高橋和幸君） 今、村長が述べたとおり、物を多く買ってあげるということだけが情操
教育につながるものではありませんし、今、現場にある、教育している、生活している
中で変化をもたらすだけで情操教育につながることもありますので、ぜひその辺をよく
よくご理解していただいて、これからも教育分野の発展のために努力をお願い申し上げ
たいと思います。

次に、情報公開の在り方についてであります。昨今は、議会に対しまして非常に気を
遣われて、その都度、議会全員協議会に報告していただいていることに関しましては一
定の評価を申し上げます。

しかしながら、不意をついた情報の発信、議会、村民、保護者等にまずは初めに知らせ
なければいけない情報のマスコミメディアへの先走り報道もいまだに多少は行われてお
ります。先日のコロナウイルス問題による学校再開に関しても、教育委員会に対して厳
重に注意喚起をさせていただいたところではありますが、そういうことに関しても、毎回
毎回、申し訳ありませんでしたでは、行政としての示しが、責任がつかないのではない
でしょうか。飯舘村においての情報の漏れについては、大抵が村内全般に関してのこと
か、学校や教育に関しての事例が多い現状であります。議会に対して情報の機密事項と
いうことが多々ありますが、行政の姿勢はいかがなものでしょうか。情報の在り方につ
いて、教育委員会と村長にまたお尋ね申しますが、どのようにこの問題の重要性を認識
されているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） ありとあらゆる情報といいますか、事業を展開していますから、それが
全ての情報というふうを考えていいんだろうと思います。少なくとも村として非常に重
要な大きな案件というところ、これは村民の代表でもある議会にまずお話をして、それ
から、場合によってはその前に住民の、保護者の理解ももらわなければならないという
こともあるかもしれません。ですから、確かに私たちの、議員の皆さん方が知らない間
に動いたということもなきにしもあらずであります。少なくとも飯舘村はかなりのこ
とを皆さん方にお話をさせていただいていると思います。ただ、それで十分だというふ
うに思ってもいませんし、場合によっては勇み足ということもあるかもしれませんから、
今後とも気をつけていきたいと思いますが、何でもかんでもという話になりますと、職
員はほとんど動かなくなるということもご理解をいただきながら、ただ、どこが大切な
のか、どこが別に皆さん方に報告なしに進めていってもいいことなのか、その辺は非常
に微妙でありますけれども、できるだけその辺の共有をこれからはもしっかりやっていき
たいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。なお最善の注意をしなが
らやっていきたいと思っています。

5番（高橋和幸君） 教育委員会のほうは、今回の問題に対しての反省点はあるとお思いですか。

教育長（遠藤 哲君） 学校全面再開につきまして、村長からも指導を受けましたし、関係された方々におわびしたところではありますが、実は、村の対策本部会議の前日に記者にしかつこく方向性を聞かれたと。当然お話しはできないということではあったんですが、何とかその方向性だけということで、もちろん村の対策本部会議があるので変わることもあるから、それはこの場でということでお話ししたわけですが、残念ながら翌日の朝刊に出てしまいました。結果的には報道がというよりも我々がそういった情報を漏らしてしまったということで深く反省しておりますし、二度とないようにしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

5番（高橋和幸君） 今ほど村長からいろいろ情報の提供をいただいているということがありましたけれども、まさにそのとおりであり、情報の提供はありがたいと思っておりますが、議会に対して時に情報の機密事項ということで、私から言わせると、要望というよりも非常に強い要求と思えて致し方ないんですけれども。これは立場上の違いであり、また、見解の違いかもしれませんが、議会議員が住民に対して秘密事項、機密事項なんというものはないんですよ。議会議員は知り得たことは速やかに住民に告知をする。これが議会議員の本来の在り方であると思っておりますが、村長、違いますか。

村長（菅野典雄君） 一部正しいと思えますし、一部間違っていると思えます。つまり、行政でいろいろなものを進める場合は、内々にいろいろなものを進めているということはいっぱいあります。そしてそれを皆さん方にお話をするわけでありましてけれども、知り得た限りはすぐに住民に皆さん方が話すことが当たり前だとか当然だということになりますと、我々は皆さん方に話せないことがいっぱい出てきます。ぜひその辺をご理解いただきたいと思えます。やはり、ここは議員の皆様だけですよということであれば、それはやっぱりその辺の人ではなくて、皆さんから選ばれた、村民から選ばれた議員の方でありますので、その節度はやっぱり守ってもらわない限り、我々はもうほとんど、普通の何でもないようなことはいっぱいお話ししますが、今、国と、県と、あるいはいろいろなところと進めているということが話せない。そのことによって壊れるということは幾らでもあるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

5番（高橋和幸君） 私の今申したことの一部が正しくて、一部が間違っていると言われましたので、村長の今答弁なされたことにも、私も一部は理解しますし、一部は理解いたしません。

情報の公開については行政の自由ではなく、住民の合意形成の下にされたものが本来のあるべき姿であると考えますし、何でも規制されては報道できないという考え方はやめていただきまして、規制があるのが報道ですし、時には言い方を変えて報道につながる策を講じたり、行政の長として周囲の感情を鑑みた言動を常に心にとどめて報道の規制をお願いするなりしていただけることを強く望むものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かご答弁があれば。

村長（菅野典雄君） 非常に重要なことですから、お話を改めてまたさせていただきますが、非常に行政はいろいろな情報を持っていながら、また、いろいろなところで関係者と進めているということがありますから、それができるだけやっぱり、特に重要なことは皆さん方にお話をするんですが、それが、聞き及んだのは議会として全てその日のうちに、次の日に住民に知らせるのが議員の役目ということになりますと、もうほとんど重要なことは話せないということになりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいと思っておりますし、ぜひ、そこが普通の人と選ばれた者との違いだということもご理解いただきたいと思えます。

5番（高橋和幸君） 情報管理の徹底ということに関しては、私もそれは十分というか、村長の言うことを一部理解申し上げます。確かに全部が全部となると非常に難しい面もあるのかなというのはご理解いたしますが、先ほども申したとおり、立場の違い、行政人という、こちらは議員という、その立場の違いの理解はしていただけますか。

村長（菅野典雄君） 立場の違いはあるだろうと思いますが、選ばれた中で村をどうしていくかということになりますと、私は全く立場は同じだと思っています、ある意味のところでは。ぜひその点をご理解をいただきたいと思えます。

5番（高橋和幸君） 私も頑固ですけれども、村長もなかなか頑固なので、村長にも私の言うこともぜひともご理解いただきたいなと思えます。

この件に関してはこれで終わりにいたしまして、続いて村内事業の成果についてですけれども、昨日もいろいろな風力発電問題で何名かの議員から質問がございましたが、答弁書にある中で質問したいなと思う点については、やっぱり風力発電の部分についてでございます。

これについて、昨日は、曖昧といったら申し訳ないですけれども、はっきりとした答えの答弁は出てこなかったんですけれども、今回の答弁、できるだけ早くという、問題の解決を図りたいと書いてあるんですけれども、協議、協議、話合い、話合いと言われていきますけれども、このできるだけ早くというのはいつくらいを目指しているのか。また、本当の解決策とはどうしたらいいのかというものをどうお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 現状は多分お分かりだと思います。1基が完成して、2基もはやあと10日ぐらいで完成ということですので、相手もあることなので、これから丁寧に協議は進めていく一方で、工事のほうも止めておくわけにはいかないということです。ですので、できるだけ早くというのは、できれば6月中ぐらいには再開しないと、なかなか後の経費の問題とかいろいろありますので。そんなことはこっちの勝手だと言われれば、向こう側からすればそのとおりなんですけど、向こうもやっぱりうちらほうの現状も分かっていると思いますので、昨日もお答えしましたが、景観については致し方のないところなんです。あれを色染めたり、あるいは別な場所に移動するということは不可能ですので、あとは稼働したときの低周波の問題とか騒音の問題とか様々な課題がありますので、その辺をどういうふうに今後詰めて、川俣町さんと村と業者もありますけれども、それでどういう形で稼働してからの問題点を話し合っていくかというのは、昨日、例えば協定みたいなものという話もしましたが、そういうものを含めて、完全に

妥協というのはどうか分かりませんが、お互いに、あ、それだったらばしようがないなという妥結点を早く見いだすように、今トップレベルで協議しておりますので、その辺が詰まり次第、また前進するようなことになれば、議会の皆さんにもまたご相談させていただきたいと思えます。

5番（高橋和幸君） この問題につきましては、昨日は大分厳しいご指摘があつて、行政のほうもお困りだったように思われるんですけども。私としましては、見えないと言ったものが見えるとなつてしまった点、この点については確かに川俣町様に申し訳ないと思えますし、謝罪するべきところもあるかなとは事実思いますが、私個人的には、違う自治体、こちらがやっている自治体の事業ですので、見える、見えない、単なるそれだけの景観上だけで、これが例えばバイオマスだったり粉じん問題だったり汚染水問題だったりして、そういうものであれば協議とか深い話合いが必要かもしれませんけれども、あくまでも風力発電ですので、違う自治体がやる事業に対してほかの自治体から必要以上に言われることは、私はなくていいと思っているんです。謝罪すべきところは謝罪すべきところだと思うんですけども、こちらでやるべきところはきっちり自信を持って、行政のほうにしっかりと対応してやっていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、村内の常設設備の整備についてであります。以前の一般質問でも私指摘した面があるんですけども、道路の街路灯などの対応はどのように進捗したのでしょうか。以前も私聞いたときに、七百何基だったかな、新しく設置するとかどうのこうのと、多分2年ほど前に言われたはずだったんですけども、今現状では全然村内は真っ暗ですし、どのようになっているのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 防犯灯、街路灯の担当は住民課でありますので。村内の状況、街路灯342基、防犯灯420基、これはあくまで村で電気料を払っているものであります。合計762基、村内にあります。

以上です。

5番（高橋和幸君） 今、ご答弁をいただきましたけれども、しかしながら、一部分だけ見ますと、今もって、村のメイン道路ともいえる、道の駅、赤坂方面から二枚橋のほう、直線ですね、一本道、県道。この道の状態はというと、非常に直線の明かりは乏しく、また、標識は曲がったまま、折れたまま。危険箇所にはあるべきところにガードレールがない。路面状況の劣悪な場所はある。道の駅の直線に入る、二枚橋から来たカーブのところの標識は、飛び出した枝によって見えない。このような不安だらけな環境で、本当に村内の村民の安全が保たれるのでしょうか。行政としていかなる環境整備を施しているのかをご確認いたします。

村長（菅野典雄君） 以前は、草野の町の中、飯樋の町の中、それから白石のところは、皆さん方でそれぞれ管理をしていただき、経費も払ってと、こういうことがあったわけですが、現実には避難になってしまつて、いわゆる今まで100軒でいろいろ管理をしていたのが10軒、20軒になつたと、こういう経緯があります。ということで、そこをまた地元でというわけにはいかないの、この避難中ではありますが、村のほうでということ

で、今、防犯灯あるいは街路灯、特に街路灯のほうが今のような形で非常に多く管理をしていると、こういうことであります。多分、電気代は300万円かそのぐらい払っているのではないかなという気はしますが。確かにより明るくなったほうがいいというのは分かりますけれども、一方でやっぱりこういう田舎でございますので、ある程度やっぱり節約をしながら、自然をとということも大切だろうと思います。ただ、壊れている、曲がっている、あるいは、そうではなくともここはやっぱり危険だよ、あったほうがいいよという話がありますので、やっていきたいと思います。ただ、少なくとも何でもというわけにはいかないのです、以前ある集落では、電柱を用意しますので、あとは自分で街灯、防犯灯をつけて、自分で月100円か200円なんですけど払ってくださいと。そういう考え方をこれから広げながら、やっぱり各家庭に入るところは電気があったほうがいいんじゃないかと。何でも行政行政ということから、少し、行政も支援しながら、自分たちもやっぱり自分の鼻口が、入り口が明るいにこしたことはないし、その鼻口のところが明るければ、道路としてはぼつんぼつんであっても明るくなるのではないかなと思っていますので、そんな考え方も徐々に入れていきたいと、このように思っています。

5番（高橋和幸君） その点に関してはよろしくお願ひしたいと思いますが、私も暗いから電気をいっぱい増やせということで言っているわけではありませんので。ただ、これまでちょっと道路関係上で行政に物を申し上げさせていただいたときに、そこは県道だからとか国がやるべきものだからとかと言われて、村は関与できない、できないみたいなことを言われたんですよ。私の場合、目が悪いので、私だけなのかどうか分かりませんが、通常でもそうですし、また、雨が降ると、例えば深谷の一直線、道の駅のところは非常にランプがいっぱいついていますが、その前後の道は薄暗くて狭くて、本当に対向車と擦れ違ふと怖いんですよ、見えなくて。脇もガードレール、白いのがなくて見えないですし、ないですし、白線も見えるか見えないような状態で。なので、行政としても今村長が言った意味合いもあるでしょうし、また日々の多忙な仕事があることは十二分にご配慮察しますが、村内の景観のためにも一度しっかりと村内巡回というものに時間を割いていただきまして、村民の安全を守るためにも細心の注意を払っていただけることを強くご提案申し上げます。

時間も来ましたので、私の一般質問も以上で終わりたいと思いますけれども、再度、行政に対しては、村民のための心を込めた、村長が常日頃言っているまじいな取組に励まれますことを強く要求いたしまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

議長（菅野新一君） 高橋和幸君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤健太君の発言を許します。佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） 続きまして、私から、6月定例会においての一般質問をさせていただきますと思います。

3月の定例議会以降、世界は新型コロナウイルスの影響でリーマンショック時の影響以上の打撃を受け、世界でも大変深刻な状況に陥っている業種もあり、いかんともしがたく、もどかしい思いをしている人も少なくないでしょう。このような状況は、あの日から私たちが経験してきた原発事故の状況によく似ているような感じがしています。いわ

れのない嫌がらせや差別で悲しい思いをしたことがある人もいたでしょう。大切な人を失い、絶望に打ちひしがれる方もいたでしょう。様々な支援の輪に涙した方もいたでしょう。今回のコロナウイルスの影響では、いやが応でも生活様式や様々なことを見つめ直さなければならなくなった方もいたのではないのでしょうか。

しかし、一方で、こういったときこそ新しいアイデアを絞り出し、新しいアイデアが生まれるチャンスでもあると思いますし、生活を考え直している方に飯舘村での暮らしを提案できるチャンスでもあるのではないのでしょうか。

そのためには、私たちのふるさととはもう一度戻りたい場所になっているのか、私たちのふるさととは訪ねてみたい場所になっているのか、私たちのふるさととは新たに住みたい場所になっているのか、私たちのふるさととは誇りに満ちあふれているのか、震災から丸10年の節目が迫るこの年に私たちは何をしなければならないのか、この先に何を残すのか、もう一度襟を正して正直に向き合う時期だと思えます。

それでは、私から、6月の定例会において一般質問をさせていただきます。

今回は、5項目、7点の質問です。

1の村のエネルギー政策について。

1の1、飯舘村全体のエネルギー政策の具体的な計画とビジョンを伺います。

1の2、いいたてまでいな再エネ発電株式会社のソーラー発電設備と風力発電設備の設置に要した費用と、これまでの売電実績と今後の運用計画を伺います。

2、道の駅について。

2の1、いいたて村の道の駅までい館の決算報告と今年度の計画と目標を伺います。

3、村内の災害復旧について。

3の1、台風19号の村内の災害復旧の状況を伺います。

3の2、災害箇所今後の対策について伺います。

4、いいたてホームについてでございます。

4の1、基金を積み立てるに当たって、いいたてホームの現在の状況から改善計画を伺います。

5、旧小学校の利用について。

5の1、白石小学校の貸出しに当たっての契約書は結んだのかを伺います。また、契約内容を伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、道の駅といいたてホームのほうをお答えさせていただいて、他の質問は他の担当からそれぞれお答えをさせていただきたいと思えます。

いいたて村の道の駅までい館の決算報告と、今年度の計画と目標というご質問であります。

までい館の決算につきましては、5月29日に株主総会を開催し、報告を受けているところでございます。平成31年4月から令和2年3月までの売上高であります。ここ1年間であります。2億7,136万円となっており、その他営業外収入が420万円となっているところであります。合計しますと2億7,556万円ということになります。仕入れや人件

費、施設維持経費などの支出は2億7,566万7,000円ということになりますので、最終的な税引き後の利益はマイナス28万7,000円ということで、まだマイナスということですが、昨年は、後で全協でお話をさせていただきますが多分800万円ぐらいだったので、かなり頑張っていたなと思っております。前年と比較しますと、書いてありますね、761万円ほど改善をしているところであります。

大幅に改善いたしました、令和元年度も赤字決算ということでもありますので、役員、役職員一同さらなる力を合わせて、黒字になるよう、これからも真剣に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

なお、今年度の計画と目標でございますが、道の駅までい館の改修工事を行っておって、いわゆる展示販売ホールの増床、つまり、特に農産物とかそういうものをできるだけ皆さん方の、村民の商品を増やして売っていくという形が必要ではないかという生産者からの要望もありまして、今、工事をやっているところであります。

また、8月にオープン予定のふかや風の子広場とのつながりも視野に入れまして、できるだけそちらのほうにも人の呼び込みがあるようにして、集客していただいて、さらに売上げ拡大に向けたサービスをしていく、あるいは経営の改善をしていくと、こんなふうに考えているところであります。

なお、今年度は、道の駅までい館が3周年を迎えるに当たり、復興の拠点施設としてさらなる交流拡大と魅力ある売場づくりに努め、経営の健全化を図ってまいりたいと思っております。

これまでも道の駅は商工会の青年部などに盛り上げをしていただいておりますので、今後ともお願いをできればと、このように思っているところであります。

いいってホームのほうでございます。いいってホームの現在のユニット型による入所可能数は70名です。実は130床あったわけですが、避難になって、今、県に届けているのはユニット型ということで70名ということでもあります。入るスペースはあるんですが、一応登録は70名ということになっております。それで、介護職員不足から、40名の入所者数に現在とどまっているということでもあります。待機者も約20名いるものの、満床にするには、法的に介護職員があと約4名ほど不足している状況ということでありまして、なかなか増やしていけないと、こういうことがあります。

経営状況であります。介護職員不足によって入所者数も減少する中では、純粋に介護保険事業のみでの運営は厳しい状況であり、現在の経営状況ですが、営業に関わる損害賠償金あるいは運営費補助金を、毎年、これまで約1億8,000万円を充てることで赤字補填をしてきたところでございます。

このように極めて憂慮される事態となっておりますが、業務改善するに当たっての課題と具体策としては、後ほどもまたお話しさせていただきますが、介護職員を令和8年度までに4名ないし5名ぐらい増やして、三十五、六名にすると。それから、利用者を介護職員増加に合わせて令和10年度までには入所者を67名ぐらいにして、いわゆる介護保険のほうから入ってくる金を増やしていくということでもあります。それから、光熱水道費とか維持管理経費の節減に今後一層努めていくということ。それから、今後とも東電

への賠償交渉を行い、財源の確保に努めると。さらに、一番大切なのは職員の意識改革などに取り組んでいくことだということで、現在、現場発信から継続的な業務改善が実行できる体制の構築を、これまでもそれなりに進めてきましたが、今後もさらに進めていきたいと、このように思っているところであります。

いずれにいたしましても、原発事故による介護スタッフ不足が経営悪化の大きな要因ですので、いいたてホームによる早期のスタッフ確保と、村としても将来の経営健全化に向けた支援が必要なのかなということで、去る3月定例議会において社会福祉法人経営安定化基金条例を議決いただいたわけではありますが、今後、毎年一定額の基金積立てを頂いていければと、ご理解をいただければありがたいと、このように思っているところであります。

その他のご質問には、それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問の1番、村のエネルギー政策についての質問にお答えをいたします。

まず1の1番、飯舘村全体のエネルギー政策の具体的な計画とビジョンを伺うとのことご質問についてであります。村内における大規模な太陽光発電の整備につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の価格が現在低下しておりますので、新たな整備は困難な状況にあると考えております。また、風力発電の設備については、把握しているものでは、現在、八木沢地区、笹峠地区、そして大火山地区において、風況調査などの整備の検討や整備が進められておりますが、村が直接関わる事業としては、大火山地区にいいたてまでいな再エネ発電株式会社が整備を進めております1件であります。

これまで、村は原子力災害の被害を受けた村であることから、再生可能エネルギーの有効活用に向け、太陽光、風力発電を推進してきたほか、小水力発電やバイオマスなどの可能性も検討してまいりました。今後の新たなエネルギー施策としては、木質バイオマス発電が挙げられるかと思えます。これは村民の多くが望んでいる森林の除染と森林の再生につながるもので、放射線に対する安全性や村民の理解など課題もありますが、実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、村の美しい景観や村の基幹産業の基盤である農地を守っていかなければならないということもあり、村は去る6月1日付で、農用地の利用方針として、農地は原則、農畜産業以外の利用は認めないことといたしました。したがって、今後太陽光など再生可能エネルギー業者から申請があった場合は、景観に十分配慮し、農地以外の箇所でも道路や家屋周辺を除いた地区に限定し認める方針であります。

次に、質問の2番、いいたてまでいな再エネ発電株式会社のソーラー発電と風力発電整備の設置費用及びこれまでの実績、今後の運用計画についてのご質問であります。

まず、発電設備に要した費用についてであります。太陽光発電に関しての建設費は総額で約37億2,238万円です。これは、大火山の山中に3か所、それぞれ北サイト、東サイト、西サイトと呼んでおります場所に設置しております太陽光パネルほか台座、変圧器などの関係設備を含めた建設費及び東北電力側で行う関連工事の負担金を合わせ

た金額であります。

次に、風力発電設備に要する費用であります。総額で約19億5,000万円を見込んでおります。これは、途中、テレビの電波障害の問題で風車2基の設置場所を変更した際の費用を含んでおりますが、ご承知のとおり現在工事を休止しておりますので、工事が遅れれば金額の変更もあり得る状況であります。

次に、これまでの売電実績であります。風力発電はまだ発電を開始しておりませんので、太陽光発電のみの数字となります。太陽光発電は平成28年度から売電を開始しており、令和元年度までの4年間の売電実績は合計で約20億1,724万円であります。

次に、今後の運用計画ですが、固定価格買取制度は20年間ありますので、その期間は安定した売電が見込めることから、当面、残りの期間いっぱい売電を継続したいと考えております。

また、風力発電設備が稼働すればであります。風力発電に関しては、太陽光とは別に発電開始から20年間で固定価格買取制度が適用されますので、同様に、制度適用期間中は売電を行ってまいりたいと考えております。

一方で、固定価格買取制度終了後についてでありますけれども、その時点での発電設備の状況や売電価格等を鑑みその後の対応を検討したいと考えておりますけれども、最終的には関連設備の解体撤去を行い、更地に戻すこととなっております。

以上です。

建設課長（高橋祐一君） 私からは、ご質問3番の村内の災害復旧について、その1つ目として、台風19号の村内の被害の状況、復旧状況、あと3の2としまして、災害箇所今後の対策のご質問について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、1番目の台風19号の村内の災害復旧の状況についてお答えいたします。

昨年大雨による被害状況は、村道、普通河川、農林道、農道、農業用施設、水道施設の災害箇所数は現在のところ約580か所にも上っております。それらを大きく4つに分け、多くの事業を活用して今進めているところであります。

まず一つに、国庫補助事業による災害復旧を進めております。その状況としましては、村道10か所、普通河川2か所のうち、村道小滝大倉線の大規模な災害を除いては工事を着手しております。現在、村道1路線が完了して供用開始をしている状況であります。農地、農業用施設災害については、農地4か所、農業用施設9か所。また、林道が1か所。大倉の営農飲雑用水施設、水道施設ですね、1か所については工事の発注を終えて、現在復旧を進めているところであります。この国庫補助事業による復旧については、未発注1件を除きまして、今年度12月末までには完了する見込みとなっております。

2つ目に、小規模災害で、地方債等を活用した村単独の復旧工事であります。昨年度までに、村道、普通河川が104か所、農道、林道関係が14か所、水道施設関係については10か所の復旧を終えているところであります。残り約60か所の工事につきましては、今年度8月までに完了するという予定になっております。

3つ目としましては、農地、農業用施設の村単独補助事業による復旧であります。昨年度は33か所実施しましたが、本事業の特徴としましては地権者自ら実施する事業であり

ますので、今回のような時期的に復旧期間が短かったことや、工事業者の確保が困難であったということもありまして、今年度も過年度債として継続の事業となっております。今年度、現在9か所の申請があり、残り21か所程度を見込んでいます。

4つ目としましては、残りの約300か所です。まず、補助に該当しない小災害の自力復旧、自分で復旧してもらうという部分と、現在進めております農業基盤整備促進事業、それらの中で取り組む箇所、または多面的機能支払交付金事業を活用する等で、行政区長や地域の方々に協力を得ながら復興を進めているところであります。

続いて、3の2として災害箇所の今後の対策についてであります。基本的に今お話ししました4つの方向で、復旧工法で進めていくということでもありますけれども、まだ被害の報告がない箇所や現場確認ができない箇所も多々あります。追加の要望も来ている状況ですので、その際については随時対応して、早急な復旧に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

総務課長（高橋正文君） それでは、私からは5番の旧小学校の利用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、契約でございますが、3月に村と株式会社地域創造研究所とで事前協議を行いまして、令和2年4月1日付で同社と賃貸借契約を結んでいるところでございます。

契約の内容でございますが、旧臼石小学校校舎、あとはプール、体育館の建物、そして校庭を除く旧学校敷地6,008平米の土地を貸し付けているところでございます。また、賃貸借期間についてでございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年の契約を結んでおります。その後については、お互い協議の上、期間を延長できるという内容で契約しているところであります。

賃貸借料は無料、無償で貸してございます。ただ、経費につきましては、例えば自家用電気工作物保安管理業務とか消防設備等点検業務など、法令上必要な経費は村で負担をすることとなっております。ただ、建物のリフォーム代や電気料など、その他施設の維持管理経費は株式会社地域創造研究所で全額ご負担をいただくという内容になっております。

さらに、契約が終わったとき、賃貸借物件を解体して更地にして村に返還をいただくという内容になっております。その解体する経費でございますが、見積りを取りましたところ約1億円かかるということでございましたので、その経費は村と同社によって半分ずつ、2分の1ずつを負担していただくという契約の内容になっております。

また、解体工事の地域創造研究所の負担分約5,000万円、これは解体工事引当金として会社のほうで計上をしていただきまして、預託金として金融機関のほうに確保をいただいているところでございます。

施設の利用については、同社の関係する企業、いわゆるグループ企業のような会社で使用できることとしております。ただし、同社と関係する企業でない会社等が使用する場合、これはあと行政区なども含まれますが、村と協議の上、村が承認をした場合、同社の使用条件と同様に使用することが可能という内容になっております。

この今回の契約を機に、旧白石小学校を企業集積地として活用し、雇用の確保であったり、村への移住定住の促進など、村経済及び地域の活性化が図られればと考えているところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時56分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

1 番（佐藤健太君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、1番から行きたいと思います。ちょっと先の話になってしまうんですけども、固定価格買取制度の期間までは売電ということでいいのかなと思いますけれども、その後解体する計画なんでしょうけれども、売電、解体以外にも、例えば村内で発電施設の利用をしていくなどという検討なんかはしていくべきではないかなと思うんですけども、どう考えていますか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 佐藤健太議員の売電、解体以外へのいわゆる村での利用という方向も考えるべきではないかというご意見でございます。

先ほど答弁しましたように、FIT価格は20年、それが終わった後はそのときのその価格というものが恐らく設定されるということにもなりますので、そういうものも含めた形で検討するということになってくるかとは思いますが、現在のところ、発電所から売電する仕組みとしましては、一番近いところの鉄塔、電線を通じて売電しているということがあるものですから、例えば、太陽光発電、あとは仮に風力発電というふうに売電をした場合でも、そういうエネルギーを利用するための送電線といいますか、そういう形のところも併せて考えなければなりませんので、そういった、それ以外の方法につきましては、今のところ引き続き売電、もしくは解体ということしか考えておりませんが、それ以外については今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤健太君） 全量売電をしている中でも、この再エネによる収益が上がっているわけですから、この収益を再投資して様々な取組ができるんじゃないかなと思っているわけですが、例えば、ほかの地域でも既に取組はあるかなと思いますけれども、電動自転車等を購入したりとか、収益分ですね、その電気を使うということじゃなくて、上がった収益分を何かに、物にしていくということで、電動自転車だったり、それでレンタサイクルをしたりとか。あとは、さっき街灯の話もありましたけれども、自己発電、蓄電型の街灯を村内に設置したり、そういった形で、この再エネで上がった収益分を何かに利用していくということで、この再エネを利用して何ができたのかということも、この後重要なことになってくるんじゃないかなと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今、再生可能エネルギー関連の収益は、ご存じのように北風と太陽基金に積み立てて使用しております。今のところ、北風と太陽は復興拠点関連の予算に充当しているということですが、今ほど健太議員からもございましたので、ほかの事業にも使えるような検討は今後していくべきだと考えております。

1 番（佐藤健太君） 先ほど答弁の中で、景観等々を含めて規制を少しかけるような形の回答がありましたけれども、ソーラーシェアリングについてはどうお考えでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問のソーラーシェアリングであります。私の考えの中では、いわゆる下の部分を農地として利用するあのソーラーシェアリングのことかなと受け止めておりますけれども、実際に村内において何か所かでそういった形で太陽光発電を実施していくというところがあるようでございます。あのやり方は、一応その下の農地の有効活用という点で進められているものと考えておりますけれども、現状、実際の求める内容と、実際に発電を行うところの内容とというところでの若干の乖離があるというような実態も漏れ聞こえてきているところでございます。したがって、本当にその有効活用という面でそれが図られるのであれば、まさに有効な手段の一つかとも思いますが、なお一方で、今、規制というお話も若干出ましたけれども、やはり飯舘村、今、原子力災害でこういうふうになってしまったわけですが、そろそろ飯舘村の本来持つ美しさといいますか、農村の持つ美しさ、こういうものを少しずつ皆さんで取り戻す、あるいは再生していくということに軸足を移していくという考えも重要ではないかと考えておまして、そういう点から、そういう手法はあるものの、基本的には景観に配慮した形のもを第一に考えながら、今のソーラーシェアリングに限っていえば太陽光でありますけれども、こういうものについては一定程度規制を図っていきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤健太君） 事業としてエネルギー事業を営んでいる事業所なんかもありますので、その辺等不利にならないとか、偏った判断にならないようにしていただければなと思っております。

続いて、答弁の中に景観に十分配慮してとありましたが、今回、川俣町さんとの景観について問題になっている中で、今回議題にも上がっておりますけれども、本村の景観条例ということで上げているという部分は、これ、条例自体は私は反対ではないんですが、川俣町さんに対しての配慮が少し足りないんじゃないかなと思ってるんですが、これ川俣町さんとの問題が円満に解決してからということでも遅くないんじゃないでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 美しい村づくりの条例、今回上げているんですが、以前から村民の中からも規制をかけるべきじゃないのというのがありました。特に原発事故後、農地が荒廃したり、あるいは産廃業者が、以前ありましたよね、ゴルフ場が村に8つも9つもとという話があって、快適づくり条例というのをつくりましたが、やはり罰金の伴う規制までには行きませんが、ある程度、今の農地を守ったり、あるいは自然環境を守ったりするには、何もない中だと少しずつ環境が悪化していくという、こういうことも考

えられますので、今回ちょっと遅いかなと思ったんですが、条例を上げさせていただきました。

川俣町さんの件は、これは美しい村づくり条例とはまた違って、今の配慮の件もありましたが、もう既に前から計画して実施をしてきたわけですので、それが収まるまで条例をつくらないというわけにもいきませんので、それはこれから川俣町さんと協議をしながら、景観の件については対応していきたいと。

村づくり条例は今までの経過もあって、少しずつ何か具体的な話も出てまいりました。道路沿いの農地をどこかの不動産屋さんが買占め始まるようだよとか、それは全然分からない村民に対して、文書が送られてきて何だかんだというのもありましたし。村で情報流しているわけではないんですが、登記所で今自由に登記簿が閲覧できるんですね。ですから、村が何で個人情報をお教えしたんだなんていう、そういうお叱りも受けたこともあります。村では全然個人の情報を流したりはしていませんが、そういうケースがちょっと増えてきたので、今回、条例を上げさせていただきました。

1 番（佐藤健太君） そういった事情で何かしらの規制をかけていかなければ村内を守れないということで、私も十分理解はできるんですけども、今現在、川俣町との調整中ということもありますので、十分そこに関しても、川俣町さんにも配慮をして進めていければなと思っていますので、ぜひ気をつけて進めてください。

次に、1の2でございます。

までいな再エネ発電株式会社のことですけれども、固定価格買取制度終了後の時点での物価になると今の段階では願いたいわけですけれども、撤去費用が最終的に発生するような答弁でしたが、これ、このまでいな再エネ発電株式会社さんで設備投資した分の撤去費用という部分は、おおむねどのくらいを見込んでいますでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 撤去費用が幾らになるのかというご質問であります。

すみません、ちょっと今、私には手持ちがございませんので、はっきりとした金額はここで申し上げられないんですが、なお、撤去にかかる費用につきましては会社の中でしっかりと積立てをして、後年度に負担がないような対策を取っておりますことだけお答えしたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤健太君） 積立てをしているということは、この撤去費用自体は会社のほうが負担をするということで間違いないですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） はい、間違いございません。

1 番（佐藤健太君） 続いて、太陽光発電設備と風力発電設備も先ほど数字を頂きましたけれども、合計で57億円近くの設備投資をしているわけですけれども、村はこのいいたてまでいな再エネ発電株式会社の株主になっているということで、この決算状況なんかは村には上がってきていますでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 決算状況についてであります。それぞれ期ごとに株主総会、取締役会を開催して、都度、報告は村に来ております。

以上です。

1 番（佐藤健太君） 現在の決算状況、恐らく設備投資した分の払いのほうを大きくしているんでしょから、数字上はなかなか難しいのかなと思いますけれども、実際説明ができるのであれば、ここで報告をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 詳細はなかなかちょっと難しいところがございますので差し控えたいと思うんですが、それぞれ決算の中で売電収入であるとか、あるいはその発電に係る費用、つまりは一般管理費であるとかその費用に関わるもの、全てについて項目立てがしてありまして、これまで実績としては平成30年度分までの実績ということで、今こちらに報告が来ているところでもあります。それによりますと、おおむね想定をした以上に発電、太陽光発電ですけども、これについては発電がされているようでありまして、村のほうにも予想をちょっと上回るぐらいの金額で、毎年、配当金という形で入っているということでもあります。

ちなみに配当金の実績でございますけれども、平成29年度から配当金として入っておりますが、平成29年度で3,840万円、平成30年度で3,440万円、そして令和元年度では4,000万円の見込みということになっております。

以上です。

1 番（佐藤健太君） この配当金ですけども、さっき売電ということで4年間で約20億円という売電が上がっていて、それがいいたてまでいな再エネ発電株式会社のほうに入って、その中から何%という形で下りてくるということですね。その認識でいいんですよね。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問のとおりでありまして、一番大きいのは当然売電収入ということになってまいりますけれども、このほかに設備の維持管理に係る分、あるいは税金、こういったものを差し引いた余剰分といいますか配当額が出ておりまして、そのうち村が出資する割合に応じて配当金が入っているということでもあります。

1 番（佐藤健太君） 承知しました。

あと、これは今から気にしている話じゃないのかもしれないんですけども、最終的にこの関連施設の解体、撤去を行った際、このまでいな再エネ発電株式会社は、最終的には廃業するという認識なんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 最終的には解散だと思います。解散するまでは、多分20年というのは、今まで長くやっているところの例がないということで、20年以上耐用年数がありますが、実際はその後、四、五年ぐらいはあるみたいなんです。耐用年数よりも長く使えらと。ただし、固定価格のほうは当然下がるのはあれなんです。できるだけ使えるだけ使って、解体撤去をして、そうすれば後は新たに造るところはないので、村としては、当然、解散だと思います。

1 番（佐藤健太君） その際、出資金は返還なんですかね。

副村長（門馬伸市君） 特別なことというのかな、天災地変とか、まるっきり財産が消滅するような戦争とか何かでもない限りは、剰余金残った部分は、一切支払って残った剰余金は、出資割合に応じて出資金にプラスして配当になると思います。

1 番（佐藤健太君） 承知しました。

続いてですけども、昨日も一般質問の中で風力発電設備の件で答弁をされていました

けれども、これ、昨日、川俣町の課長さんや議会の皆さんたちがこの様子を映像で見ていたということで、昨日、夜、ある議員さんからお電話いただきまして、そのいただいた内容が、村長、副村長、自分らのことしか考えていないんじゃないのかということで、課長さんも議員の皆さんも憤慨したということで何かお叱りの電話を受けたわけですけども、これはADRだったり仮設の小学校の件、それ以外にこの今回の風力の件、さらには長泥の件などなど、この近隣市町村との円滑な外交ということが何かうまくいっていないんじゃないかなというふうに感じるわけですけども、この辺について、本当にいい仕事ができているのかどうかということをお聞きします。

副村長（門馬伸市君） 昨日の質問に対する答弁で、川俣町に失礼なことって私言ったつもりはないんですが。景観については全く申し訳なかったということは、それはもちろんです。でも、その後の対応については、川俣町と協議をしながら、稼働した後の低周波であったり騒音であったり、そういうのは何か組織みたいなものをつくって協議をしましょうという話をしました。それが何か失礼なことだったのかなと、私、今聞いて、何か川俣町に失礼な言葉を言ったつもりはないんですが。さらに住民の説明会を求められれば、私らも説明会に行き話もしていますし、川俣町のほうにですね。ですから、何がそういうふうになったのか、ちょっと、今お話を聞いて、どこが失礼だったのか、私はちょっと、昨日あまりそういう失礼な言葉は、答えはしなかったなと思っているんですが。

あと学校の、全村避難になる前ですよ、3月、4月の20日前後だったと思いますが、卒業式、向こうに行って、中学校の空き教室を借りながら、仮設の学校が出来上がるまではそこでお世話になりましたし、工場の跡地を購入して校舎を造るときも全然話をしないで造ったわけでもありませんし、だからその辺のいきさつが、前の町長さんと今変わっていますからその辺どうなのか分かりませんが、誠意は尽くしてやってきたつもりなんですけれどもね。

1番（佐藤健太君） 川俣町からすれば、昨日の答弁の中では、飯館村の主張だけは主張しているというようなことだったんじゃないかなと私は捉えているわけですけども。いずれにせよ川俣町としっかり話をさせていただいて、お互いに納得のいく形で方向性を示していただきたいなと思います。

続いて、いいたて村の道の駅についての質問をさせていただきます。道の駅、2の1ですね。栗原駅長以下職員の皆さんの日々の大変な努力によって、この短期間で大幅な改善がなされまして、おおむねすばらしい決算だったんじゃないかなと私は思っていますけれども。今後、売場の面積を広げていくということですが、この売場の面積を広げて、どのくらいの売上げ増を見込んでいるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 今回、いわゆる屋根がついた下屋の部分、そちらを拡張して直売のコーナーの面積を増やしたいということで、今増床を考えているところであります。それで、幾らかということになるわけですけども、基本的に直売所に出していらっしゃる方々、そちらの意向に沿ってその面積を拡大することになるので、村としましては直売に出される方々の品目であるとか量を増やしていただくということをお願いをす

る予定ではありますけれども、幾ら売上げという形ではちょっとまだ細かく出せないという状況なので、ご理解いただきたいと思います。

- 1 番（佐藤健太君） 道の駅ということですから、売場の活気であったり、村民たちのやる気ということも十分配慮しながらということだと思しますので、その辺考慮しながら、広げて失敗したなというふうにならないように、しっかりと取り組んでいただければなと思っています。

続いて、道の駅の中ですけれども、村内でもソバの生産が始まっております出荷をされていますけれども、道の駅の中で地元のそばが食べられないというのは非常にもったいないかなと思っているわけですが、今後、食堂でこの地元の生そばを提供したりとか、そういったことができる、設備を入れないといけないと思しますので、こういった設備を入れるべきかなと私は思っていますけれども、これに関しての何か考えはございますか。

産業振興課長（村山宏行君） 現在、ソバの栽培面積、村の中でも拡大をしております、かなりの生産量があると認識しております。ご指摘のように、あの場所でそばを食べさせることができれば、相乗効果でそばの粉も売れるでしょうし、またそば粉を使ったガレットであるとかそういったものも売れるんだろうと思っております、何とかできないかなということで模索はしているところです。ただ、一番は技術者ですよ。そば打ちをする方が、生産のほうはできるんですが、そば打ちをする方がなかなか養成できていないというところがありまして、その辺はちょっと今後の課題とさせていただきたいなと思っているところでございます。

- 1 番（佐藤健太君） このそば、生そばですけれども、私、福島市内のおそば屋さんにごの間、この間といっても大分前ですけれども、半年ぐらい前になるんですけれども行って、このそばってどこで打っているのと言ったら、自分のところで打っていますということで、何で打っているのと言ったら、機械で打っていると言うんですよ。もう手で打たなくてもある程度のおいしいそばは機械でも十分できるという状況になっているようですので、この辺も含めて、道の駅でも十分、人件費をかけずにもうある程度のおいしいそばが提供できるようになるんじゃないかなと思いますので、その辺も少し調べながらやる用意はあるのか、もう一度お聞きします。

産業振興課長（村山宏行君） 新しい情報でしたので、非常に興味を持って聞かせていただきました。機械でできるということであればそれにこしたことはないわけで、ぜひ、ちょっと前向きに調べさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

- 1 番（佐藤健太君） そこも十割そばを機械で打っていましたので、ぜひ、そういうこともできるということありますので、よろしくお願ひします。

続いて、3点目の質問の再質問をさせていただきます。

3の2のほうですけれども、昨今この温暖化による気候の変動の影響と思われる災害が世界中多発しているわけですが、この中で本村も例外ではなくて、昨年、台風19号の豪雨に見舞われまして大きな被害が出てしまいましたが、今後この被害等に対しての既存の災害復旧のみでは、また同じことを繰り返してしまう箇所も出てくるのではな

いかなと考えています。これ全部が全部なかなか改良って難しいかもしれませんが、改良すべきところはどんどん改良を進めていかないと、また直しては壊され、直しては壊されの繰り返しをしてしまうんじゃないかなと思いますので、この辺どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 災害復旧については原形復旧ということで、また災害が起きやすいという状況にはなっておりますけれども、それを一緒に復旧するということになりますと補助の関係があります。やはり村としては持ち出しを少なく、ある程度国の効率よい補助を使いながら整備をしていくということになりますので、そうやっていきますと、やはりそれらを改良する事業費を確保するというのが実質補助対象になるのがかなり厳しいという部分があるものですから、現在のところはそういう形で、災害で直して、ある程度は次の災害、少しでも耐えられるような災害という形になりますけれども、その前後が、そういう状況になっておりますが、やはりその災害が来たときにまたそれを直していくという今の方針であります。ただ、幹線的な部分とかそういう部分に関しましては、道路に関しても、今は基盤整備事業とかやっておりますので、そういう事業で整備できるところは一緒に整備していきたいと思っています。

1 番（佐藤健太君） 今の状況は十分理解はできるんですけれども、今後やはり対応しなければならぬという部分は必ず出てくるかなと思いますので、この辺も県なり国なりという部分にしっかり要望をかけていって、改善していく部分は改善していくということで進めていただかないと、また例えば前回の深谷地区のように水没をしてしまったりとか、貴い命が失われてしまったりということがないようにしなければならぬんじゃないかなと思うんですが、この辺に関してもう一度村長のほうからお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 忘れた頃にやってくるのではなくて、忘れないうちにいろいろなのがやってきますから、しっかりとやっていかなきゃならないなと思います。

今回、防災拠点ということで飯樋小もやりますし、いろいろなことで住民に広報、あるいは意識の改革というものをやっていきたいと、このように思っていますので、取りあえずこの前の台風の災害復旧に全力を、国から予算を取ってやっていきたいと、このように思っております。

1 番（佐藤健太君） ハザードマップ等々もつくるということで進んでいるとは思っていますので、その辺と併せて、やっぱり村民が分かっているところでもあそこを通る人は分からないということもありますので、やっぱり根本をちゃんと整備していくということは少なからずやっていかなきゃいけないのかなとも思いますので。なかなか予算の兼ね合いもあるでしょうが、しっかりと要望しながら改善して行ってほしいなと思います。

続いて、4 番のいいたてホームについてに行きたいと思いますが、4 の 1 です。この案件については、去る 3 月の議会で議長裁決ということで議決された条例なんですけれども、これは本来であれば、本当は議長はいいたて福祉会の理事でもありますのでこの議決には参加できないということだったはずなんですけれども、通ってしまったという基金です。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、経営安定化ということも言われていますが、この経営安定化というのは具体的に何を示しているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 基本的に、入ってくる金と出て行くお金が最低でもとんとんになればそれが安定と。できれば入ってくる金のほうがある程度多くなって、備蓄をしていくということになればそれにこしたことはないんですが、今のところはもう全くその逆なものですから、そこを少しでもやっぱりその差を縮めていくというのが今のところの安定化ということになるのかなと思っています。

1 番（佐藤健太君） 毎年一定額の積立てということですが、一定額というのは幾らぐらいを想定していて、これをいつまで積み立てる予定ですか。

村長（菅野典雄君） 現在の赤字の幅を考えますと膨大な金になるわけですが、とてもそんな形にはなりませんので、基本的にいわゆるこれからの福祉はなくなっちゃいけないと。高齢化もどんどん進みますから。家庭で介護というのも本来は大切なんですが、それもできない家庭もあるわけなので、そういうやはりみんなで福祉を考えていきましょうと、こういう考え方に立つ一つの基金というふうに考えていただいて、今のところ2,000万円ぐらいが、入れていただいても、10年たっても2億円ぐらいですから。そうすると、大体今のところは1億5,000万円ぐらいが1年にということですから、簡単に言えばその対応にはならないということですから、基本的に内部で改善をしていく。それでも2,000万円ぐらいで入れていただく中で、議員の皆さんにも、あるいは住民の皆さんにも、あるいは一番はやっぱり中で働いている方の意識改革というか、そういう村からの貴重な財源も補填を含めて、補填というんじゃなくて、補填は何せできるだけしなような形でいければと思っているところではありますが、いわゆるそういう機運が、危機感を持っていかないと駄目だという、そういう形になっていけばいいかと、このように思っているところでもあります。

1 番（佐藤健太君） 今、村長からの答弁ありましたけれども、毎年1億8,000万円という非常に大きな金額が不足してくるということで、年間2,000万円ずつ積立てをしてもなかなか追いつかないということですが、今ほど村長からもお話ありましたけれども、積立金をしていく中で、どの段階から使っていくのかということもあると思いますが、具体的に全体の運営の中でどこの項目に充てていくというふうにお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） この基金をどこの項目に充てていくということはなく、何せ少しでも福祉の大切さということであって、将来的には足らないところということなんですが、基本的にはやはり内部でということ。今日、全協でもお話をさせていただきますが、かなり縮小されています。ですから、結構、以前は副村長が答弁したと思いますが、あと六、七年ぐらいでなくなると思いますか、経営が成り立たないということの話はあったんですが、その後コンサルなども入れさせていただいたり、あるいは内部の大変な改革を今させていただきながら、かなり持っていけるんじゃないかと。でも、必ずずっと行けるわけではないので、もう少し、十二、三年ぐらいはこれから行けるんじゃないかということでもありますので、それをもしその基金などは使わないで、さらにさらにできるようにやっぱりしていかなきゃならないというのが本意でありますけれども、どこまでできるかというのは、一にも二にも介護をしていただける方が年代相応のいわゆる団塊ですか、今のところ年配の方ばかりが残っていただいているということなものです

から、人数の割には人件費がかかると、こういう状況ですので、その辺のバランスとあと人数の問題というのが課題かなと思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） 今の職員の年齢ということも含めての質問をこの後しようかなと思っていたところだったんですけども、令和8年度までに定年を迎える職員という部分が、4名の増をしたいということですけども、定年を迎える職員が必ず出てきますので、ここを含めると4名の増ということだけで、単純にそれだけでは足りないんじゃないかなと思いますが、これに関していかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりです。今のところということですから、一方でどんどんと辞められる方がありますので、そうしますとその分をとということですから、単純に今のところで4名、5名ということなんですが、例えばそれに5名がこの期間に辞めるということになると10名ということになりますから、かなり大変な状況ではあるということですが、だからといってそこに原因をなすりつけるだけで経営が改善するわけではありませんので、今いろいろな改革案を出して、ここ三、四人、新しい若い方が入ってきてつあるものですから、そう簡単ではないんだろうけれども、これからもしっかりやっていきたいと思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） 先ほど積立金の具体的な項目ということで、実際その職員不足ということが一番大きな課題かなと思っていますので、この辺に対して充て込んでいくとか、例えば求人を出す方法をいろいろこの基金の中から使っていくとか、あとはその働きに来てくれた方たちに対しての何かものとしてこの辺を充て込んでいくとかという、そういうちゃんとした使い道を示した中で積立てをしていかないと、やはり村民に説明がなかなか難しいのかなとも思いますので、この辺も含めて、ただただ2,000万円ずつ積み立てていくということではなくて、やっぱりここに対してちゃんと充て込んで使っていくんだということが示されたほうが具体性があるのかなと思うわけです。実際にそこで職員が増えてくれたり、そういったことがあればそれで結果オーケーなわけですから、そういったことが必要なんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 大変いい提案をいただきました。ただ、いわゆる村の基金からいいたて福祉会に金を出す場合には議会の予算にかけなければなりませんから、例えば2,000万円が入っていたら2年に一遍とか3年に一遍、例えば400万円とか500万円とか、そちらに使い道をはっきりしているところを出すという形になればいいんですが、簡単に議会、あちらが何か使うというのでそう簡単に出せるという話では、これはシステム的にはなっていませんので。ただ、今、職員の中で、いわゆる介護施設で働いてくれる方を紹介した場合には10万円を出すという、ちょっとある福島市あたりでやっているのをヒントにやったわけですが、これで今3人ぐらい入っていただいているということです。ですから、そういうものに目的をきちんと決めて使うということになれば非常に有効になるのではないかと気はしますが、そのためには、予算を上げて、どこかで予算を出していくというやりくりを多分しなければならないのではないかと気はしますので、その辺が理解をしていただければ、今度いいたてホームのほうも何百万円とかという、そういう基金でそういうものに充てると。今のところその財源は一般的な財源で

やっておりますので、そういう使い道も大変参考になるなと思ったところであります。

1 番（佐藤健太君） 議会に諮るに当たっても、やっぱりそこを何に対して使うのかということがしっかり説明がつくのであれば恐らく大丈夫なんではないかなと私は思っていますので、この辺明確にして、この基金は何のためにあるのかということをもう一回、前回の議論の中ではなかなか深まらなかった部分がありましたので、この辺も含めて今後も検討していただければなと思っています。

続きます。先ほどの説明でも、もともと130床あったうちユニット型のほうだけ残して、70床の施設として今稼働しているわけですけれども、残りの施設をどう生かしていくのかということも、これは賠償の問題もあると思うのでなかなか難しいのかなと思うんですけれども、ただ空けっ放しにしておくのか、もしかしたらまた違う使い道があるのかということも、この辺も検討はされているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今クリニックで、いわゆる診療所のほうで年配の方のいわゆるサロンをやらせていただいて、大変喜ばれております。それが実は応募の方が多くて、今のところ1週間に1回、今このコロナになってからは2週間に一遍と、こういうことですね。いわゆる狭さのためにということでもあります。ですから、そういう意味からすると、あちらのほうを使うことも可能になるのではないかと、その空いているところをとということなんですが、これまたちょっといろいろなハードルがありますので、その辺が可能なかどうかということでも話合いは進めているんですが、まだ確たるところがないというか、つまりいろいろ役所の縦割りなりなんなのところで、そこでそれをやっているのかどうか、やった場合にはどういうふうの問題が起きるのか、あるいは問題がないのかということも、今あるところでは検討をちょっと進めさせていただいているところであります。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） 建物はやっぱり人が使っていないと傷んでいきますので、やはり何か有効に使える手段があれば、後々また使うとなったときもスムーズに使えるのかなと思いますので、幾らかだけでもやっぱり人が入って手をかけるということは非常に大事なことかなと思いますので、この辺も慎重に進めていただければなと思っています。

続いて5番目の質問に移らせていただきます。

旧小学校の利用方法ですけれども、折半をする解体費用を預託金として確保していただいているということで、非常にありがたいことだなと思っていますけれども、併せてこれ村側もこの解体費という部分を、これこそ基金なんかを設けて積立てしていかなければならないんじゃないかと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） おっしゃるとおりでございます。現在、村で公共施設等整備基金は持っておりますが、そういう解体に特化したお金を積んでおく基金というのはございませんので、公共施設のほうも使えないことはないとは思いますが、将来的に解体の事業に充てる基金等についても今後検討させていただいて、議会とも相談させていただきたいと思っております。

1 番（佐藤健太君） この施設、先ほどの答弁の中でも、契約終了後は解体をして更地にして

村に返還していただくという契約で貸出しをしたわけですが、この貸出しと解体の条件については、地元には説明と了解は得たのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 貸出しする以前、白石小学校行政区の区長さんにはその会社に賃貸借するという内容はお話ししましたが、契約の細かい内容は地元には説明しておりません。

1 番（佐藤健太君） 例えば、これ5年後に解体をするという契約を結んでいて、それを知らなかったというのも、これまた地元としては非常に説明がないということになってしまいますので、この辺も含めてこういう条件でここ貸出ししますよというのは何かのタイミングでやっぱりちゃんと説明をすべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 賃貸借期間についてちょっと書き方が分かりにくかったかもしれませんが、当初の5か年はそのまま5年契約でお貸しすると。その後は、ここにはお互い協議の上となっていますが、ほぼ通常の自動更新ですと行くと。だから5年、10年でなくともちょっと長いスパン、20年とかでの契約を想定しております。

地元への説明ですが、その契約の内容は細かいことは説明しておりませんので、どういった場がいいか、区長会で説明するとか、わざわざ集まっていたらいいというのも想定しておりませんが、何らかの機会に地元で説明させていただきたいと思っております。

村長（菅野典雄君） お話の中で、当然3つの小学校の中で一番学校に関わる深みのある地域でしたから、その話はさせていただいて、あそこをそういう研究所に譲りますと。それで、当然、何かあったときにはやっぱり使わせていただきたいという話はあちらからもありましたし、村からもお願いしています。ですから、その研究所のほうは多分子供さん方の給食室とか、1階の奥の方は何に使ってもいいよということで、今のところそのスペースを空けておく、あるいは、場合によっては使いながら、使うときには借りられるように話はしてありますので、なおその辺もう一度確認しながら地元にもお伝えしていきたいと、このように思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） せっかく白石小学校も利用していただくということなので、地域ともしっかり連携をして、いい使い道を見いだしていければということもありますので、ここでどういう条件で貸しているのかも分からない、どこの人かも分からないということではやっぱりもったいないなと思います。地区で一緒にやってきたわけですから、アスレチックなんかも非常に労力をかけて地域の皆さんが造ってくださったりとかした部分がありますので、そういったことも含めて、もう一度施設を生かしていくために、地域を盛り立てていくためにということをお話をさせていただければなと思っています。

この小学校を貸している先ほどの企業ですが、この企業の開設記念講演の映像なんか私見ていたわけですが、ここで話されていた内容だったり、今ここにも手元にありますけれども、この飯舘村再生復興計画試案というものですけれども、これで示されている計画は村長自身はご存じでしょうか。

村長（菅野典雄君） さつとでありますけれども見ているところであります。いわゆる飯舘村は農業の村なので、農業振興を何とかできないのかというような内容がちょっとありまして、あとそれぞれの組織図も頂いているところであります。ただ、農業だけでなく

もっと幅広い使い道を、大変立派な教室の多いところですから、そんな形で飯舘村全体もさることながら、もともとの白石小学校の学区あたりといろいろなことができればいいなど、このように思っているところでもあります。

まだスタートしたばかりですので暗中模索の中でやっているようですから、今からあれもこれもというよりは、ある程度軌道に乗りつつあるときにまたお話をさせていただくということでもいいのではないかと考えております。

1 番（佐藤健太君） この計画書、私も読ませてもらって、村内でも大規模にビッグデータや、先ほど話も出ましたけれども、IoTだったりAIという部分を導入しながら、スマート農業を軸としたスマートビレッジ構想というものを説明している、非常に明るい、いい計画なのかなと思っていますけれども、これ規模的な部分とかも含めて非常にこんな簡単じゃないぞというところも私は思っているわけですがけれども。この計画の中でも、農業をやっていくという部分で、これ、今、長泥地区で実証栽培をしているような汚染土の再生土を広く村内で使っていくというような計画という部分はこの中に含まれているわけではないですね。

村長（菅野典雄君） もともと大きな計画があつて、白石小学校とはもう全く関係なく、飯舘村の農業振興するために大変広い造成をして、その中に幾らかなりとも線量の低い汚染土を入れていけば、国としてもそれに応援をするのではないかと、そういうような計画もあったわけでありまして。ただ、それはまず今そう簡単な話ではないですので、取りあえず私たちが今どうしたらいいか困っている3つの小学校の中のこれからの使い道ということで、白石小学校を使うというところで飯舘村の復興に応援をいただかせませんかというところからスタートしているということでもありますので、多分その言葉の中にはそういうのがありますけれども、1,000ヘクタールぐらいの大耕地を造っておけばいずれ将来何らかの形でということなんです、そう簡単に1,000ヘクタールの買収なりあるいは造成なりができるとは、私はとても思いませんので、もうちょっと地に足をついたところからスタートしていただければと、こういうような話で白石小学校を提案させていただいたということでもあります。

1 番（佐藤健太君） 今、村長からも回答をいただきましたけれども、幾らいい計画であつても、なかなかこういうことをそんな簡単にしてしまったのでは、また次の代、またさらにその次の代という部分にツケを残してしまうという部分もありますし、この土という部分は非常に飯舘村にとっては大切なものですから、こういったものをさらに次にもっと大切にしていってつないでいくというためには、やっぱり飯舘村らしい規模感でやっていくべきじゃないかなと私も思っていますので、この辺はしっかり行政としても見ていただければなと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、最後にトヨタの社長の豊田章男氏の言葉を贈りたいと思います。「過去に時間を使うのは私の代で最後にしたい」と彼もおっしゃっていますし、これもまさに飯舘村においてもこの覚悟で取り組んでいかなければならないんだろうなというふうに申し添えて、私の一般質問をここで終わらせていただきたいと思います。

議長（菅野新一君） これで、本定例会の一般質問を終わります。

◎日程第3、令和2年陳情第1号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出に反対する陳情書

議長（菅野新一君） 日程第3、令和2年陳情第1号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出に反対する陳情書についてを議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） 陳情第1号審査結果報告、令和2年6月12日、産業厚生常任委員。

ただいま議題となりました令和2年陳情第1号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出に反対する陳情書について、6月9日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、政府は、2020年2月、海洋放水が最も現実的との結論を出した経産省の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会での報告に基づき、新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言下で十分な国民的議論が行えない状態で、形式的な意見聴取会を開催しました。

これまでに出示された県内の関係団体の意見や議論、そして海洋放水に反対する漁業組合等の意見を酌み取った対策を実施すべき。さらには、県民の安心・安全、生命と健康、生活を守るため、海洋放出計画の中止を求める願意であります。

小委員会がまとめた提言案は、トリチウムを含んだALPS処理水の処分方法について、国内外で処分実績がある海洋放水と大気への水蒸気放出が現実的な選択肢であるとしています。

審査の結果、トリチウム等含む処理水の問題については、漁業関係者はもちろん、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、新たな風評被害が発生しないよう、対応が望まれます。

つきましては、本陳情の趣旨と村議会の思いは同じであり、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上、報告でございます。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 委員長、6月11日の民報、民友によりますと、県内の多くの議会で意見書を可決とありますけれども、本議会は、審査結果、今、趣旨採択ということなので、もちろん最終日に意見書ということで上げられるのかどうか、伺っておきます。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） その件につきましては、昨日も産業厚生常任委員会でいろいろお話をさせていただきましたが、委員の中では、委員会に付託された件についてでございますので、この趣旨採択でどうかというような意見が多かったのでそのようにいたしました。

7番（佐藤八郎君） そのとおりだと、陳情に対して。当議会としては意見書を、今、委員長は意見書は上げないという話ですか、上げるという話ですか。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） その点につきましても、もしその意見書を上げるとすれ

ば、やはり産業だけの問題ではございませんので、もしこれからの全協に、また皆さんのご意見を聞いて、そして決定をしていくべき件と、このように考えておりますので、いかがでしょうか。

7番（佐藤八郎君） 委員長にお願いですけれども、趣旨採択ということなのでね、ぜひ浜通り、私ども相馬地方管内ですから、浜通りの漁民の仲間の思いや、この原発事故の風評被害問題から含めて、ぜひ意見書を作成して上げていただきたい。要望いたします。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） そういうご意見がございますならば、やはりこの後の全員協議会の中でも、皆さん議員全員で再検討させてもらって、しっかりと審議をし決めていきたいと、このように考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

5番（高橋和幸君） 今、委員長の報告の中で、思いは同じという言葉があったんですけれども、この頂きました書面にも、川俣町のほうでは可決、意見書を出すということで、川俣町に限らず、ほか十何件でしょうか、意見書ないし要望書か何か分からないんですけれども上げているところが多々あると聞き及んでおりますが、被災自治体、同じ12市町村の中で飯館村に限っては海に面してはおりませんが思いは同じ、趣旨採択で不採択ではなく採択ということは、意見書は上げるべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） いや、そういうご意見がございますならば、皆さんのご意見を重視してそのように進めてまいりたいと今申し上げたとおりでございまして、この問題につきましては産業厚生常任委員会だけで決定するにはあまりにも大きな問題でありましたので、昨日の段階では一応そういう話でありました。しかしながら、今ほど佐藤八郎議員、そして高橋和幸議員からもご意見がございますならば、先ほど申し上げたとおり、この後の全員協議会で皆さんのご意見を聞いて、そしてしっかりと決めていきたいと考えております。

9番（相良 弘君） ただいま委員長の報告どおりであります。これは議会運営委員会で産業厚生常任委員会に付託するという事で審議をして、それが委員長の報告になったわけです。別に委員長がここで趣旨採択じゃなくて採択するとか何かというのは言えないと思うんですよ。産業厚生常任委員会で決めたことですから。委員長個人で、ここで、いや訂正しますなんていうことはできないと思います。

以上です。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） 本来であれば、産業で決めた中ではそれで従っていただくのが道かと思うのですが、どうしてもやはり出さなければ村の議会としての立場がないというのであれば、これは皆さんのご意見を重視してしっかりと検討を重ねて、それで決めていきたいと、こう申し上げております。（「議長、暫時休憩」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午後2時12分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後2時14分）

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午後2時15分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月12日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

令和2年6月16日

令和2年第5回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和2年第5回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和2年6月16日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和2年6月16日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和2年6月16日 午後 0時02分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊計		7番 佐藤八郎		9番 相良弘	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月16日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 追加日程第1 発委第 1号 トリチウム汚染水の処分方法についての意見書（案）
- 日程第 3 議案第59号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第60号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第61号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第62号 いいたて美しい村づくり推進条例
- 日程第 7 議案第63号 ふかや風の子広場設置条例
- 日程第 8 議案第64号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第65号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第66号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第67号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第68号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第69号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第70号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第71号 飯舘村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第72号 飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第73号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第74号 相馬地方広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第19 議案第75号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約について
- 日程第20 議案第76号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更について
- 日程第21 議案第77号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（飯樋地区）請負契約の変更について
- 日程第22 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 閉会中の継続審査の件
- 日程第24 閉会中の所管事務調査の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本日、村長から、その他案件3件、人事案件1件、計4件の追加議案が送付されております。

次に、議会運営委員会が6月12日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

以上です。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 佐藤 八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事、これらの入札が終了し仮契約を結びましたので、その承認等を求めるものでございます。

それでは、提出いたしました議案について説明をいたします。

議案第75号は、今申しました農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約についてでございます。6月8日に9社による指名競争入札を行った結果、株式会社小野中村が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は9,790万円でございます。

議案第76号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事、草野第1地区、草野第1期の②であります。これらの請負契約の変更についてであります。令和元年の5月30日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、土工、土留め工の箇所数の変更などにより、当初の工事請負額から1,343万1,000円減額する請負契約の変更について、議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は1億6,546万8,600円でございます。

議案第77号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業で、農

業集落排水管路工事、これは飯樋地区であります。この請負契約の変更についてでございます。これも令和元年の10月23日付で株式会社トーカンと工事請負契約を結んで工事を進めてまいったわけですが、現場精査の結果、配水管布設工等の変更により、当初の工事請負額に219万3,400円増額する請負契約の変更について、議決を求めるものであります。なお、変更後金額は6,522万3,400円となります。

議案第78号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。これは、飯樋字大火173番地の星 弘幸さんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（菅野新一君） 報告事項がありますので、事務局長に報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

発委第1号トリチウム汚染水の処分方法についての意見書が産業厚生常任委員長から提出されております。

以上であります。

議長（菅野新一君） お諮りします。ただいま産業厚生常任委員長から発委第1号トリチウム汚染水の処分方法についての意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1、発委第1号 トリチウム汚染水の処分方法についての意見書（案）

議長（菅野新一君） 追加日程第1、発委第1号トリチウム汚染水の処分方法についての意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） トリチウム汚染水の処分方法についての意見書を申し上げます。

政府は、「海洋放水が最も現実的」との結論を出した経産省の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の報告に基づき、トリチウム汚染水の処分方法について、国内外で処分実績がある海洋放水と、大気への水蒸気放出が現実的な選択肢であるとして

いる。

トリチウム水の処分によって生じる新たな影響への対応を含め、最終判断は国に委ねることとしているが、県内では農林水産業を中心に風評被害拡大への懸念が広がっており、特に漁業関係者は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、安全性を確保するため、県が実施する放射性物質モニタリングとは別に、出荷する漁獲物を自主的に検査するなど、厳格な検査体制を継続しながら本格操業に向け試験的な操業を続けており、これらの努力が新たな風評によって水泡に帰するようなことがあってはならない。

よって、国においては、トリチウム水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化を併せて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長宛て

福島県相馬郡飯館村議会議長菅野新一

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号トリチウム汚染水の処分方法についての意見書を採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第59号 令和2年度飯館村一般会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第3、議案第59号令和2年度飯館村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 一般会計の補正予算の旧飯樋小関係、リフォーム、防災センターということで、多額の予算が上げられておりますけれども、防災センターなのか、震災記録施

設なのか。私にも見えないし、村民がこれを聞いたときに防災センターとよく見えないんですけども、どのように村民全体として理解したらいいものなのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 19ページの復興震災記録交流施設関係の予算でございますが、この施設の内容ということでありますが、この施設は、基本は原状回復の工事でございます。10年間手入れをしていなかったものですから、その原状回復が基本となります。ただ、その補助事業はなかなかないということもございますので、この震災記録交流施設という、これは国交省のメニューになりますが、これで事業、リフォーム等を行っていくと。いわゆる防災センター的な取扱いでこの施設を整備するというところでございます。そのために、リフォームが主になりますが、その中でも防災の備蓄倉庫を併せてその中に整備する。あとは、有事のときに使えるシャワー室も併せて整備する。あと外回りになりますが、これも有事の際に避難所として、駐車場、あとはテントを張れるような、これは飯樋小の跡地になりますが、野営場等も整備すると。グラウンドも震災時に緊急車両等を駐車できるようなということで、整備するとはいいませんが、原状を回復するというようなリフォームの内容を予定してございます。

7番（佐藤八郎君） 飯樋地区は、4地区が中心となって飯樋の拠点ということであるいろいろなところなんですけれども、そういう4地区の方々が拠点施設みたいなコミュニティー関係を含めて活用もされるような施設になるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおりでございますが、この交流施設という名称も入っておりますので、飯樋4区の健康管理のための場所としてこの会議室等も利用することが、ミニデイサービス等も行える施設になるというような予定をしております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1番（佐藤健太君） ナンバー2の11ページの農業次世代人材投資事業費でございますが、これ、現在どのような方が利用していて、どういう経過になっていますでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 現在の利用ということなんです、これ、今度新規に取る事業であります。中身は、40代より若い方が新規就農をする場合に、営農で経営が立ち行くまでにはなかなかの時間がかかるということもありまして、その運営のほうを支援するという事業になってございます。これまでの状況ということで、新規に就農する方、結構いらっしゃるということではあります、年齢に合致する方がなかなか少ないと。多くの方は割と50代以上の方で就農という方が多かったものですから、これまでそういった制度に該当する方はいなかったということでもあります。今回予定をしておりますのは若い方なので、この制度に合致するというところでございます。

1番（佐藤健太君） これも、以前、新規就農の方に補助金が出ていたのかなと思うんですけども、それと同じような内容ということでよろしいのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 運営に当たって年間最大で150万円ということであるものでございまして、最終的に国のほうから全て全額補填されるという事業でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案についてお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第60号 令和2年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第4、議案第60号令和2年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第61号 令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第5、議案第61号令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第62号 いいたて美しい村づくり推進条例

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第62号いいたて美しい村づくり推進条例を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 説明資料4ページに初めていいたて美しい村づくり推進審議会という言葉が出てきているわけですが、これは、いつどんな人員で、また、その人員の人選等はどのような内容でやるのかお聞きします。

もう一点、この景観、名勝づくりの中で、飯舘村は放射線に汚染された村であり、除染されているのは一般家屋周辺だけであり、山とかそういうところは除染されていない中で、放射線に関しての言葉が一言も入っていないというのはどういうことなのか、説明をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、ご質問の1点目であります。村づくり審議会についてであります。村づくり審議会につきましては、本条例の規則のほうで定めたいと考えておまして、現在のところ、任期は1年、人数は10名以内程度ということ想定しております。メンバーについては、もちろん住民の代表であるとかは入るかと思っておりますけれども、その詳細については今後決めていきたいと思っております。

質問の2点目の放射能の言葉が入っていないということですが、今回、その条例の中で対象としています部分の想定については、おおむね除染された区域と見ております。もし今後それ以外の地区での条例の適用などが必要になってきた場合には、見直しをかけることも検討をしたいと考えております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 推進審議会のほうはいつ頃設置かということについて答弁ないということと、名勝、景観、これ例えば今でいいますと小宮の野手上山、百名山に選ばれていると。そういうところも名勝になる、これまでも名勝だし、これからも名勝になるんじゃないかと。そういう中で、放射線量に対して今後そういうところが出てくればということではなくて、もう既にそういうところが百名山として県内あるいは日本全国に宣伝しているわけですが、それらに関しても一切放射線量に関しての文言がないということなんですが、これはどういうことなのか。もう一度、説明願います。

村長（菅野典雄君） 一般的な村づくりのこの美しい村づくりをするということでありまして、飯舘村は基本的にやっぱり放射能の原発事故によって汚染されているわけでありまして、それをできるだけやっぱりこれから下げていくというのはもう基本的なところの基本でありますから、この美しい村づくり条例に載せなくても、当然、あらゆるところでそれをやっていくということでありまして、あえてここに、一般的な美しい村連合の中のところに、村づくりの中に、その放射能をどうこうというふうに入れなくてもいいんじゃないかと思ったところでありまして、それが入れたほうがということであればまた改正はしますけれども、基本的にそこが入っていないからやらないということでは全くないということだけご理解いただきたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

副村長（門馬伸市君） 審議会、いつ設置するのかというご質問であります。条例の中にもありますが、この開発行為のそういう具体的な手続案件が出てきた場合に審議会を設置して審議をしてもらうということになると思えます。ですので、あらかじめ決めておく

というのも必要なのかもしれませんが、具体的な案件が出てきた際に審議をしてもらうときにこの委員は選任したいと、このように思っております。

6番（渡邊 計君） この放射線問題についてですけれども、私は線量が高いから危険だぞということを発表しろと、調べろと言っているんじゃないんです。これだけのことをやるのであれば、ここはこれだけ線量を測って安全ですよと、もう十分に低くなっていますよと、そういうものを表示する必要があるのではないかと、思ってここに放射線の言葉を出したんですが、そういう必要はないということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 基本的な最初のところに、飯舘村はそういうことにはなっただけでも、何ら努力をした結果心配ない、こういうふうを書くというのちょっとやっぱり問題があるのではないかと、思っています、ですから、そういう意味からしますと放射能とは全く別枠で、放射能についてはできるだけこれからも長くやっぱり対応をしていかなきゃならない課題だと思っています。そういうふうには、これからも放射能の関係について提言を求めていくことがこの美しい村づくりの基本だというふうにとれるということであれば、それは可能性としてないわけではありませんけれども、決してやらないということではないということだけのご理解いただきたいと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） この条例、非常に開発行為、管理不全、土地管理者、開発行為に伴い事前協議などなど出されています。私、ずっと村の憲法である例規集、ひもといてずっと見ました。村の牧野条例あって、施行規則あり。公有林野管理条例、保護巡視規程あり。村行造林条例、規程もあり。快適環境づくり条例、これ審議会規則もあって、美しい村づくり推進会議設置要綱もあり、こういうふうにはずっと今まで村で持っている村民のための憲法と言われる条例、たくさんありますけれども、この環境衛生面での要綱、条例、規則などもきちんとあって、公害防止でも条例、規則あって、この現在あるもので補えるものではないかという部分が私としては考えあるんですけれども、現在ある村民の憲法でもあるこの条例、規則、要綱の中で、何か問題があって今回新しい推進条例を出すのか。

どうもこの間の飯舘村環境問題全体を見ますとね、風力発電に至るまでだって、松塚、臼石、伊丹沢が太陽光を大きくやろうというときに、1級耕作地だどうのこうのと言いまして、最終的には松塚だけがやるような格好になって、あと飯舘電力会社も、村の公有地なんかも含めて貸してくれないかというの、これも貸せないという。村が出資しての民間との太陽光は、これはきちんとされて、今度、電力不足要因として風力発電がプラスされた。昨日発表されたバイオマス事業、これ、議会、森林組合は研修を重ねて、何年もの間やっていますけれども、村は何をもってよしとして今になって進めるのか。昨日のテレビ報道、見なかったのだから分かりませんが、これ、蕨平地区に説明に至るまでの経過、どのような説明資料を提出されているのかが議会には示されていないし、あと田村地方を参考とするというふうには議会で説明していますけれども、これは何を参考としていくのかそのものも議会には示されていない。この国との協議経過なり、蕨平地区だけの問題ではないので、これ大きな事業なのでね。何ていったって村全体の森林

伐採や搬出やごみや放射能やいろいろ出る施設なのでね。そして、今度初めて議会の場に登場した産業廃棄物中間処理施設、これは既に2年ぐらい前から上飯樋地区の牧野組合には話があって、交渉もされていると。何かここ事前着工した建物もあるみたいだという住民から私へのお知らせもありますけれども、これ上山市との関係で齋藤運輸が購入されたというのは前にあったんですけれども、これ、どうもこういう流れをずっと見たときに、今度のいいたて美しい村づくり推進条例は、何かバイオマスと産業廃棄物中間処理の施設をあたかも造るために設定されるのかどうか分かりませんが、この何をもって美しい村だということか非常に私としては。長泥に、放射性物質の汚染物質を下に埋めた実証試験を、汚染物質を処理する施設でしょう。そして、今度、蕨平で終わろうとしているところにバイオマスを入れる。前に私ども議会の中で、草野地区の産業廃棄物処理場が終わったら小宮だけが残ると。小宮が終わったら、もう飯館村内では産業廃棄物のそういう施設は造らないようにしましょうというのが長年の議会議員の見識なんですけれども、何か今度、上飯樋に造ると。飯館村の中心部に近いところに産業廃棄物中間処理施設という説明がありました。

こういうふうに見てみますと、どうもこの開発行為、村長の権限がこういっぱい、村長の権限で何でもできるかのように書いてありますけれども、どういうふうに整理してこの条例を理解していいのか。この流れずっと見ますと、何で上飯樋に産業廃棄物中間処理施設を造らねばならないのか。それをなぜ村があっせんするかのように、支援するかのようになるのか。全体としてこの出された推進条例との兼ね合いで、どうも私は村民に本当の意味でのいいたて美しい村づくり推進条例であるというふうに説明できかねますけれども、ご答弁を願います。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、ご存じのように、大変自然と申しますか、環境に恵まれて、ずっと、その都度その都度いろいろな外界からやっぱりそれを守っていこうということで、先人の皆さん方がいろいろ努力をしてこられたわけでありまして。そういう中で、さらに進めようということで、震災の5か月か6か月前でしたか、いわゆる小さな村がこれから生きていくためには、どうしても自然を守ったり、あるいは住民の活動なりなんなりというものが要だということで、日本で最も美しい村連合に加盟をさせていただいたところであったんですが、現実には原発事故ということで6年の避難生活、あるいはまだまだ避難している地区もあると。また、人口的にも大幅な変化、あるいは生活環境、全く変わってきてしまった。変わってきてしまった上にさらにいろいろな事案というものが、これもまた今まで考えられなかったことがいっぱい出てきているということであります。そういう中で、どう村を守っていくかということになりますと、一方で自然を絶対に守るという考え方も大切だろうと思いますが、なかなか空気だけで食っていけないということもあるし、また、それぞれの中で村を少しでもいい方向に持っていこうという、そういういろいろな多様な中でやっぱり一つ一つ判断をしていくということなんだろうと思うんですが、やっぱり何もなくては、まさに今おっしゃったように、村長の判断だけで何でもできるのかということはある得ないわけでありましてから、きちんとしたものをやっぱりつくっていったということで今回上げさせていただいたと

ころであります。企業支援事業というのも今から二十数年前につくらせていただいて、これまでも多分、私の雑駁な記憶ですけれども、四、五回やっぱり改正をして、そのときそのときに合わせてさせていただいてきているということでもあります。多分この条例も、これから先、やっぱりここはもうちょっとこう考えようやとか、そういうことが起きる可能性も十二分あるんじゃないかなという気はします。ですから、ないものには改定もあり得ませんので、まずはこういう条例をつくらせていただいて、皆さんと一緒に考えて、そのときそのときで何かこれではやっぱり村にとってまずいんじゃないかということになれば、条例をこういうふうにとということも可能ではないかなと、こんなふうに思っていますので、何とぞご理解をいただきながらこの条例を生かさせていただければと思っております。

7番（佐藤八郎君） まさに村長言われるように、議会も一丸となって美しい村連合加盟ということで努力し、今まで先輩各議員、執行部、役場で働く方々の努力によって美しい村連合に加盟されて、認められてね、歩み始まったところでの原発事故ということでもありますから。だけれども、先ほど渡邊議員からあったように実態と真実を、原発事故で31の核種が大空から放散されて、約15%しか除染をしないで、9年前のまま野山全体あるんです。木や動植物にもそういう影響も出ていますけれども、そういうものは全く無関係の条例なんですね、これ。先ほどの答弁聞いていますと、放射能が書かれていないほうがいいんでないかみたいな話なんですけれども、それほどきちんとされたいならば、年間1ミリシーベルト以下の地域は、この辺はそういう状況におかげさまでなりましたと。まだ高いところは、こういうふうに村全体は分布になっていますという。南相馬市とか福島市とか分布図出していますよ、時々ね。定例化して出しているわけじゃないですけれども。だから、そういうものを絶対、村は今まで冊子にされたものを何年か出してきましたけれども、そういうものを、きちんと実態、真実を証明しながらこういう推進条例の中でやっていくんだという流れになっていないし、先ほど言いました、今まで築き上げてきた牧野条例や公有林野関係や快適環境づくりや美しい村づくりの条例や規則や要綱が、そのものでクリアできないからこのものを出すのか。これ重複する部分も、私、要綱、条例全部暗記していないのでチェックはできませんけれども、ここ2日間、例規集をずっと見ましたけれども、何か関係するようなことっていっぱい重なっているんじゃないですか。そういう意味では、何でここで新たなというふうになると、先ほど言いましたように、この9年間の飯館村の自然環境の違いだと思うんです。それをさもまた変化をさせようという条例なのかというふうにどうしても見たくなるんです。そして、ゆうべのテレビ報道のバイオマス事業、さも何も問題なくやれるみたいな話ですけれども、産廃も上飯樋の方に何人か聞きましたけれども、反対の方もいるし、まだまだゴーサインができるような状況にもない。

そういうものでは、せつかくここでいいって美しい村づくり推進条例ということであらう意義がどこにあるのか。この今までの既存のあるものとの関連で、何が不足で、どこを補うためにこの推進条例は出されているのか。先ほども聞きましたけれども、答弁ないので伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 重ねる形になるかもしれませんが、いろいろな形で前の時代もそれなりに村を守るということをやってきました。しかし、大きな変化の中で、また改めて美しい村をやっぴりみんなで作っていかうということでもあります。ですから、前のそのいろんなものにダブることもあるかもしれませんが、またここで新しい形のこれからの村の方向性をやっぴりこの条例によって守っていく。何も凝り固まった形ではなくて、臨機応変にみんなで作っぴり協議をしながら、もし加えるところがあれば加える。あるいは、ここはやっぴり問題だということになれば、それを削るということもあっていいんじゃないかなという気はしますが、何せそれがいいことには前にも進めませんし、皆さん方に、やはりこれから飯舘村は美しい村をつくっていくんだよというのを、一般の住民の方にも次の世代の方にもそれを知っていただくための一つの大きな条例だというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） じゃあ、村長よく分からないかもしれないので、副村長に聞きますけれども、前にあるものでそんなに不足して足りないものって、ここ9年間、いろんなことをやってきましたけれども、追加して条例として上げなければならないものはない中で、何で今、このダブるようなところもあるような規則、要綱であるのに、あえてこれをつくる必要があるのかと、このここでいう蕨平に汚染物処理施設が、減容化施設があったので、それをそのままバイオマス。長泥に、放射能汚染物質の実証試験場をやったところなので、それはそのまま。上飯樋に今度新たに産業廃棄物中間処理施設。何が美しい村なんですか。他から見たら、みんな環境問題の、今、日本中であちこちで問題になっていることの施設ばかりじゃないですか。それでも、この条例というものは、今村長は1回つくっておかないとよくも悪くも変えることもできないからつくっておかなければならないという話ですけども、そういうことなんですか。

副村長（門馬伸市君） 既存の条例関係についてちょっと説明をさせていただきます。牧野条例は、牧野の利活用です。公有林は、公有林の整備のための条例です。それから、快適環境づくり条例、これはご承知だと思いますが、平成2年につくった条例ですが、あの当時、村内に8つぐらいだったと思いますが、ゴルフ場の話があって、ほとんどの牧野組合のところに、そういう不動産業者というんですか、そういう業者が入って、買収の話がありました。そんなことになったんじゃないかと、ゴルフ場ではなくて産廃の処分場になってしまうのではないのかなと、こんなことでその快適環境づくり条例をつくって、産業廃棄物の最終処分場ですよ、最終処分場はここしか駄目だという、そういう特定をした条例でありまして、乱開発を防ぐためのものでした。

今回の美しい村づくり推進条例は、原発事故で汚染されてほとんどの方が戻ってこない中で、農地あるいは山林、原野、そういうところの買収の話が出てきております。村民の間からも、優良農地についても太陽光みたいな名義のもとにそういう買収の話が出てきているという話もありまして、それでは何らかの規制をかけないとこのままでは美しい村どころでなくて、変に買収されてしまって本来の村づくりができないんじゃないのという話もありました。

それからもう一つは、美しい村に加入していて条例をつくっていないのが飯舘村だけな

んです。今回、そういう指導も一部ありましたが、この美しい村条例をつくって、ある意味では乱開発を防いだり。あるいは、今年から始めましたけれども、各行政区でそれぞれ美しい村づくりに向けて花木の植栽とか、そんなのも始めましょうという話で今進めておりますし、これからいろんな意味で、さっき山林の除染の話もありましたが、木質バイオマスも、これ一つの方法は、山林の除染をしていない中でどうやって山をきれいにしていくかということ、やはり木質バイオマスの発電で、ある程度の山の汚された木々をきれいにしていく。そういう策も黙っていたんではこれいつまでも汚されたままです。ですので、一方では美しい村をつくるためのバイオマスでもあるんですね、山をきれいにするということですから。ですので、そういう意味からすれば、今までの牧野条例とか、公有林条例あるいは快適環境づくり条例とは全く、関連する部分はありますけれども、別物だというふうにご理解いただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第63号 ふかや風の子広場設置条例

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第63号ふかや風の子広場設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 単純に聞きますけれども、深谷で生まれたのは風の子かという話になっていましてね。深谷で生まれても親の子なんですよ。何でふかや風の子なんですか。深谷の人たちを侮辱しているんじゃないでしょうかけれども、どういう意図を持って、村長のあのアイデアある能力からあって、ふかや風の子、深谷で生まれた子供は風の子。まず、その点から伺います。

村長（菅野典雄君） まず、風の子というのをどういうふうに取りられるかではありますが、やっぱり元気な子というか、やはりいろいろなこういう多様な時代をしっかりと生きる力をつくっていくというところでの風の子というふうにとっていたらと思います。「ふかや」をつけたというのは、あそこ、深谷の皆さん方の先祖伝来の土地を特別な計らいでお譲りいただいていたわけでありまして、まさに飯舘村のこれからの新しい村

づくり、復興、再生の拠点ができて、これからはやっぱりあそこに期待をするということで深谷の名前をつけさせていただいて、ふかや風の子広場、これから多分多くの子供さんを中心に親子連れであそこに足を運んでいただける、それが飯舘村のこれからの願いですよということをつけさせていただいた名前ですので、大変いい名前だと私は思っておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 深谷公道夏でも寒いと言われるほど風が吹くという、歴史的に先祖代々、深谷の課長さんもいますので、聞いていると思います。道の駅造るときでもね、公民館にしろ道の駅にしろ地名なんか使ったことないのに、何で今度だけ「ふかや風の子」、これ、誰に募集かけて広報されて、いつ審議されてこの名称となっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） いまだかつて、土地の名前を使わせていただいたのが異議ありという話があるとは全く思っていないんですけど、それぞれやっぱり素晴らしい復興の拠点でありますから、やはり深谷というところかなど。深谷が風があるから、何かそこはもじってふかや風の子と言ったつもりは全くありません。先ほど説明したとおり、やっぱり飯舘村に子供たちが大いに通っていただいたり足を運んでいただいて、強い子供になっていただきたい。あるいは、生きる力なり、親子の絆を深めていただきたいという思いの名前でございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問にありましたその公募の方法であります。令和元年の9月号の広報紙で公募をしております。締切り10月18日までということで公募をしたところ、20件の応募がありました。その中に、今回採用いたしました「風の子」の言葉であったり、あるいはその応募の中に「深谷」という名称も非常に多く含まれていたこともありまして、締切り後、庁内でその選定のための協議を行いまして、今の名前に決定したところでございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに。

7番（佐藤八郎君） 村長2回ほど説明していますが、説明を括弧書きか何かでつけるんですか、現場に。このまま読むとね、私は深谷を使ったから悪いという意味で言っているんじゃないかと、子供さんいる方から言われて、何なんだという話だから聞いているんです、経過も含めて。分かりにくい言葉をなかなか使わないのが今までの村長の姿勢じゃなかったですか。括弧書きで説明しなくちゃならないようなことじゃなくて、じゃあ、ふかや元気の子の広場とか。どうしてもあそこは風というのは、もう先祖代々みんな聞いて育っているんです。だから、復興住宅も扉が飛ぶほど大変なところですからね。だから、何か工夫されるんですか。

村長（菅野典雄君） 公募をして、それぞれいいんじゃないかということで使わせていただいた名前でありまして、もう既に石に刻んで設置しておりますので、あとは今私が話したように、あるいは佐藤議員からのご質問に答えるような説明といたしますか、そういうものを、そのうちパンフレットもできるのかもしれませんが、そういう中で、故意

に深谷の風をうまく風刺したなんていうつもりは全くございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

5番（高橋和幸君） 資料ナンバー1の10ページの上段なんですけれども、（1）から（5）までありますけれども、これ、深谷の公園のことということで、人が集まって、親子が集まって、子供が集まって、また村外者が集まって、この1から5番に書かれるようなことはほぼ行われるんじゃないかと思うんですけれども、これは業者を見越したというか、業者に対しての捉え方だと思って認識してよろしいんですか。

総務課長（高橋正文君） 第6条ですね。第6条の行為の制限ということでございますが、この本文にありますように、1から5をやる場合は村長の許可を受けなければいけないということでございまして、許可を受ければこれやっていいということになります。

業者なのかということですが、業者さんもそうありますし、個人の方にもそのとおり当てはまるということでございます。

5番（高橋和幸君） 1番に飲食の提供、物品の販売とありますし、あとは写真の撮影とかとあるんですけれども、公園ですからそういうものは、一般人、食事をしたり写真撮影したり、景色がよかったというか、記念撮影としてSNSに載せたりとかとあると思うんですけれども、それすらも禁じるということなんですかね。今までからいうと、こういうところでのイベントというのは必ず行われてきたわけであって、今回行われるかどうかは分かりませんが。

また5番目に、その他村長が認めることと、もう全部に対して項目書いてありますけれども、これどのように捉えたらいいんですか。

総務課長（高橋正文君） 今、1番、3番ということでございましたが、1番については、食料品等を売ることですね、販売する。業者さんとか個人でもあると思いますが、そこに持ってきて何かを不特定多数の方に販売するのは許可を得ないと駄目ですよといったようなのです。

あと、3番の写真、映像というのは、個人的な写真、ビデオを撮るとか、そういうのを規制するわけではございません。これは、営業をかけて撮影をする。撮影会をあそこで催したり、あとは映画を撮ったりということで、営業をかけるものについては、村長の許可がないとあの敷地内では駄目ですよということでございます。個人的な撮影については、制限するものではございません。

5番（高橋和幸君） これ捉え方がちょっと幅広くあるんですけれども、これに関しては、最低限のこの公園の使い方のルールというか、そういうものは何かしら掲示板ないし注意事項とか、そういうものは書くようにするのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） おっしゃるとおり、掲示板に公園の利用上の注意点ということで、ペットの取扱いであったり、ごみの取扱いなんかについて、簡単な掲示板を設置する予定をしております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第64号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第64号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（佐藤健太君） この金額ですけれども、恐らくほかの委員と合わせたということなんでしょうけれども、例えばさっきの条例の中で、推進審議会に意見を求めるもの求めないものというものが必ず出てくると思うんですけれども、これは何か定めによって決めるのかなというふうに思うんですけれども、このボリュームがかなり多いとか、審議する内容かなりヘビーだとかというときには、この金額ではちょっと間に合わないという場合は、この金額の変更なんかも今後あるのか。

総務課長（高橋正文君） この非常勤特別職の日額5,000円ということですが、これは、ボリュームによって変更することは他の委員等の報酬等についても行っておりません。1回、1日5,000円。30分で終わっても5,000円、半日やっても5,000円ということになります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

5番（高橋和幸君） 今佐藤健太議員からご質問がありましたけれども、推進審議会委員の報酬、日額5,000円ということで、私も学校等の委員などをやらせていただいて報酬を頂きましたけれども、これ5,000円丸々もらえるんじゃないかと、ここから引かれるものがあるんですね。私なんか別にいいんですけれども、当時のPTAさんとか保護者さんから、これじゃあ足代にもならないよという、そういう厳しいお声が出ていたんですけれども、これ日額1万円とか、また変えることって、ほかにもいろいろ委員があつて、大体5,000円とかとずらっと並んでいるのは資料で見ましたけれども、もう少し来ていただける方の負担に配慮した日額の変更というのはご検討をされないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今引かれると議員おっしゃっていたのは、多分、源泉徴収税だと思います。これは国税法で、今10.ちょっと、端数ついているパーセンテージですが、引くということが法律で決まっております。だから、10%、10.ちょっとですね、引かれるというのは、法律なのでやむを得ないということになります。

ただ、この日額を上げる予定はないのかということですが、現在のところは—

応こういった一般的な審議会の委員等は5,000円ということで、今のところは引き上げるということは考えていない状況でございます。

5番（高橋和幸君） 様々な事業で多額な金額は使っているわけですが、村長にお聞きしたいんですけども、法律で決まっていると、そうやって10.何%引かれると。分かっているんであれば初めからそれに見合った日額を提示すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 法律は役所である限り守らなければなりませんから、その源泉徴収というのは仕方がないのではないかなという気はします。

ただ、金額ですけれども、いろいろ時代の変化というのがあります。多分、私の記憶定かではないから間違いかもしれませんが、いわゆる合併しないで自立というときには多分4,000円だったか3,000円だったかにして、みんなで頑張っていきましょうということをやったような気がします。そして、何とか自立ができるようになりそうだなということで、また5,000円にしたと。こういうこともありますから、将来、そういう声もあれば、皆さん方からとてとてという話になれば、若干それを上げるということもあるかもしれませんが、もうしばらく、5,000円ということできたところでありますので、このままさせていただきながら、もう少し村のこれからの先、この人口減で交付税が動くのではないかという中で、また検討をさせていただくということでご理解をいただければと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第65号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第65号飯舘村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第66号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第66号飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第67号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第11、議案第67号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 国民健康保険税条例、説明で1世帯平均は個人平均も含めて減になるということで、負担がね、ありましたけれども、説明資料を見ますと、所得割額、均等割についてなり、平等割、これは全て減額ということになっていきますけれども、軽減額についても減額なのでね、一律。そうしますと、軽減該当者は、前より軽減が少なくなるのかどうか、この表から見てどういうふうの実態はなるのか。

住民課長(山田敬行君) 今回の国民健康保険の本算定によりまして、所得割につきましては7.2%から8.1%に上がるということなんです、それ以外の均等割、平等割、それに伴った軽減という部分も7割、5割、2割ということで、それぞれの軽減が比較増減にありますとおりの減額になる。これにつきましては、平成30年度から福島県が国民健康保険の運営の主体となったということでありまして、飯舘村のように保険者が少ないところは医療費の増減によって保険税が影響を受けるということでありまして、3か年の平均を見て翌年の保険税を決めるという中で、約2,000万円ほど医療費が下がったということもありまして、全体の医療費は1人当たりでいきますと1世帯平均でも約9,000円ほど減ったという状況であります。(発言する者あり)

この軽減される世帯ということでありまして、後ほど条例出てきますが、600万円を超

える上位所得者の世帯。それから、それ以外は減免ということになっておりますので、この部分についての軽減の影響を受ける世帯というのは、ほぼ横ばいということになります。

7番（佐藤八郎君） 医療費無料化は続いているので……、無料化継続、まだまだ続けてもらわなくちゃならないんですけども、結局600万円以上の所得ある人の軽減に該当するかしないかありますけれども、した場合の軽減額もマイナスになるということになるのかどうか、この表を見てですよ。私はそういうふうに見えましたけれども、つまり該当になっても軽減額が前回よりは少なくなっているんだというふうに理解していいのかわか。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃっているのが軽減7割、5割、2割の軽減される額が減るかということでございまして、この表の7割、5割、2割の軽減額が、軽減額でない、これは税額ですね。税額は、7割にかかっている方、5割にかかっている方、2割にかかっている方も税額については今回安くなる。ただ、軽減額については、今住民課長言ったように、横ばいということになりますので、軽減される額が少なくなるということではないということになります。横ばいぐらいでいくということ、税額は下がるということになります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第68号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第68号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第69号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第69号飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第70号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第70号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第71号 飯舘村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第71号飯舘村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第72号 飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第72号飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第73号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第73号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第74号 相馬地方広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第74号相馬地方広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第75号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第19、議案第75号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第76号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第76号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第77号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業
農業集落排水管路工事（飯樋地区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第77号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（飯樋地区）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第78号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第23、閉会中の継続審査の件

議長（菅野新一君） 日程第23、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出どおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第24、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまです。

（午後0時02分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月16日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘